

第5章 教育相談

第1節 教育相談の意義

1 生徒指導と教育相談

中学校学習指導要領解説（特別活動編）によれば、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育的配慮をすることが大切である。」とされています。

すなわち、教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。

これら教育相談の目的を実現するためには、発達心理学や認知心理学、学校心理学などの理論と実践に学ぶことも大切です。また、学校は教育相談の実施に際して、計画的、組織的に情報提供や案内、説明を行い、実践することが必要となります。

他方で、生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のこととされます。そのことは、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう」指導・援助することでもあります（学習指導要領第Ⅰ章総則の第4の2の（3））。

教育相談と生徒指導の相違点としては、教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところにあります。

児童生徒の問題行動に対する指導や、学校・学級の集団全体の安全を守るために管理や指導を行う部分は生徒指導の領域である一方、指導を受けた児童生徒にそのことを自分の課題として受け止めさせ、問題がどこにあるのか、今後どのように行動すべきかを主体的に考え、行動につなげるようにするには、教育相談における面接の技法や、発達心理学、臨床心理学の知見が、指導の効果を高める上でも重要な役割を果たし得ます。

このように教育相談と生徒指導は重なるところも多くありますが、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的な役割を担うものといえます。

2 学校における教育相談の特質

（1）学校における教育相談の利点

学校における教育相談には、学校ならではの特質があります。学校における教育相談の利点としては、次のことが挙げられます。

① 早期発見・早期対応が可能

教員は日ごろから児童生徒と同じ場で生活しています。そのため、児童生徒を観察し、家庭環境や成績など多くの情報を得ることができ、問題が大きくなる前にいち早く気付く

ことができることは、学校における教育相談の大きな利点です。

専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候（サイン）をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能です。

② 援助資源が豊富

学校には、学級担任・ホームルーム担任を始め、教育相談担当教員、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラーなど様々な立場の教員がいます。校長、教頭は管理職ならではの指導・支援ができます。専科教員や授業担当者、部活動の顧問は、日常の観察やきめ細かいかわりが可能です。

最近ではスクールソーシャルワーカーといった外部人材（非常勤職員）も配置され始め、社会福祉的な視点からの見立てや支援も可能になりました。

このように、学校には一人の児童生徒をめぐって様々な教員が多様なかわりを持つことができ、特にその児童生徒の良いところを認め励ますことによって児童生徒を支えていくことができることが特徴であり、大きな利点といえます。

③ 連携が取りやすい

学校の内部においては、上記のように様々な教員がいて連携を取ることができます。

また、外部との連携においても、学校という立場から連携が取りやすいことが挙げられます。相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関などとの連携は、困難な問題の解決に欠かすことができません。例えば、教育相談の中で発達障害の可能性に気付いた場合には、専門家と連携することで、早期に対応が可能となります。学校では、これら関係機関との日ごろからの連携体制づくりが重要となります。ただし、かわる人が多くなると、情報の管理が難しくなります。それぞれが知り得た情報を他の関係者に全く知らせなければ連携は成り立ちません。

基本的には、その時にかかわった関係者の中で必要な限度で情報を共有し、それ以外には洩らさないという秘密の保持、個人情報の保護などについての共通認識が求められます。また、現状において、学校と関係機関との間で必ずしも十分な連携が図られている例ばかりではないことも注意が必要です。特に近年続発している児童虐待による死亡事例では、学校と関係機関との間の連携の不十分さが指摘されることも目立っています。

このように学校と関係機関が円滑に連携することができれば大きな力を発揮できる可能性がある一方で、その努力が足りずに児童生徒の命が失われるような事態をなくすためにも、関係機関との連携の在り方は、学校にとって大きな課題でもあるのです。

（２）学校における教育相談の課題

① 実施者と相談者が同じ場にいることによる難しさ

学校における教育相談は、すべての教員があらゆる機会をとらえて行うものであることは既に触れましたが、教育相談の実施者が、相談を受ける児童生徒と学校という同じ場で生活していることによる難しさというものがあります。

つまり教育相談における面接に、それ以外の場面の児童生徒と教員の人間関係が反映しがちであるということです。場合によっては、児童生徒が教育相談の場面においても「この人は自分についての知識を持っている。」等と感じ、安心して相談する気持ちを妨げる

ことがあり得ます。

このような場合には、学校における教育相談の利点である多様な援助資源を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等の、児童生徒が中立的と感じやすい者が教育相談を行えるよう校内において連携を図ることが必要です（第5章第3節でその詳細が述べられています）。

② 学級担任・ホームルーム担任が教育相談を行う場合の葛藤

学級担任・ホームルーム担任が教育相談を行う場合には、特に問題行動などに対応する場面では、児童生徒に対する指導的かわりを担わなければならない立場と、教育相談の実施者としての役割という、一見矛盾した役割を同時に担うことが求められることがあります。

このような場面では、一方で児童生徒がそのような問題を起こさざるを得なかった背景への理解を深め、その気持ちを受け止めるとともに、問題への指導も行わなければなりません。これは必ずしも二律背反の関係にあるわけではありませんが、実際に同一人が同時に行うことは容易ではないかもしれません。やはり学級担任・ホームルーム担任が一人で抱え込まずに、学校の利点を生かした対処を図ることが必要となります。

第2節 教育相談体制の構築

1 教育相談の体制づくり

（1）体制づくりの前提

教育相談の機能が発揮されている状態とはどのようなものでしょうか。例えば、教員が児童生徒に寄り添い、向き合い、その個性を生かす関係が保たれている状態は、その一つといえます。

こうした機能が発揮されるためには、生徒指導体制の中での教育相談の体制づくりの前提として、教員が児童生徒一人一人と向き合うことが可能となるような時間の確保とそのための条件整備が求められます。条件整備のためには、教員の勤務体制の改善や校務運営の見直し、事務的作業に要する業務量の削減や多忙感の軽減とゆとりの確保などを行っていく必要があります。

これらの条件整備は、教育行政の具体的施策が必要なもの、校長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって取り組むべきもの、教員一人一人の努力が求められるものなどに分かれます。特に、教員一人一人のゆとりの確保は、いわゆる燃え尽き予防の観点からも重要で、養護教諭やスクールカウンセラーのコンサルテーション的役割は大きなものがあります。

（2）体制づくりの意義

教育相談は、学校生活において児童生徒と接する教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つといえます。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築し、かつ、整備していくことが必要であり、何よりも、教育相談に対する教員一人一人の意識を高めていくことが重要です。

近年の急激な社会変動の中、家庭や地域の教育力、教育機能が低下していると言われ、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。

例えば、身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績や部活動、将来の進路、家庭生活に関すること、さらには、ネットや携帯電話を介したいじめやトラブルなど、実に様々な悩みを抱えて、児童生徒は学校生活を過ごしています。

こうした児童生徒の抱える悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言（アドバイス）や声かけを組織的に行う体制を学校全体でつくることが大切です。

もちろん、教育相談体制を構築、整備するに当たっては、家庭や地域の協力、各方面の専門家や専門機関との連携が不可欠です（第5章第4節でその詳細が述べられています）。

また、これからの教育相談は、相談室での個別面接だけでなく、特別支援教育などと連動して児童生徒の個別ニーズに即応できるよう、下表のような相談形態や相談方法の選択肢を複数用意して、多様な視点で、きめ細かく支援することができる体制を総合的に構築していくことが求められます。

図表 5－2－1 教育相談の形態、方法

代表的な相談形態	・ 個別相談 ・ グループ相談 ・ チーム相談 ・ 呼出し相談 ・ チャンス相談 ・ 定期相談 ・ 自発相談 など
代表的な相談方法	・ 面接相談 ・ 電話相談 ・ 手紙相談 ・ F A X相談 ・ メール相談 など

2 組織的な教育相談

（1）教育相談の組織

全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにすることが必要です。

教育相談に関する校内組織は、教育相談部として独立して設けられるもの、生徒指導部や進路指導部、学習指導部、保健部などの中に教育相談係といった形で組み込まれるもの、関係する各部門の責任者で構成される委員会として設けられるもの、新たに特別支援教育の分掌組織の中に組み込まれるものなど様々ですが、どのような組織がよいかは、学校種、学校の規模、職員構成、児童生徒の実態や地域性などを勘案して作ることが望ましいといえます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制の充実が図られつつありますが、教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要です。

新たにこうしたコーディネーターとなる教員を置く場合には、教育相談が学校の基盤的な機能であることを踏まえて、教育相談に十分な識見と経験を有する教員を選任することが、校長のリーダーシップとして求められます。

その際、養護教諭や特別支援教育コーディネーターがこれを兼ねたり、複数の教員がこの役割を担うようにするなど、それぞれの学校の実状により柔軟な対応が考えられます。特に、心の問題を言語化できずに何らかの身体症状で訴える児童生徒が増える中で、教育相談の組織に占める養護教諭の存在と役割は大きくなっています。

(2) 教育相談の計画

組織づくりの次に必要となるのが、教育相談に関する諸計画の立案です。

教育相談が十分な成果を上げるためには、その計画が学校の教育計画全体の中に位置付けられていなければなりません。教育相談に関する計画としては、全体計画、年間計画、さらに、それを受けた具体的な実施計画が柱となります。

このうち、全体計画には、教育相談の理念や自校の課題を踏まえて、その学校の教育相談の目標や重点事項、組織及び運営、相談計画の骨子などが明示されることになります。

また、年間計画には、相談活動の実施計画を始め、相談室の整備と運営、児童生徒理解の手立て（心理検査の実施等）、教育相談に関する教員研修、保護者や関係機関との連携などに関する事項が、学期・月ごとに整理されて示されます。

さらに、それぞれの事項がどのような方針の下に、だれが、いつ、どのように行うかの細目を、分かりやすく構造化して示したものが、具体的な実施計画です。こうした計画の立案に当たっては、次のような点に留意することが基本となります。

- ・計画の立案に携わる教育相談部（係・委員会等）の担当教員は、学校としてどのような目的で、どのような基本方針に基づいて行うのかを明らかにし、諸計画の意味などをよく説明し、全教職員の共通理解と協力を得られるように努めること。
- ・自校の実情を踏まえて、全教職員が関係する活動、スクールカウンセラーが中心となる活動、学級担任・ホームルーム担任が行う活動などに分け、より具体的な年間計画を立てること。その際、無理のない計画を立てること、新たなものを取り入れる前に、既存の教育活動を活かして計画に反映させていくこと、などが計画を実効あるものにするためには肝要です。
- ・立案担当者間の打ち合わせを随時行い、率直に意見交換のできる関係にしておくこと。なお、計画立案に当たって、担当者全員で、年度末に1年間の教育相談業務の振り返りと見直しを行うことはいうまでもありません。

(3) 教育相談の研修

教育相談の計画に基づき諸活動が展開されます。本項では、教育相談の計画の中でも重要な位置付けとなる校内教員研修について注目していきます。

教育相談で必要とされる教員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられたアセスメントやコーピングなどに関する知識と技術の両面が大切です。これらをバランスよく磨くことが、教員研修では必要です。

もちろん、このことは、教育相談担当教員にのみ求められることではなく、教育相談体制の充実のために、すべての教職員の資質向上が図られなくてはなりません。特に、校内研修会は、一般の教員にとっては、身近で機動的に実施される有効な機会といえます。

バランスのとれた校内教員研修としては、事例研究会と演習を取り入れた研修会が挙げられます。

前者については、事例提供者と特定メンバーを中心とした事例「報告」会で終わることがないように、参加者全員が率直に意見交換ができる雰囲気づくりが求められます。この雰囲気づくりと守秘義務の遵守などに関して、コーディネーターとしての教育相談担当教員の果たす役割は大きなものがあります。

また、後者については、視聴覚資料を用いた集団討議、学校カウンセリングに関するロールプレイ、アセスメントで参考資料とする心理検査を自らで実施してみるなど演習を取り入れた研修が効果的です。

その他、グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング、ストレスマネジメント教育、ピア・サポートなどのプログラムは、児童生徒を対象に実施する前に、教員研修で試行検討してみることも大切なことです（第5章第3節でその詳細が述べられています）。

【コラム】 アセスメントとは

「見立て」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのか、児童生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするものである。硬直している状態をいったん本人や家族の視点に立って見ることで、本人や家族のニーズを理解することもできる。アセスメントを行うに当たっては、校内で組織的対応を行うことが重要である。

例えば、暴力行為には、思春期の心理、発達の問題、児童虐待や薬物の影響、友人関係など様々な要因が考えられる。その理解により指導方法が異なるので、要因を情報に基づいて的確に明らかにすることなどが重要である。

【コラム】 コーピングとは

生活する中で、「困った」、「つらい」などの否定的感情が要因となり、ストレス反応が生じる。この嫌悪的で不快なストレス反応を低減させ、増幅させないことを目的とした認知機能、又はそのための対処法を指す。児童生徒への共感的立場で理解を図り、対応を考える必要がある。

（４） 教育相談の評価

教員研修を含めて教育相談の諸活動が、計画に基づいて適切に行われたか、また、計画通りに実行できなかったのはなぜかなどを振り返り、見直し、新たな課題を見出していく営みが評価活動です。

学校における教育相談は、目標の設定、計画の立案、実施及び評価のサイクルで展開されます。その扇の要に位置するのが評価であり、教育相談が活動をしたままで終わらないためにも、丁寧な評価が求められます。

評価の基本的な観点としては、次のようなものが考えられます。

- ・学校の教育目標や年間の重点目標を踏まえて、生徒指導の全体計画の一環として具体化された相談計画が立案されているか。特に、学級担任・ホームルーム担任の行う教育相談の計画と学校全体についての教育相談部（係・委員会等）の計画とに整合性があるか。
- ・事例研究会等の校内教員研修会の企画や運営が適切に行われ、学校の生徒指導上の課題解決に役立ったか。事例やテーマの設定についての希望調査及び実施後のアンケート等が行われたか。
- ・相談にかかわる情報や資料を、児童生徒や保護者に適切に提供し、また、十分な広報活動が行われたか。諸情報の呈示や印刷物による配布等、情報の提供及び伝達の仕方が適切だったか。
- ・相談室の施設・備品等の整備が図られ、児童生徒や保護者を対象とした個別の相談活動が適切に行われたか。相談の記録、保存等は適切か、また、相談の秘密は守られたか。
- ・校内の他の分掌組織との連携による児童生徒への成長を促すような指導・援助が適切に行われたか。例えば、学習面での教務部や学習指導部との連携、また、進路面での進路指導部との連携が十分に図られたか。
- ・校内連携だけでは対応が難しい教育相談ケースに対して、校外の専門家や専門機関との連携体制の構築が十分に図られたか。特に、学校・保護者・専門機関の連携に基づいて、児童生徒の指導と援助が適切に行われたか。
- ・その他、突発的で緊急を要する相談や危機対応に応じられる体制を整備できたか。特に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する「心のケア」体制が十分に整備できたか。

以上の基本的観点を参考にして、各学校の実情に応じて具体的な評価の観点を選定し、共通理解を図っていくことが大切です。

第3節 教育相談の進め方

ここでは学校で行う教育相談の進め方について、学級担任・ホームルーム担任（副担任、専科担任を含む）の立場、教育相談担当教員の立場、養護教諭の立場、管理職の立場に分けて考えます。

1 教育相談の対象、実施者及び場面

（1）教育相談の対象

教育相談はすべての児童生徒を対象にします。いじめ、不登校、非行などの問題を抱える児童生徒、また、学習や対人関係、家庭の問題等で不適応感を持ち始めてきているが、まだ非行や欠席などの具体的な行動には表れていない児童生徒、さらには、表面上は特段の問題なく元気に学校生活を送っている多数の児童生徒を対象として、学校生活への適応とよりよい人格の向上を目指して行われます。

（２）教育相談の実施者

教育相談は、教育相談担当教員や養護教諭、学級担任・ホームルーム担任、スクールカウンセラーなど限られたものだけが行うものではありません。すべての児童生徒を対象に、あらゆる教育活動を通して行うものである以上、すべての教員が、適時、適切に行うことが必要です。そのためにすべての教員が教育相談の基本について理解し、実践できるように、様々な機会に教育相談の原理や方法などについて研修を受けることが望まれます。

（３）教育相談の場面

教育相談は、あらゆる教育活動を通して行われるものですが、定期面談や呼出し面談等は教育相談の大事な場面です。

また、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業では、児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などから、様々な情報をつかむことができ、児童生徒理解を深める大切な場面といえます。その他にも、休み時間や清掃時、給食時、部活動などあらゆる場面が児童生徒理解を深める機会となります。

さらに、学級・ホームルームや学校の生活づくり、適応と成長及び健康安全、学業と進路に関する諸課題への対応に資する活動を通して児童生徒理解を深め、教育相談にも役立てることができます。

２ 学級担任・ホームルーム担任が行う教育相談

教育相談は、一部の特別な知識と技法を身に付けた教員のみが行うものではありません。教員であればだれでも身に付けなければならない教育方法の一つなのです。

学級担任・ホームルーム担任として教育相談を行うためには、①問題を解決する、②問題を未然に防ぐ、③心の発達をより促進する、などのスキルが必要です。

また、教育相談的働きかけをより有効に展開するためには、保護者と協力関係、校内の様々な教職員との連携が欠かせません。

（１）問題を解決する（問題解決的・治療的）教育相談の進め方

児童生徒の問題には、①発見しにくい問題、②なぜそのような問題が生じるのか理解しにくい問題、③原因や背景もある程度は推測できるが解決が困難な問題があります。

例えば、いじめ問題は①に相当する例が少なくありません。教員が児童生徒の間に生じているいじめを見落とししたり、児童生徒が巧妙な「いじめ隠し」を行うために容易に気付くことができないことがあるのです。

他方、不登校や場面緘黙などははっきりとした問題行動として表れるため教員も気づきやすいのですが、原因や背景は理解しにくい場合が少なくありません。これは②に相当する問題といえます。

③に相当する問題としては、親の養育態度、夫婦の不仲、家庭崩壊など家庭の要因が深くかかわっている場合、親子関係や本人の生育歴などが深くかかわる場合、うつ病など親の精神的疾患が背後にある場合などがあります。

学校教育の場ではこれらいずれの問題も生じ得るのです。学校場面で生じる生徒指導上

の問題への教育相談の進め方を挙げてみましょう。

① 児童生徒の心理的特質と問題行動についての基本的知識を持つ

児童期から青年期に至る各発達の段階で生じ得る様々な問題（例えば不登校、非行）についての知識を持つことが必要です。

また、知的能力や言語能力、心理的特質や発達の課題についてよく理解しておくことも大切です。ある発達の段階では普通に見られる行動でも、次の発達の段階でその行動が表れることは問題視しなければならない場合があるからです。

幼児期、児童期、青年期それぞれの発達の段階における児童生徒の運動能力、知的能力、認知能力、言語能力、社会的能力などを的確に踏まえた児童生徒理解が求められます。

【コラム】 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ①

・人間への基本的信頼の欠如

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくくなる可能性がある。

「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない」「教員に心を開かない」「反抗的な態度を取る」「被害感が強い」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。

② 不適応問題に気付く

児童生徒の心理的あるいは発達の問題は、不登校やいじめ、非行といった具体的問題として表れ明確になっていく場合と、教員が日常の行動観察や、児童生徒の答案など表現されたものを通して発見する場合、他の教員や保護者から指摘されたり相談されたりして気付く場合があります。

児童生徒の問題を少しでも早く発見し、問題が複雑かつ困難になる前に指導したり対応したりするためには教員の観察力が必要です。

児童生徒と学校生活の様々な場やかかわることで授業場面だけでは分からない側面を知ることができます。授業のように構造化された場面での行動と、休み時間や掃除の時間など比較的自由度の高い場面では、表れる行動が異なるからです。一人でいる時と仲間同士や集団でいる時でも行動は異なることでしょう。教室と校庭など、場所によっても異なる

かもしれません。日ごろから児童生徒とこうした様々な場面でかかわると、何か問題が生じた時に児童生徒の行動の意味を理解しやすくなり、また問題への指導や対応も円滑に行うことができます。

つまり「何事も生じていないとき」に児童生徒をよく観察しかかわりを持っておくことで、いざ何かが生じたときに、状況の判断と働きかけが適切にできるようになるのです。では、児童生徒の不適応問題に早期に気付くためのポイントを下表に掲げます。

図表 5－3－1 児童生徒の不適応問題に早期に気付くためのポイント

学業成績の変化	成績の急低下は「心が勉強から離れてきた」「心が勉強どころではない不安定な状態になっている」ことのサイン
言動の急変化	「急に反抗的になる」「つき合う友達が変わる」「急に喋らなくなる」「遅刻・早退が多くなる」などは行動の急激な変化は、本人の中で心理的に大きな変化が生じていることに対応するもの
態度、行動面の変化	顔色の優れなさ、表情のこわばり、行動の落ち着きのなさ、授業に集中できない、けがの頻発など態度や行動面に表れるサインにも注目
身体に表れる変化	頻尿、頭痛、下痢、原因不明の熱など身体に表れるサインもある
児童生徒の表現物	児童生徒の書いた作文、答案、描いた絵や作成した造形物などには、児童生徒が言葉には表現できなかった心が反映されていることに留意
その他	日常、他の教員や保護者とよい関係を築いておく 「気軽に話せる」「率直に伝えられる」「相談しやすい」関係が児童生徒についての重要な情報をもたらすことに留意

これらのことに注意して、児童生徒の不適応の早期発見に努めるようにしますが、原因のはっきりしない欠席が続く時などは保護者からの欠席理由を鵜呑みにせず「不登校の前駆症状かもしれない」、「児童虐待を受けているかもしれない」等の仮説を立て、今後の対応を検討することが必要です。

【コラム】 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ②

・心のエネルギーの枯渇

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされ学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。「気になる行動」は「もっと私のことを気にしてほしい」、「手のかかる行動」は「もっとぼくに手をかけてほしい」というメッセージでもある。

不安や放任などで心のエネルギーの枯渇している児童生徒に「がんばれ」「がまんしな

い」などといっても行動には結び付かない。児童生徒は不安と戦い心のエネルギーを満たすことに精一杯で余力がないからである。

教員が「安心感を与える」「楽しさや充実感を感じさせる」「よく認め、ほめる」ことを通して児童生徒の心のエネルギーを充足することが、指導を根付かせるために必要である。

③ 実態を更に明確に把握する

気になる行動や症状の表れの意味するものについて更に明確に把握するためには大まかなアセスメントが必要です。

児童生徒の不適応問題は、①心理環境的原因が背後にあるもの、②発達障害的原因が背後にあるもの、③その両者が交じり合ったもの、の三つに分けられます。気になる不適応問題がこれらのどこに起因するものなのか、検討します。

心理環境的原因とは、親子関係や家庭の人間関係の不安定さ、教員との人間関係や学級内でのいじめなど心理的原因と、家庭環境の急変化など環境的原因からなります。いずれも心理的なメカニズムによって問題が生じる場合です。

心理環境的原因は行動観察、家庭状況の把握、親子関係や兄弟姉妹関係の把握、生育歴の検討などによって調べることができます。

発達障害的原因とは、発達の未熟さや知的な障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群といった発達障害が背景にある場合です。また両者を合わせ有する（発達障害の二次障害として心理的問題が出現する場合が多い）場合もあります。

発達障害的原因は、まず医師の診断を得ることが大事ですが、具体的な発達状況は知能検査や発達検査によって調べます。

こうした不適応問題は、校内の教育相談担当教員や特別支援教育コーディネーター、不登校問題を担当する教員、スクールカウンセラーなどと話し合いながら検討していくとよいでしょう。そのためのケース会議（事例検討会）を開くこともよい方法です。

【コラム】 ケース会議とは

「事例検討会」や「ケースカンファレンス」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。

ケース会議の場では、対象となる児童生徒のアセスメント（見立て）やプランニング（手立て。ケースに応じた目標と計画を立てること）が行われる。事例の状況報告だけでは効果のあるものにはならないことに留意が必要である。

④ 自主的な相談への対応の仕方

児童生徒の方から自主的に相談に来る場合があります。十分な時間が取れないときは相談に使える時間を伝え、短い時間でも対応します。その際は、時間的ゆとりがあるときにまた相談に乗ることを約束するなどします。

自主的な相談は、始めは他愛もない話題であっても、そうした何気ない話題の背後にもっと重要な問題が隠れているかもしれない、という予測の下に傾聴することが大切です。深刻な問題ほど、何気ない相談から始まることが多いからです。

また、「相談したい、時間をとってほしい」と言っていたのに、いざ話を聞こうとすると沈黙が続く場合もあります。話すための心のエネルギーが枯渇している場合や、教員に向かって話すことにためらいや抵抗が生じている場合などです。

そうした場合にはカウンセリングの技法を援用するとよいでしょう。図表5－3－2に、教員が教育相談で用いるカウンセリングの技法を掲げておきます。

図表5－3－2 教育相談で用いるカウンセリング技法

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり、相談に来たことを歓迎する言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行います。
	例：「部活のあと、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」 など
傾聴	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾けます。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。
	例：「そう」「大変だったね」 など
受容	反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞きます。
繰り返し	児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになります。
	例：児童生徒「もう少し強くなりたい」 教員「うん、強くなりたい」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。
	例：児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」教員「寂しかった」
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。
	例：「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」
質問	話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問を行います。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出します。
	例：「君としては、これからどうしようと考えている？」「今度、同じことが生じたとき、どうしようと思う？」

⑤ 呼出し面接の進め方

自主的に来る相談とは異なり、教員から児童生徒を呼び出して面接を行うことを「呼出し面接」といいます。呼出し面接は様々な難しさを抱えています。

以下に、難しさの背景について例を挙げます。

- ・問題が生じたときに呼び出すため、児童生徒は「呼出し＝罰」ととらえてしまい、心を閉ざしたり、防衛的になったり、不満や反発する気持ちを表してくることが多い。
- ・教員に相談しながら問題を解決、改善しようという意欲に乏しく、他人事のように受け取ってしまう。
- ・問題発生直後に行われることが多いため、とりあえず指導しなければならない現実的な問題ばかりに気を取られ、教員も説教的、説論的になりがち。

また、呼出し面接には、面接以前の児童生徒と教員の人間関係が反映しがちです。これまでの人間関係がよければ円滑に相談は進みますが、そうでない場合には「マイナスからの出発」というハンディのある面接になります。呼出し面接を多いものにするためには、問題が生じていない時の児童生徒との関係を大切にすることが欠かせません。

呼び出すときには、理由を明確に告げるようにします。「～について、少し詳しく君の考えを聞きたいんだが」「どうしたらよいか、一緒に考えてみよう」「～のこと、心配しているんだ」というように、これからの学校生活が少しでもよいものになるために先生と話し合うのだ、と児童生徒が前向きな気持ちになるように投げかけることが大切です。

面接の場所を配慮し、面接時間をはっきり伝えることも大切です。

他の児童生徒や他の教員の目にさらされないような場所を選びます。また、あらかじめ何時から何時までと時間をはっきり告げます。時間の枠がはっきりしていると、その時間範囲の中で話を組み立て話せるからです。そのため、面接時間はできるだけ守るようにします。「約束を守る」というお手本を示すことにもなります。どうしても時間を延長するときは「もう〇分、延長したいのだが、都合はどうだい」と許可を求めるくらいの気持ちが必要です。

呼出しに応じてやって来た場合には図表 5－3－2 の「つながる言葉かけ」をまず行います。その児童生徒の問題がどうであれ、こちらの要請に応じてくれたことに感謝します。

⑥ あらゆる場面での教育相談

学校では教育相談室とは異なり十分な時間を取って面接することが難しいかもしれません。継続的に相談時間を取って相談を行うことは時間的、場所的、そして教員と児童生徒という関係の上でも困難なことでしょう。

しかしその反面、児童生徒との小さなかわりかは数多くあるはずです。例えば、休み時間や清掃時間、給食時間、教室、廊下、校庭、職員室、部活動の指導場面、学校行事場面、登下校途中、こうしたあらゆる機会を教育相談に活かします。短いやり取りでも、児童生徒の心に深く響くこともあるのです。これが成り立つにはいくつかの留意点があります。主な留意点を挙げます。

- ・ 日常の信頼関係づくりに努める。信頼関係があつて初めて教育相談が成り立つ。
- ・ 話しかけるタイミングに心を配る。他の児童生徒と一緒にのときや他の児童生徒が不審に思うような問いかけは控える。
- ・ 詰問や説教にならないように注意する。
- ・ その場で結論を出そう、納得させよう、約束させよう、としない。「先生は私のことを心配しているのだ」と伝えるだけでも十分。
- ・ 普段から児童生徒に気軽に声かけをするように心がける。
- ・ 投げかけた後のフォローも行う。

⑦ 定期教育相談の進め方

学校によっては教育相談を年間計画に位置付け、校内の児童生徒全員に定期的に実施しているところがあります。

こうした定期教育相談を行う際の進め方を以下に挙げます。

- ・ あらかじめ児童生徒について何に焦点を当てるかを一人一人定めておく。
- ・ 成長が見られた点、よくがんばっている点など、プラスの情報を用意しておく。
- ・ 児童生徒が自発的に話す場合にはまずは傾聴する。
- ・ 児童生徒の話が散漫にならないよう、時々明確化しながら聞く。
- ・ 何を訴えたいのか、本人はどうしたいのか明確にするために質問を挟みながら聞く。
- ・ 自発的な相談や話題が出てこない場合には教員から具体的な出来事やエピソードに基づいて話題を提供する。
- ・ その児童生徒なりの問題解決力を引き出すように心がける。

⑧ 守秘義務について

教育相談やスクールカウンセリングにおいて守秘義務が問題になることがあります。大切なことは、学校における相談活動の守秘義務と病院やクリニックなど治療機関における守秘義務では一部異なる部分があるということです。

学校では一人の児童生徒に複数の教員がかかわります。それゆえ守秘義務を盾に教育的にかかわりの内容や児童生徒についての情報が閉じられてしまうと、学校としての働きかけに矛盾や混乱が生じてしまい、結果的に児童生徒やその保護者を混乱に巻き込むことになりかねません。学校における守秘義務は、情報を「校外に洩らさない」という意味にとらえるべきです（守秘義務については、第6章Ⅰ第3節でその詳細が述べられています）。

面接の中で児童生徒から「だれにも言わないで、秘密にして」といった言葉が出たときには、まずしばらく話を聞いた上で、「この問題はどうしても他の先生方と協力して解決していく必要がある」と伝え、児童生徒の了解を得るのも一つの方法です。また、資料の管理と扱いにも十分に注意すべきです。

（2）問題を未然に防ぐ（予防的）教育相談の進め方

問題を未然に防ぐことは決して容易ではありません。児童生徒は常に成長しており、また学校では把握しきれない家庭生活や塾や習い事など学校外の生活があるからです。

むしろ問題が生じた時の初期対応をいかに迅速に適切に行うか、問題が一応終息した後のフォローをいかに継続的に行っていくかが現実的には重要です。過度に予防的になることで、児童生徒への指導が消極的になったり、必要以上に迷ったりしてしまうことも望ましいことではなく、問題を未然に防ぐ予防的教育相談の展開は葛藤を伴うともいえるでしょう。

ここでは教員のどのような活動や行動が予防的教育相談になるのか考えます。

① 何事も生じていないときの働きかけの大切さ

何事も生じていないときに信頼関係を築いておくことは大切です。「何事も生じていないとき」は、心にゆとりがある時です。多くの場合、問題が生じると当事者は心にゆとりがなくなります。ゆとりがなくなると人間は欠点や弱点が出やすくなってしまいます。このことは、教員と児童生徒、教員と保護者、教員同士や管理職との関係でもいえることです。

何事も生じていないときによい関係を築いておくと、いざ何事かが生じたときに、問題解決が比較的円滑にいくものです。以下に、具体的にどのようにして信頼関係を形成するかを示します。

ア 児童生徒との関係

日ごろから児童生徒一人一人に積極的な関心を持ち、児童生徒理解を図るよう心がけます。

また、児童生徒の「よいところを常に発見する」という姿勢でかかわりたいものです。教員自らが自分を率直に表現し、児童生徒と真摯にかかわるよう心がけることが大切です。

イ 保護者との関係

保護者は我が子の教育に当たる教員について二つの方法で理解を図ります。

一つは直接的に教員とかかわったり観察する方法です。授業参観や保護者会、三者面談、学校行事、教員と交わす手紙などがこれに当たります。

二つ目は、間接的に教員を理解する方法です。学級だよりの記事や成績表の所見、答案用紙へのコメントや採点の仕方、我が子から聞く教員の姿、他の保護者からの情報、我が子の学校生活への態度（意欲的、生き生きとしている、無気力、学校に行きたがらない等）から推し量るのです。

教員は常に保護者からの評価にさらされているといえるでしょう。保護者会や学校行事で来校した時、教員も児童生徒に大きな影響を与えている保護者について理解し少しでもよい関係を築く手がかりを得ようというつもりで積極的にかかわることが大切です。

教員から進んであいさつし、その児童生徒についてのプラスの情報をまず伝えます。

「親自身も知らなかった我が子の『良さ』」を教員から教えられることは保護者にとってうれしいことではないでしょうか。教員が我が子をいつもよく見守り、我が子の「良い面」を積極的に見ていると知るとは、保護者にとって大きな安心であり、子育ての意欲と喜びをもたらすものになるに違いありません。教員は保護者とかかわるこうした様々な機会をどれだけ活用しているのでしょうか。何事も生じていない時に直接、間接に信頼関係を積み重ねることが問題行動の早期発見・早期対応を可能とするのです。

【コラム】 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの③

・社会的能力の未学習

児童生徒の問題行動の背景に社会的能力の未学習が存在する場合も少なくない。

社会的能力とは社会で生きるための様々な能力である。児童生徒期に必要な社会的能力としては「自己表現力」「自己コントロール力」「状況判断力」「問題解決力」「親和的能力（人と親しく交わる力）」「思いやり」などがある。かつてはこうした社会的能力は幼いころからの家庭でのしつけや地域の人々によって時間をかけて形成されたものである。

しかし現代では、家庭教育の関心が勉強や進学に偏り、社会的能力を育てる家庭教育力の脆弱な家庭も少なくない。地域社会の連帯感の希薄化とともに地域の教育力も低下が指摘されるようになった。社会性の問題は現代の児童生徒の精神発達上大きな問題といえる。

児童生徒が「～しない」ととらえるのではなく「～できない」「～のやり方が分からない」と社会的行動がまだ学習されていない状態、あるいは誤った対応を学習してしまっている状態をとらえる視点が必要である。

② 心の危機サインに気付く

児童生徒は問題行動に陥る前に何らかの前兆の行動を示すことが少なくありません。

図表5－3－1に示したような観点を意識し、児童生徒の心の危機のサインを見逃すことなく、きちんと受け止めることが大切です。

【コラム】 育てる（発達促進的・開発的）教育相談という考え方

学校教育全体を通しての教育相談

教育相談は、児童生徒が成長過程で出会う様々な問題の解決への指導・援助ばかりではなく、学校教育全体にかかわって児童生徒の学習能力や思考力、社会的能力、情緒的豊かさの獲得のための基礎部分ともいえる心の成長を支え、底上げしていくものといえる。以下では、育てる教育相談について紹介する。育てる教育相談という考え方に関しては、現在様々な考えや方法が導入され試行されている段階といえるかもしれない。個々の教員、あるいは学校において、日々の指導の中で児童生徒の実態に応じてこうした方法を活用し互いにその成果を検討し合う時期といえる。最終的には我が国の学校教育の中に統合し組み込んでいくためにも活発な実践と相互啓発が必要である。

育てる（発達促進的・開発的）教育相談のポイント

学級雰囲気づくり	学級風土ともいう。「自由に伸び伸び振る舞える」「温かい」「協力的」「楽しい」「みんなが活躍する」といった雰囲気作りを目指す。そのためには教員がどの児童生徒も分け隔てなく接しなければならない。善悪の基準をはっきりと示し、互いが互いの学びや成長を邪魔しないよう児童生徒の生活をしっかり見守ることが必要である。
----------	--

帰属意識の維持	どの児童生徒も学級に居場所があることが大切である。集団に帰属することは人間の基本的な欲求であり、魅力的な学級であれば帰属意識を持ちやすく意欲も湧いてくる。教員は、居場所を見付けられない児童生徒に十分配慮しなければならない。「先生が自分のことを心配し見守ってくれている」という気持ちが帰属意識の芽生えにつながるようになる。
心のエネルギーの充足	児童生徒は家庭でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。中には家庭不和や放任などのために心のエネルギーをすっかり吸い取られたような状態で登校する児童生徒もいるかもしれない。「勉強どころではない」気持ちで学校生活を送る児童生徒がいるかもしれないという意識が必要である。 そうした児童生徒の存在に気づき、授業や学級活動、部活動の中で心のエネルギーが補充されるよう働きかけたいものである。 具体的には、自分の存在を認められ、大事にされている、守られていると感じる学校生活を体験させる。また、その児童生徒なりに達成したことをよくほめ、認めることで、心のエネルギーの充足を図る。そのようにして心のエネルギーが十分充足されて初めて集団行動や社会的行動に意欲を抱くようになるのである。
児童生徒理解へのかわり	児童生徒の家庭状況や学業成績、身体や行動上の問題など、しっかりと児童生徒理解を図る。どのような行動にも「そうせざるを得ない」理由があるという前提で、理解を図る。 できる限り主体的に考えさせ、自分で達成した喜びを体験させる、などの配慮を持ちたいものである。
学習意欲の育成	温かく楽しい学級の雰囲気や教員の見守り、心のエネルギーの充足、社会的能力の獲得などが学習意欲を支える。 また、分からないときにはいつでも質問できる受容的な雰囲気や教員と児童生徒が相互的にやり取りできるコミュニケーション的な授業形態なども、児童生徒の心に安心感や充実感をもたらし、そこで得られる相互理解は児童生徒と教員の関係をより深めるものとなる。 児童生徒の興味関心を刺激する教材や授業方法の工夫、意欲が湧くようなほめ言葉、認め言葉の工夫なども、学習意欲や教員との信頼関係を高め、児童生徒の学校適応を促進する大きな要因となる。 他方、学習習慣の育成に向けて児童生徒の視野を広げ、未来へと目を向けさせ、社会で必要とされる知識や知恵を伝える。こうした視野の拡大が、児童生徒に学習の意味を教え、意欲の形成や、学習習慣の育成につながるようになる。
学業へのつまずきへの教育相談的対	教科学習のつまずきが不登校など様々な問題行動につながることは少なくない。学校生活の大部分を占める授業がよく分からなけれ

応	ば、不安感や困り感にとらわれ自己イメージが低下し、心が学校から離れてしまう。 学業のつまずきの原因は①学習スキルや学習方法の未獲得、②学習習慣の未形成、③興味関心の偏り、④学業不振の累積による自己イメージの低下、⑤過期待や過干渉、過支配、放任など親の養育態度、⑥不安や情緒的混乱、⑦発達障害など様々なことが考えられる。こうした原因を検討し学校教育の中で改善可能なものに取り組んでいくことが必要である。 学習スキルの未獲得が推測される場合には、学習スキルがどの程度獲得されているかを把握する。「板書の仕方」「学習道具の整理方法」「予習復習の仕方」「参考書の利用方法」「授業中の行動」「テストの受け方」など、学習が成立するための基本的なことが未学習の場合があり得る。 また、学習のつまずきを児童生徒自身に検討させ、児童生徒が自分の理解状態を把握し、学習方法の改善を模索するのを支援するかかわりも大切である。 保護者との面談によって学業の背景にある心理的背景や家庭状況の把握を行い、知能検査や家庭環境調整が必要な場合には、教育相談担当教員やスクールカウンセラーなどと連携し、必要に応じて校外の教育相談専門機関へとつなぐことが重要である。
教員の指導性	教育相談は「児童生徒を無批判に受け入れる」かのように誤解されることがある。これは、児童生徒を受容する、児童生徒の自主性を重んじるということを表面的に理解した結果である。教育相談的配慮で大切なことは、守られた環境の中で児童生徒が、自由に伸び伸びと学校生活を送れるようにすることである。 学校では、時に競争をして切磋琢磨し、時に困難な課題に挑戦して克服する体験をすることも人格形成のためには必要である。教員は時にリーダーシップを発揮し、児童生徒の先頭に立ってモデルを示すことも重要である。他方、元気のない児童生徒、意欲に乏しい児童生徒に対しては、カウンセリング的配慮でかかわる必要がある。 教員は、この両面を児童生徒の状態に応じて自在に使い分けることが大切である。

(3) 教育相談の新たな展開

教育相談の新たな展開について簡単に紹介します。これらは、教育相談に必要な人間関係を養うのみならず、狭い意味での生徒指導の手法でもあるといえます。

なお、実施に当たっては、各教育活動の特質を考慮して、授業の中で実施したり、授業

以外の活動として実施したりするなどの工夫が求められます。

図表 5－3－3 教育相談でも活用できる新たな手法等

グループエンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。グループ体験を通してながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係作りや相互理解、協力して問題解決する力などが育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級作りや保護者会などに活用できます。
ピア・サポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。
ソーシャルスキルトレーニング	様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となります。 障害のない児童生徒だけでなく発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用されます。
アサーショントレーニング	「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。
アンガーマネジメント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法です。「きれる」行動に対して「きれる前の身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えます。 また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もあります。
ストレスマネジメント教育	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法です。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習します。危機対応などによく活用されます。
ライフスキルトレーニング	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニングです。「セルフエスティーム（自尊心）の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」

	などの獲得を目指します。 喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法です。
キャリアカウンセリング	職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようカウンセリング的方法でかかわります。

(4) 教育相談における保護者とのかかわり

① 保護者面接の意義

児童生徒の教育は、家庭の状況と切り離すことはできません。教員が学級の児童生徒と良い関係を形成しても、保護者との関係がいまひとつであればいつしか児童生徒の心は引き裂かれ、葛藤状態に置かれてしまうでしょう。そうなれば児童生徒への指導が実りにくくなることは明白です。

反対に、保護者と教員との間にしっかりした信頼関係が形成されていれば、学校で少々児童生徒の心とズレが生じて、家庭で保護者がそれをフォローし、教員と児童生徒の関係は修復されるかもしれません。

しかし近年、学校教育に対する保護者の姿勢は様変わりし、様々な意味で教員との信頼関係や協力関係が作りにくくなっているのが現状です。そればかりか、時には相互不信感や敵対感情すら漂うこともあります。児童生徒の心を育成する教育相談の中でも保護者との面接が重要な位置を占めるようになってきています。

② 保護者とのかかわりの難しさとその背景

保護者とのかかわりが難しくなるのはどんなときでしょうか。

「我が子の問題を認めようとせず、常に学校批判や学級担任・ホームルーム担任を批判する」「思い込みが強く聞く耳を持たない」「我が子の言葉のみを鵜呑みにして客観的に問題をとらえられない」「教育に不熱心で関心を持たず放任している」「不安や緊張が強く被害感が強い」「表面的には理解を示すが本心が分かりにくい」「価値観が教員と大きく隔たる」などが指摘されることが多くなっているといえるでしょう。

ア ゆとりのなさ

教育相談の中で丁寧に保護者の話に耳を傾けていくと、こうした「難しさ」の背後にあるものが見えてくる場合があります。その一つはゆとりのなさです。

学校側が「難しい保護者」と感じる場合に、その保護者自身がゆとりに欠けている場合が少なくないのです。経済的なゆとりに欠ければ、我が子の教育は二の次とならざるを得ないでしょう。我が国では、親が我が子の教育に心を配ることが当たり前のように見なされますが、貧困の問題を抱える家庭も少なくありません。

また、保護者のだれかが病気であったり、夫婦関係や嫁姑関係、親戚関係、地域との関係などに悩む場合も、親の精神的エネルギーが吸い取られ、育児や家庭教育が二の次になってしまうことがあります。

教育相談でまず行うことは、攻撃的な言葉の背後に、困惑、悩み、悲しみ、寂しさといったことを感じ、保護者が少しでもゆとりを取り戻すようにかかわることです。

イ 親行動を学び、身に付ける機会のなさ

保護者だからといって人格が完成しているとは限りません。既に獲得し成熟した面

もあれば、まだ未獲得の面もあるのです。親ばかりでなく人間はだれでも常に学習途上にあります。特に若い保護者であれば、育児や家庭教育について未熟な面があるのは当然といえます。

保護者自身が受けてきた家庭教育が親行動のモデルとしてあり、未熟な面を補いサポートする祖父母などが身近にいる場合は恵まれているといえるかもしれません。

しかし現実には、適切な家庭教育を受けることなく育ち、それゆえにより親モデルに出会うこともないまま親になった保護者も少なくありません。家事能力や育児能力に欠け、放任と見なされる保護者の背景に、適切な親モデル、援助者がいない状況で、手探りの育児をしている保護者の姿があるのです。

保護者の中には、学校でのマナー、社会人としての言葉遣いを始め、教員との人間関係の作り方や問題が生じた時の対応の仕方等々を学び、身に付ける機会が十分になかった保護者も少なくありません。

これまでに「親行動を学び、身に付ける機会が十分になかった」ととらえることで、我が子の育児や教育を通して、今、親となることを学んでいる保護者の姿が見えてきます。保護者としての成長を支援する関係形成という教育相談の課題も明確になるのです。

ウ 生じている問題の重さ

トラブルの原因となる児童生徒の問題が大きく、周囲がいろいろと手を尽くしても容易に改善されない場合も「難しい」関係になりやすいものです。特に、多動やパニック、暴力、重度のコミュニケーション障害などを伴う発達障害の場合には、問題は簡単には改善されないため、保護者と教員双方に焦りや苛立ち、無力感、将来への不安などが存在することになります。

「だれが取り組んでも難しい」ことを認め合い、責め合わず、様々な人々の力を借りながら根気強く問題に取り組んでいくことが重要になります。

また、保護者が親の介護や経済的な問題など、児童生徒の教育以外の問題を抱えている場合もあり、それらが学校や教員に伝わっていないこともあります。保護者がそのような「難しい」言動を取らざるを得ない何かがあるのかもしれない、という想像力が教育相談には必要です。

エ 価値観の多様さ

保護者は保護者なりの教育意志を持って我が子を育てているものの、その価値観が教員や学校が重要視するものと大きく異なることがあります。

例えば、教員の多くは「学校は休むべきではない」と児童生徒が学校生活に参加することを最優先に考えるのではないのでしょうか。しかし保護者は必ずしもそうではありません。海外旅行して見聞を広める方が大事と考える保護者は、数日学校を休ませても旅行スケジュールの方を優先するでしょうし、塾に遅刻させまいと学校を早退させる保護者もいます。そうした保護者にとっては、学校は「何が何でも行かねばならない」ものではなく、学習塾や習い事、地域スポーツ教室と同一線上に並んでいるといえます。

このように学校教育の中では長い間当然と考えられ、疑問にすら感じなかったことが、改めてその是非を問われるようになりました。こうした問題は「登校」ばかりでなく「制服」「頭髮・髪型」「化粧」「行事」など多岐にわたっています。保護者と教員それぞれが一方的に主張し合い相手の言い分に聞く耳を持たなければ、単に水掛け論に

終わってしまうでしょう。互いの主張に耳を傾け、それぞれの長所短所を検討し合い、実践してみて結果を再度話し合う、という冷静な実証的態度こそが必要です。児童生徒を置き去りにした論議にならないよう、常に自らに問いかけることが大切なのです。

③ 保護者面接の進め方

ア 難しい関係になる前に

何事も生じていない時に保護者とよい関係を結んでおきます。

イ 連絡の段階から相談は始まる

可能な限り直接会って話し合うようにします。また、電話連絡する場合は時間に余裕を持って行います。一方的に伝えたり、そそくさと切ったりすると、それだけで保護者の不安や不満を駆り立てることがあるからです。日時をきちんと約束し、複数の教員で会うときには学校側の関係者をあらかじめ伝えておく配慮も必要です。

ウ 率直に問題を伝える

呼出し面接の時は「とにかく来てください」といったあいまいな言い方ではなく、率直に問題を伝えます。その際「～で困っています」よりも「～なので心配しています」と、児童生徒の問題解決が目的であることを伝えるようにします。

エ 来校してくれた労をねぎらう

自発にせよ呼出しにせよ、「雨のなか、大変でしたね」などといった来校した親に労をねぎらう言葉があるとよいでしょう。

オ 時間は長すぎないよう

長くても1時間から2時間の範囲内にします。少し時間を置いてまた話し合った方が建設的に展開しやすいものです。

カ プラスの情報・具体的な話

あらかじめ他の教員などからも児童生徒本人についてのプラスの情報を得ておきます。また、理念ではなく具体的な話を行うようにします。

キ まずは保護者の話に耳を傾ける

特に自発的に来校した場合には親の訴えにじっくり耳を傾けます。言い訳したり口を挟んだりせずに話を聞きます。また、より正確に問題を把握するために相手の許可を得てノートを取りながら聞くこともよいでしょう。その際、「大事なお話ですから、メモをとらせてください」と断ることも必要です。不明な部分を質問したりしながら積極的に聞きます。相手の話が長くなる場合には、メモを基に要点を確認しながら聞いていきます。

ク 問題点を指摘するとき

児童生徒や保護者の問題を指摘する時は、学校としてはどのようにやっていこうと考えているか、家庭には何をしてもらいたいのかも加えて、前向きの話になるように心がけます。

ケ 親が無口でうまく表現できないとき

「繰り返し」や「明確化」などのカウンセリングの技法が役立ちます。

コ 精神的な問題が感じられる場合

無理やり説得しようとせずに、保護者との間で少しでも信頼関係を形成し、安心してもらえるよう心がけます。また、その保護者以外に児童生徒の問題解決のキーパーソン

となる人を探すようにします。

3 教育相談担当教員が行う教育相談

教育相談担当の校務分掌での位置付けは学校によって様々です。生徒指導部の中に位置付けられ、学校によっては特別支援教育コーディネーターや不登校問題の担当を兼ねている場合もあります。

教育相談担当教員の役割としては、（１）学級担任・ホームルーム担任へのサポート、（２）校内への情報提供、（３）校内及び校外の関係機関との連絡調整、（４）危機介入のコーディネート、（５）教育相談に関する校内研修の企画運営、（６）教育相談に関する調査研究の推進などがあります。

（１）学級担任・ホームルーム担任へのサポート

教育相談担当教員が学級担任・ホームルーム担任へのサポートを行うときは、主に次のことに留意します。

・児童生徒への対応や保護者への対応に悩む教員への支援

悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」というスタンスが望ましいものといえます。また、指導や対応に役立ちそうな資料を提供したり、他の教員から情報を収集したりして学級担任・ホームルーム担任を支援します。時には、助言（コンサルテーション）も行います。

・保護者面接への同席

学級担任・ホームルーム担任の保護者面接に同席して、少し距離を置いた中立的立場で調整を行うようにします。

・児童生徒への個別対応

必要に応じて教育相談担当教員が問題となる児童生徒とかかわります。カウンセラー的役割を取る場合には守秘義務と校内連携との間で葛藤が生じやすくなるので、配慮が必要です。

（２）校内への情報提供

教育相談の実効を上げるためには、教育相談担当教員が積極的に校内への情報提供を行うことも必要です。その際の留意点は、次のとおりです。

・教育相談担当者研修会などで得た最新情報を校内に広く提供します。

・問題となる児童生徒についての家庭環境、保護者の姿勢、兄弟姉妹についての情報などを、学年を超えて収集し、事例検討の資料として提供します。

・知能検査や発達検査の結果など他機関からの専門的情報をまとめ、校内で共通理解を図ります。

・児童生徒の指導や集団理解に役立てるよう個別式知能検査（WISCなど）や各種心理テスト（YG性格検査、エゴグラム、文章完成法など）の技法を身に付け、必要に応じ実施します。

・「教育相談だより」などの発行を通して、共有したい知識や、スクールカウンセラーや養護教諭など校内の様々な立場で児童生徒とかかわる担当者からの声などを掲載するのも一例です。

（３）校内及び校外の関係機関との連絡調整

教育相談に関する内容等について、教育相談担当教員が校内及び校外の関係機関との連絡調整を担うこともあります。

- ・校内における連絡調整

個々の教員が直面する問題が深刻な場合や学級や学年を超えて広範囲に展開している場合に、学年教諭を始め管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、不登校問題の担当、養護教諭、スクールカウンセラーなどへつなぎ、連携を図ります。また、校内に相談室が設置されている場合、相談室の利用方法や運営方法について校内でルール化し、カウンセラーと共通理解を図っておく必要があります。複数のカウンセラーが配置されている場合にはカウンセラー間の連絡調整も重要な役割となります。

- ・校外専門機関との連絡調整

問題が学校教育の範疇を超えて地域の教育機関や医療機関、福祉機関とかかわることがあります。教育相談所（室）、児童相談所、家庭支援センター、民生・児童委員、医療機関、警察、児童館など連絡を取り合い、連携して支援します。

（４）危機介入のコーディネート

危機場面への適切な対応を図るために、教育相談担当教員に期待される役割は次のようなものが挙げられます。

- ・管理職や生徒指導担当教員と協議して危機対応チームの組織化を図り、各教員の役割分担を決めます。
- ・危機への予防的対応として危機対応マニュアル作りなど危機教育を企画します。
- ・専門機関との連絡網を作成し、連携を強化します。
- ・危機対応についての知識と方法の校内研修を企画実施します。
- ・個人レベル（家出、児童虐待、交通事故、家族の事件など）及び学校レベル（校内暴力、自殺、校内事故など）、地域レベル（自然災害、火災、殺傷事件など）それぞれの危機場面に際して、危機対応チームの一員として、専門機関との連絡調整、心的外傷を負った児童生徒の調査、保護者への対応などの役割を果たします。

（５）教育相談に関する校内研修の企画運営

教育相談に関する校内研修の企画運営も大切な役割の一つといえます。その際の留意点を以下に示します。

- ・校内研修の企画運営

教員のニーズをよく受け止め、学校全体の教育方針に基づいたテーマを考えます。生徒指導上問題のある児童生徒についての事例検討、日々の教育実践に役立つ研修、新しい知識を習得する研修、体験的に学ぶ研修、学校を取り巻く大きな教育状況を学ぶ研修、地域で児童生徒にかかわる様々な立場の方に話を聞く研修など、テーマを工夫していきます。

- ・ミニ事例検討

日常場面での様々な機会を用いて児童生徒の問題を検討する機会を設けます。資料の用意がなくてもその時に教員が困っていることを出し合い、互いに助言し合っていく雰囲気づくりが大切です。これは、教員によるピア・サポート活動ともいえます。

（６）教育相談に関する調査研究の推進

例えば、いじめ問題が校内で生じているときに「いじめについてのアンケート」を作成し、児童生徒、そして教員に実施します。

「いじめについてのアンケート」などは、教員がいじめを見逃さない、一人一人の児童生徒をいじめから守る、という強い姿勢を伝える意思表示ともなります。それは児童生徒だけでなく保護者にも伝わることでしょう。

また、いじめの発件数について、児童生徒と教員の報告との間の差などを検討することも、より有効な生徒指導を行うためには重要です。

こうした、その時々教育相談の問題について客観的な情報を把握するための調査や児童生徒の精神衛生や生活時間に関する調査などを行う推進役としての役割もあります。

4 養護教諭が行う教育相談

養護教諭の職務は、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動など多岐にわたります。養護教諭の職務の特質は、全校の児童生徒を対象としており、入学時から経年的に児童生徒の成長・発達を見ることができることや職務の多くは学級担任・ホームルーム担任をはじめとする教職員、保護者等との連携のもとに遂行されることなどです。また、活動の中心となる保健室は、だれでもいつでも利用でき、児童生徒にとっては安心して話を聞いてもらえる人がいる場所でもあります。

そのため、保健室には、心身の不調を訴えて頻回に保健室に来室する者、いじめや虐待が疑われる者、不登校傾向者、非行や性的な問題行動を繰り返す者など、様々な問題を抱えている児童生徒が来室します。養護教諭は、このような問題を抱えている児童生徒と日常的に保健室でかかわる機会が多いため、そのような機会や健康相談を通して、問題の早期発見、早期対応に努めることが重要です。対応に当たっては、医療機関等の関係機関との連携の必要性の有無について適切な判断を行えるようにするとともに、学級担任・ホームルーム担任等をはじめ教育相談部などの校内組織と連携して対応に当たることが大切です。

(1) 養護教諭としての児童生徒理解と支援

① 早期発見

児童生徒は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないことから、心の問題が顔の表情や行動に現れたり、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れたりすることが多いことから、心身の健康問題の背景に心の健康問題があることが多いです。例えば、「特段の用事がないのに度々保健室に顔を出す」「爪かみや身体のかきむしりの痕がある」「不自然なげがや、頻発するげがでよく来室する」「何かと身体の不調を訴える」など、身体に表れるサインや児童虐待の兆候などを養護教諭は早期に発見することができます。

養護教諭は、児童生徒の発するサインを見逃さないようにするとともに、様々な訴えに対して、心身の健康観察や情報収集を図り、問題の背景を的確に分析することが重要です。

② 早期対応

兆候に気付いた時点で学級担任・ホームルーム担任等と話し合い、普段の学校生活の様子や学業成績、友達関係、家庭状況などの情報を照らし合わせて対応を検討します。必要

に応じて学年主任や教育相談担当教員、不登校問題の担当教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校医などと校内連携を図ります。

③ 専門機関との連携

養護教諭は日常の学校保健活動の中で医療機関や相談機関等との連携の機会を少なからず持っています。保護者に専門機関を紹介したり、学校側の窓口となり、学校と関係機関等とをつなぐ役割も果たしたりします。

④ 保健室からの発信

教員に向けては、保健室利用状況（疾病・けが別来室者、瀕回来室者等）、健康相談結果、児童生徒の生活時間や家庭での食事状況などの心身の健康に関する調査結果などの情報提供を行い、生徒指導や教育相談を実施する上での資料を提供します。

他方、家庭に向けては、児童生徒の健全な生活を支える睡眠や食事、保健衛生、健康問題への対応等について保健だよりなどで情報配信し、啓発活動を行います。また、保護者の相談にも対応するなど、学校と家庭との連携を図り、児童生徒の援助を行います。

さらに、学校によっては、「ピア・サポート」「元気を与え合う言葉かけの仕方」「友達関係のスキル」「問題解決の方法」「喫煙や飲酒、薬物の害」などについて予防的視点からの指導を行っている場合があります。

（２）留意点

養護教諭が教育相談的役割を果たすためには以下のような点に留意することが必要です。

- ・保健室で抱え込まずに、学級担任・ホームルーム担任等と連携する。
- ・教職員や管理職と日ごろからコミュニケーションをよく図る。
- ・校内へ定期的な活動報告を行う。
- ・養護教諭の教育相談的役割や児童生徒が保健室を利用した場合の養護教諭と学級担任・ホームルーム担任の連絡の在り方等について共通理解を図る。
- ・職員会議で養護教諭からの報告の機会を確保する。
- ・校内研修会で保健室からの事例を取り上げる。
- ・学校行事や学年行事に養護教諭の参加と役割を位置付ける。
- ・教育相談の校内組織に養護教諭を位置付ける。

５ 学校管理職の教育相談的役割

校長、教頭（副校長）など学校管理職は、教育相談を学校運営の中に位置付けるとともに、教員が様々な環境の中で育つ児童生徒の心をしっかりと受け止め、学習指導と生徒指導の両面において適切な指導と援助を行っていくことができるよう、環境の整備や教員への指導・助言を行う必要があります。

また、管理職ならではの児童生徒への指導や援助が功を奏することも少なくありません。他方、学級担任・ホームルーム担任が保護者との関係に行き詰まった場合、両者の間に入って関係調整を図り協力関係の形成を側面から支援する役割や、児童生徒が安全で心豊かに育つために地域住民へ向けて学校の教育姿勢を発信し、協力を求める役割もあります。

広く全体的な視点から教員の教育相談的活動を支えることが学校管理職の教育相談的役割です。具体例を以下に示します。

(1) 校内教員への心理的サポートと指導助言

教員が意欲的に教育に取り組めるような環境整備は、教育相談を充実する上でも重要なことです。学校管理職として次の点に留意しつつ、校内教員の教育相談活動をサポートします。

- ・教員の精神衛生に気を配る。
- ・意欲的に教育に取り組める職場環境づくりを推進する。
- ・個々の教員の教育指導上の問題に指導助言する。
- ・教員同士のトラブルの解決に当たる。
- ・個々の教員の悩みの相談に乗る。
- ・学校教育をめぐる新しい課題や動向について教員に啓発していく。

(2) 管理職としての児童生徒理解と支援

学校管理職として、児童生徒に対する理解を深めるとともに、学校全体の教育的雰囲気もきちんと把握し、教員の児童生徒理解の深化を支えます。その際は、次の点に留意しつつ、校内教員の教育相談活動をサポートします。

- ・校内の児童生徒の心身の発達傾向や問題を把握し対応する。
 - 「心的エネルギーは満たされているか」
 - 「社会的能力の育成は十分か」
 - 「不登校やいじめ、非行、事故などの発生状況や対応策はどうか」
- ・学校全体の教育的環境や教育的雰囲気を把握し対応する。
 - 「事故や事件など学校危機への組織的対応の指揮」
 - 「いじめの場になりやすい校舎裏や部室、死角になりやすい校内箇所の見回りの徹底などの指示による校内の安全管理の徹底」
 - 「騒音や水質、シックスクール症候群など学校環境衛生への配慮」
 - 「校内の教育的雰囲気（窮屈／ルーズ、冷ややか／温かい、落ち着かない／安定している、まとまりがない／よくまとまっている、など）の把握」
- ・児童生徒の日常生活行動を把握し発達課題を検討する。
 - 「学校生活場面での態度、言葉遣い、休み時間の行動、放課後の行動、流行の遊びなどの発達の段階に照らした検討」
- ・学級不適応のサイン、校内の精神的健康度の指標でもある、校長室や職員室に顔を出す児童生徒について把握する。
- ・学級担任・ホームルーム担任の依頼を受けるなどして、問題を抱えた児童生徒を指導する。
 - 「賞賛、励まし、説諭、注意、叱責など」

(3) 管理職としての保護者への対応

保護者間の問題の調整、保護者と教員との問題の調整・解決など、学校管理職として、保護者への対応は重要な役割です。保護者への対応に当たっては、次の点などに留意し教育相談的な対応を図ります。

- ・ 苦情・要望・悩みの相談に乗る。
- ・ 教員と保護者の間に生じたトラブルの調整と解決に当たる。
- ・ 保護者間に生じたトラブルの調整と解決に当たる。
- ・ 児童生徒の発達課題や心理的問題について啓発を行う。

（４）地域への教育相談的啓発

保護者への対応のみならず、教育相談活動を充実させるためには、地域との関係構築は重要であり、学校管理職の果たす役割は大きなものがあります。

- ・ 地域の関係者との協力体制を作る。
- ・ 地域住民に「学校だより」などを配布し、学校としての指導方針や教育活動の現況を広報する。
- ・ 地域環境を把握し、地域住人へ協力を求めて、児童生徒の安全な登下校や校外生活を見守ってもらう。
- ・ 学校代表者として地域の医療機関や相談専門機関と連携を保つ。

第４節 スクールカウンセラー、専門機関等との連携

１ 連携とは

連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることです。

教育相談の充実を図るためには、専門家との日常的な連絡と協力関係が重要になりますが、「連携」とは何か問題があった場合に、「対応のすべてを相手に委ねてしまうこと」ではありません。学校で「できること」「できないこと」を見極め、学校ができない点を外部の専門機関などに援助をしてもらうことが連携なのです。

このような連携は、コラボレーションの考え方を基に行うことが原則です。コラボレーションとは、専門性や役割が異なる専門家が協働する相互作用の過程を指します。

具体的には、教育の専門家である教員が医療や心理の専門家と一緒に、児童生徒の問題の解決に向けて、共に協力し対話し合いながら、児童生徒に対し支援を行うことです。

身近な例で考えると、情緒的に不安定な不登校の児童生徒に対し、医療や心理の専門家は「教員は児童生徒の内面を理解していない」「交友関係の調整をしていない」と教員の指導に不満を言い、教員は「専門家に任せたのだから」「学校を知らないのに」と一切の連絡を拒否するようなことがあります。

このように、互いが対立し責任を押し付け合い、疑心暗鬼になってしまうことさえあります。さらに、教員が一人で抱え込んで、何とかしようとするほど泥沼に入りこむ例も多く見られます。

こうした場合に、臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けたスクールカウンセラー等の専門家の役割が重要になります。スクールカウンセラー等の調整機能により、互いの役割が認識され、具体的な方向性が明らかになり相互支援の相乗効果が期待されます。

2 スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラー等活用事業は、不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して必要な支援をするための「心の専門家」を配置する事業です。

スクールカウンセラーは心の専門家として、公立の小学校、中学校、高等学校等に児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者と位置付けられ配置されています。

スクールカウンセラーの配置校は、平成7年度の制度創設当時では154校でしたが、平成20年度では約12,000校となっています。特に全国に約10,000校ある公立中学校のうち約8,000校に配置されているほか、公立小学校への配置についても拡充が図られているところです。

【スクールカウンセラーの主な職務】

- | |
|--|
| ・児童生徒へのアセスメント活動
・児童生徒や保護者へのカウンセリング活動 |
| ・学校内におけるチーム体制の支援
・保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
・関係機関等の紹介
・教職員などへの研修活動 など |

(1) スクールカウンセラーの役割

① 児童生徒や保護者に対する援助

まず、求められるのは、児童生徒や保護者に対する援助です。実際に、不登校、いじめ、非行傾向等の児童生徒や保護者への個別アセスメントを実施し、学習の現状や進路希望を把握した上で、効果的なカウンセリングを実施し成果を挙げています。これらの成果の要因として、スクールカウンセラーは、カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身に付けていることが挙げられます。

例えば、不登校から引きこもり傾向になった児童生徒に対して、スクールカウンセラーが平日の昼に訪問カウンセリングを実施することにより、児童生徒に付き添って一緒に相談室に登校できるようになりました。これは、児童生徒の不安を減少させながらのカウンセリング援助がうまくいった事例です。

また、保護者に対する援助では、教員以外に相談できる人がいることにより、学校や教員に対する不満等も遠慮をしないで話すことができる利点があります。保護者自身もカウンセリングを受けることにより、児童生徒に対する理解と対応の仕方に気付くことができるようになります。

② 教員に対する援助

校内の生徒指導部会議や教育相談会議にスクールカウンセラーが出席することにより、「個を大切に」「背景を理解する」などの臨床心理学的な視点が、教員の児童生徒理解の幅を広げ、結果的に問題行動の予防的効果が高まった例も見られます。

年間計画や研修の企画などについても、スクールカウンセラーの助言を得ることにより、

より意義のある効果的な年間計画や研修の企画ができた例もあります。

学校経営に積極的にかかわった例としては、スクールカウンセラーの助言から、「子ども用抑うつ尺度」を実施し、より深く児童生徒の置かれている状況や問題点を理解し、それらを踏まえて学校教育目標を改めた例もありました。

また、学習検査や各種検査の見方や個別相談での活かし方を研修で実施し成果を挙げた例もありました。臨床心理学では、「何が問題か」「どのような問題か」「問題の程度はどうか」を明らかにするアセスメントを重要視しますが、これは、積極的に学校教育にアセスメントを取り入れた例です。

また、スクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを行い、教員としての不登校児童生徒への支援について、児童生徒一人一人の背景を踏まえた援助の仕方を助言した例もあります。

さらに、スクールカウンセラーが研修で、いじめから表れる身体症状やいじめのチェックリストを公開、それに基づき教員が観察した結果、いじめを早期に発見し対応した例もあります。

③ 外部機関との連携

スクールカウンセラーは、教育機関での勤務の他に、他機関において勤務している場合があります。例えば、スクールカウンセラーが学校の他に医療関係でも勤務しているような場合には、早い段階で児童生徒を病院に紹介することもできるかもしれません。このように、スクールカウンセラーや教職員の持つノウハウや知識等を組織的に共有し、活用することも重要です。

具体的には、スクールカウンセラーが医療機関とのつなぎ役になり、学校での援助や留意点について、貴重な助言を得られた例もあります。さらに、児童相談所や警察に紹介し、より専門的な援助を受けた方がい事例の見立てや連携の仕方を助言し、学校全体でも、児童相談所と積極的な連携ができるようになった例もあります。

学校現場が児童生徒の問題のすべてを抱え込むことは困難です。また、対応までに期間がかかり、結果的に児童生徒にとって悲劇的な結果になる例もあるといわれています。

また、スクールカウンセラーが入ったからといって万能ではありません。スクールカウンセラーの経験が浅いため、児童生徒に対する援助の方針をめぐって教員と対立した例、学校におけるスクールカウンセラーの位置付けが不明確で十分に機能しない例、管理職が無理解で、スクールカウンセラーに必要な情報を与えなかった例も指摘されています。

こうした例を見ると、校内の教育相談体制が未整備であったり、校内の連絡体制が不十分であったり、窓口となる教育相談担当教員がいなかったことが原因として挙げられます。スクールカウンセラーの活用は、校内の教育相談体制の状況如何にかかっていることを忘れてはいけません。

3 スクールソーシャルワーカーとの連携

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。

児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境の問題があります。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関と連携した対応が求められています。

こうした問題があることから、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用した取組が行われています。平成 20 年度は、国における調査研究事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」が展開され、平成 21 年度からは、「スクールカウンセラー等活用事業」と同じように補助事業として実施されています。

スクールソーシャルワーカー活用事業においては、社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉に関する資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績のある者を、スクールソーシャルワーカーとして任用し、主に以下の職務を行っています。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ | |
| ・関係機関とのネットワークの構築・連携・調整 | ・学校内におけるチーム体制の構築・支援 |
| ・保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供 | ・教職員への研修活動 など |

スクールソーシャルワーカーについては、教育現場、学校の理解がまだ十分ではないことや一部には誤解も見受けられることから、スクールソーシャルワーカーの活用方法等について、教育委員会がそれぞれの実情に応じて、「活動方針等に関する指針」（ビジョン）を策定し公表することが重要です。

学校は、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒の支援をすることが重要です。また、教職員にスクールソーシャルワーク的な視点や手法を獲得させ、それらを学校現場に定着させることも同様に重要なことです。

4 その他の専門機関との連携

（１）医療機関との連携

医療機関との連携で、中心になるのは心と体の「病気」にかかった児童生徒の医療機関への紹介です。教員が最初に相談するのは、学校医が多いと考えられます。学校医の診断から他の専門医を紹介する例もみられます。他に、医師との話合いで、入院している児童生徒に定期的に教員が教材を届け、メールやFAXのやりとりで、学習を保障した例もあります。長期入院や長期欠席した児童生徒への学習保障を教育機関である学校として何ができるかということも求められています。また、入院等のため医療又は生活上の規制が継続して必要な場合には、特別支援学校（病弱）に相談したり、保護者と相談の上で病院内の学級等への転校を検討したりして、可能な限り学習が継続できるようにすることも重要です。

また、その他の医療機関との連携先としては、精神病院、精神科クリニック、心療内科、保健所、精神保健福祉センターなどがあります。それぞれの内容は表 5－4－1 の専門機

関の内容を参照してください。医療機関に紹介する場合は、日常のつながりが重要になります。

例えば、地域の医療機関の特徴を理解しておくことも必要ですし、学校での日常の様子を伝え、今後の指導の仕方について助言をもらうこともあります。精神科医を学校医とし、日常の連携に成果を挙げた学校もあります。連携の実例例を見てみましょう。

事例1：精神科クリニックとの連携

中学2年生の女子生徒は、ある日、登校を渋りだしました。養護教諭に、「体臭が気になり授業を受けることができない。最近では、みんなが自分を見ているようで教室に入ることもできない」と訴えていたそうです。養護教諭と学級担任・ホームルーム担任は、スクールカウンセラーに相談しながら支援方針を考えていきました。学級担任・ホームルーム担任が家庭訪問し、本人の状態を把握して登校を促しましたが、本人は動ける状態ではありませんでした。

スクールカウンセラーは「病的」な様子を感じ、校長に報告。学級担任・ホームルーム担任と保護者へ精神科クリニックを紹介しました。

医師の診断では、女子生徒は「対人恐怖症」の疑いがあるとのことでした。対人恐怖症は神経症の恐怖症の一つであり、特定の対象や状況に対して強い恐怖を示します。医師は、薬物療法と精神療法的なアプローチをして、通学しながらの通院を指示しました。女子生徒は、教室に入ることはできないということで、市の教育支援センター（適応指導教室）に通級しながら、カウンセリングと指導を受けるようになりました。

事例2：病院の精神科との連携

中学3年生の男子生徒は、些細なことで衝動的になるなど、感情の不安定さが目立ちました。突然泣き出したり興奮したりといったヒステリー症状を示すこともありました。興奮すると抑制できず物を壊したり、暴力を振るったりというような行為もあり、保護者はスクールカウンセラーの紹介で、総合病院の精神科を訪ねました。

医師の診断によれば、男子生徒は「青年期（思春期）境界例」が疑われました。青年期境界例は精神医学では人格全体の障害として、診断学的に位置付けられる傾向にあり、境界例特有の人格構造が解明されています。

学校は、教育機関として発達援助の立場からの役割分担を期待されましたが、本症の特徴である周囲の人を巻き込み、困らせるという行為が多く見られ、医療機関との連携を密にして役割分担をしながら指導していきました。

医療機関では、薬物療法と精神療法を中心に行いました。薬を服用するようになってから暴力行為はだいぶ治まりましたが、不安定さと級友とのトラブルは相変わらずでした。学校ではスクールカウンセラーが週に1回カウンセリングをしますが、不在のときは養護教諭や学級担任・ホームルーム担任や管理職が対応することになりました。医療機関、学校、家庭の役割分担をそれぞれ期待されましたが、実際には日常的な調整が難しく、巻き込まれて困ってしまうことが多かったケースです。

事例3：精神科病院との連携

中学3年生の男子生徒は授業中唐突に起立し、授業に関係ない発言をしたりする言動が目立ってきました。授業終了後、理由を尋ねると「授業中、後ろで悪口を言う声がしたので、それを打ち消すために立ってしまった」と言っていました。最近では、授業を抜け出したり場にそぐわないことを突然発言したり、話の内容にまとまりがなく、行動も唐突であったり、興奮したりすることもあるとのことでした。

教育相談担当教員から県の教育相談機関に電話相談をして、教育相談機関の臨床心理士から精神科の医療機関の受診を勧められました。保護者は、なかなか本人の状態を理解しようとせず、病院に行きにくいとのことでしたが、教育相談機関の臨床心理士と話し合った結果、ようやく病院に行くことができました。医師の診断によれば、統合失調症の疑いがあるとのことでした。統合失調症は20歳前後の発症が多いのですが、小学校高学年から中学校にかけて発症する例もみられ、低年齢化が指摘されています。

本例の場合、比較的早期であったことと薬物の効果が早期にあらわれたことで3ヶ月ほどの入院で退院し、その後も通院しながら、不安定になったら保健室で休むなどの対応で学校生活を過ごすことができました。

【コラム】 統合失調症とは

症状に個人差はあるが、思考や行動、感情をまとめていく能力、すなわち統合する能力が長期間にわたって低下し、幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動が見られる病態のことである。10代から30代くらいまでの比較的若年世代に起きやすく、約100人に1人程度の頻度で発病が見られる。

かつては誤解と偏見から「特別な病気」「治らない病気」などと受け取られることが多くあったが、実際には、主な治療法として、薬物療法、精神療法などがあり、適切な治療の継続により、その症状を相当程度安定化させ、軽快又は寛解することができるとされている。

(2) 児童福祉機関との連携

子どもに関する福祉について、従来児童福祉という名称が使われてきましたが、児童の権利に関する条約や国際家族年の理念の影響を受けて「子ども家庭福祉」という考え方が広まってきています。

この考え方は、今までの保護的福祉観から、利用者や住民の主体的意思を尊重する福祉観へと大きく転換させました。保健・医療・福祉の分野で言われている「ADLからQOL」が重視されているのです（ADL=Activities of Daily Living;日常生活動作と訳され、食事、排泄、着替え、入浴、就寝などの生活関連動作をいう。QOL=Quality of Life;生活の質と訳され、生活、生命、人生が心身共に充実した状態をいう）。

例えば、児童自立支援施設が行う支援の対象は、不良行為をなした児童、又はなすおそれのある児童だけでなく、家庭環境その他の環境上の理由により生活の指導を要する児童にまで拡大しています。また、希薄になっている地域の子育て支援機能を補うことを目的として、児童委員の役割に、児童福祉施設や子どもの育成活動を担う者との連携も追加されています。さらに、主任児童委員については法律上、明確に位置付けられ、このことにより児童虐待の発見や仲介、地域における子育て支援機能の充実が期待され、学校と地域の連携の担い手としての活躍が期待されています。

ある学校では、地域の主任児童委員と定期的に情報交換会を実施して、成果を挙げている例もあります。このように児童福祉機関と連携するためにも、その施設の対象者や機能は何かを理解し、学校でできることを提案することで、初めて連携がなされます。

（３）児童相談所との連携

家族や地域の子育て機能が低下する中で、子どもの心身に深い傷を残す児童虐待が急増しています。厚生労働省によると、平成 20 年度の児童相談所が受けた児童虐待に関する相談対応件数は 42,664 件と相当数に上っています。

学校及び学校の教職員には児童虐待の「通告義務」があります。学校の教職員は、その職務上児童虐待を発見しやすい立場にあることを正しく認識し、児童虐待の防止のため、適切な対応を図っていく必要があります。

児童虐待の通告先でもある児童相談所は、児童福祉法によって、児童（18 歳未満）についての諸問題について相談を受け、問題の本質、周囲の状況などを的確に把握し最も適切な処遇方針を立て、児童の福祉を図っている行政機関ですが、児童虐待だけでなく、両親不在、障害相談、養育困難などのケースで連携することも多くあります。児童相談所は、非常に多岐にわたる相談内容を扱っている機関といえます。つまり児童相談所は、子ども達の「命を守る最後の砦」としての役割が近年ますます期待されている機関なのです。

そのため、学校は、児童相談所を定期的に訪問した上で、児童生徒の事例の情報交換を積極的に担うことが求められます。地域の児童相談所とは日常的な連携をすることが望まれているのです。近年繰り返されている児童虐待による死亡事例をこれ以上出さないためにも、各学校がこの問題に対する意識を高めるとともに、児童相談所との緊密な連携を図ることが非常に大切です。

（４）刑事司法関係の機関との連携

刑事司法関係の連携先として、少年補導センターがあります（平成 21 年 4 月現在で 589 箇所）。少年補導センターは、都道府県、市町村で設置され、街頭補導、環境浄化活動や青少年に関する相談を電話や面接で少年相談担当者が応じています。

都道府県での非行防止活動は、都道府県警察本部（少年サポートセンター）や警察署等が担っています（平成 21 年 4 月で 1,399 箇所）。

少年サポートセンターの業務としては、非行少年・不良行為少年の発見や補導、要保護少年の発見や保護・通告等が挙げられます。相談業務の内容は、非行防止、犯罪等の被害からの保護、少年の健全育成に関する相談で、少年補導職員や少年担当警察官が面接や電話で対応しています。ある中学校では、少年サポートセンターと文化祭で積極的に共催行事を取り組み成果を挙げています。その他の刑事司法関係では、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、少年院、法務局や法務省の人権擁護局などがあります。

最近のケースでは、学校としての管理責任の有無を法的責任から訴えられるケースもあります。日常的に、自治体の顧問弁護士に相談することも必要です。

（５）NPOとの連携

不登校を始めとする、問題を抱えた児童生徒に対する支援については、民間施設やNP

〇等においても様々な取組がなされています。

学校、教育支援センターなどの公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、積極的に連携することで効果を挙げられる場合があります。

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合に、校長の判断で指導要録上の出席扱いとすることができるようになっていますが、民間施設やNPO等と日ごろから積極的に情報交換や連携に努め、その民間施設やNPO等の長所は何か、期待してよい役割はどのようなものか等について、十分に理解を深めておくことが必要と考えられます。

図表 5-4-1 専門機関のスタッフと内容

専門機関名	主なスタッフ	内 容
教育委員会	指導主事、職員、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士	教育課程、学習指導、生徒指導に関する相談・指導・助言、法的な助言
教育相談センター 教育相談所 教育研究所 教育相談機関	相談員、臨床心理士、医師、社会福祉士、精神保健福祉士	性格、行動、心身障害、学校生活、家庭生活等の教育に関する相談
教育支援センター (適応指導教室)	指導員、相談員、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士	不登校児童生徒の学校復帰への支援
発達障害者支援センター	相談員、指導員	発達障害に関する相談・生活支援
特別支援学校（センター的機能）	教員	障害全般に関する相談・学校支援
市町村	社会福祉主事、母子相談員、家庭相談員、臨床心理士、保育士	児童福祉法に基づき、児童等の福祉に関し、情報提供、相談対応、調査、指導を行う第一義的な窓口である。 児童相談所とともに、児童虐待の通告先となっている。
学校医を含む病院等の医療機関	医師、歯科医師、看護師	心身の疾病に関する相談・診断・予防・治療
保健所 保健センター 保健福祉センター	医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、相談員	地域保健法に基づき、各都道府県・指定都市・中核市に設置。主な業務は、栄養の改善及び食品衛生に関する事項、医事及び薬事に関する事項、保健師に関する事項、母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項、歯科保健に関する事項、精神保健に関する事項、エイズ、結核、性病、感染症その

		他の疾病の予防に関する事項、その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項等
精神科クリニック	医師、看護師、 精神保健福祉士、臨床心理士	神経症や精神的疾患に関する相談・予防・治療
総合病院の精神科	医師、看護師、 精神保健福祉士、臨床心理士	身体的な症状も含めての神経症や精神的疾患に関する相談・予防・治療
精神科病院	医師、看護師、 精神保健福祉士、臨床心理士	入院等も含めての精神的疾患に関する相談・予防・治療
精神保健福祉センター	精神科医、臨床心理技術者、 精神科ソーシャルワーカー、 保健師	精神保健福祉法に基づき、各都道府県・指定都市に設置。主な業務は、精神保健に関する相談、人材育成、普及啓発、調査研究、精神医療審査会の審査に関する事務等
児童相談所	医師、児童福祉司、 児童心理司、児童指導員	児童福祉法に基づき、各都道府県・指定都市等に設置。18歳未満の子どもに関する様々な相談（養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等）に対応。都道府県によっては、その規模などに応じ複数の児童相談所及びその支所を設置。主な業務は、児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施し指導を行う。行動観察や緊急保護のために一時保護の制度もある。
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員	不良行為を行ったりそのおそれがあり、また生活指導の必要な児童に対し、入所や通所させて、個々の状況に応じた自立支援を行う施設
児童養護施設	児童指導員、保育士、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を対象とした入所施設
情緒障害児短期治療施設	医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士	軽度の情緒障害を有する児童の治療を行う入所及び通所治療施設
児童家庭支援センター	相談員、心理療法担当職員	地域の子どもの家庭の福祉に関する相談機関
福祉事務所	社会福祉主事、相談員	生活保護や子ども家庭等の福祉に関する相談、保護実施の機関

民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受け地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導などを行う。児童虐待の通告の仲介も行う。
警察	警察官、相談員、少年補導職員	非行少年の補導・保護・検挙・捜査・少年相談の受理を行う。
少年サポートセンター	少年補導職員、警察官、相談員	警察の設置するセンターであり、子どもの非行、問題行動、しつけ、犯罪被害に関する相談を行う。
家庭裁判所	裁判官、家裁調査官、書記官	非行少年についての調査、審判を行うほか、親権や養育等の親子親族に関する家事調停や審判も行う。
少年鑑別所	法務教官、法務技官	法務省の施設であり、観護措置決定を受けた少年の収容、資質鑑別を行う。
保護観察所	保護観察官、保護司	法務省の機関であり、保護観察処分を受けた少年、少年院を仮退院した少年等に対し、社会内で指導・助言を行う。
少年院	法務教官	法務省の施設であり、少年院送致となった少年を収容し、矯正教育を実施
大学などの相談室	医師、臨床心理士、相談員	家庭、教育や心理に関する相談
電話相談	ボランティア相談員	電話での相談、自殺予防の相談

第6章 生徒指導の進め方

生徒指導を実際に進めていくに当たっては、これまで述べてきた生徒指導の意義や生徒指導の組織などの考え方を踏まえて、学校ごとにそれぞれの学校の体制や児童生徒や家庭・地域の状況に応じて具体的な指導を進めていく必要があります。第6章Ⅰでは、学校全体ですべての児童生徒を対象とした指導を行うに当たっての組織的対応の在り方や一人一人の教員の役割、具体的な指導の方法を示すととともに、第6章Ⅱでは、児童生徒が抱える個別の課題ごとに、その課題に対する理解と対応の基本的な考え方を述べています。

児童生徒全体への指導と個別の課題を抱える児童生徒の指導は別々に行われるものではなく、児童生徒理解に基づいて、それぞれの指導を進めながら、相互に関係させることで効果を上げるものです。

Ⅰ 児童生徒全体への指導

具体的な指導を進めるに当たって第一に考えなければならないのは、学校全体での指導体制を十分に機能させることです。第4章で述べてきた組織体制の下、教職員が一人一人の役割をしっかりと果たし、児童生徒全体への指導を通じて健全な成長を促すことで、豊かな人間性をはぐくむとともに、様々な問題の未然防止を図っていく必要があるという視点が欠かせません。

第1節では、具体的な組織的対応の進め方として、チームによる支援や学校種間の連携について述べています。

学校における組織的対応が効果を上げるためには、教職員一人一人が自らの責務を自覚し、必要な資質を高めるよう研鑽を積み、生徒指導において積極的に役割を担っていかなければなりません。その際には、犯罪行為の通告義務や守秘義務と説明責任など、法令等に規定されている内容やその趣旨を十分に理解しておく必要があります。第2節・第3節では、これらの一人一人の教職員の責務と役割について述べています。

このような組織的対応の原則や教職員の責務に基づいて、教職員は実際の指導を行っていくこととなりますが、その中で児童生徒への指導の大きな部分を担うのは、学級担任・ホームルーム担任です。第4節では、担任の教員が進める生徒指導について詳しく述べています。

さらに、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることがきるような安全・安心な学校づくりの観点や問題行動等の未然防止の観点から、基本的な生活習慣の確立や校内規律に関する指導、児童生徒自らが危険を予測し、それを回避して安全な行動がとれるような力の育成を学校全体で取り組んでいく必要があります。第5節・第6節・第7節でその詳細を述べています。

このように、児童生徒全体への指導を行うことは、児童生徒の成長を促し、自己指導能力を高めることにつながります。これにより、第6章Ⅱに挙げられているような個別の課題を未然に防止したり、深刻な状況になることを避けたりすることが期待されます。

第1節 組織的対応と関係機関等との連携

複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等を解決するためには、学級担任・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込むのではなく、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、養護教諭など校内の教職員や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家等を活用して学校として組織的に対応することが重要となります。

組織的対応の有効な方法の一つとして、チームによる支援があります。問題行動については、チームによる組織的対応によって、早期の解決を図り、再発防止を徹底することが重要です。また、組織的対応を進め、児童生徒の抱える課題に適切に対応していくためには、幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への系統的、継続的な生徒指導体制の構築が大切となります。

1 チームによる支援

チームによる支援とは、問題を抱える個々の児童生徒について、校内の複数の教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどがチームを編成して児童生徒を指導・援助し、また、家庭への支援も行い問題解決を行うものです。チームによる支援を行うためには、教職員間で指導の在り方について共通理解を持つとともに、チームとして協働して解決に取り組もうとする教職員の意識が重要であり、第4章で述べたように、校務分掌の明確化や全校指導体制の確立、研修の実施等が欠かせません。ここでは、それらの生徒指導の組織・体制の考え方を踏まえた上で、問題行動等への対応として有効なチームによる支援の進め方について述べます。

(1) チームによる支援の基本的な考え方

① チームによる支援の意義

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境をはじめとする児童生徒を取り巻く様々な環境が影響を及ぼしている事例も少なくありません。そのような事例に対応するためには、家庭に働きかける必要もあり、どのように対応してよいのか学級担任・ホームルーム担任だけで悩んで躊躇しているうちに事態が深刻になるというようなことは避けなくてはなりません。そのためには、いち早く学校内で情報を共有し、チームを組み、早期から対応していくことが大切です。

なお、チームによる支援には、(ア)校内の複数の教職員が連携して援助チームを編成して問題解決を行う校内連携型、(イ)学校と教育委員会、関係機関等がそれぞれの権限や専門性を生かしたネットワーク型、(ウ)自殺、殺人、性被害、深刻な児童虐待、薬物乱用など、学校や地域に重大な混乱を生じる事態に対して、緊急対応を行う緊急支援(危機対応)型があります。

② 情報共有とケース会議

問題行動等の解決のためには、児童生徒の生活全般に関する情報、家庭環境・生活に関する情報、成育や発達、心理・医療に関する情報など様々な側面から総合的に検討するための多くの情報が必要となります(児童生徒理解のための情報の収集については、第3章第4節でその詳細が述べられています)。それらの情報を円滑に共有し、合理的かつ効率

的な対応ができるようにすることが大切です。そのための有効な手段としてケース会議があります。

ケース会議とは、児童生徒一人一人が抱える課題について、本人とその環境に関する様々な情報を収集・共有するとともに、その背景や原因を分析して、その事案（ケース）の総合的な見立て（アセスメント）を行い、対応の目標の設定、役割分担を内容とする援助・支援計画を具体的に協議・決定する会議のことです。ケース会議に参加するのは、担任や生徒指導主事を核としながら、校長、教頭、必要に応じて、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラーなど、学校の状況やケースによって異なります。

（２）個別の事案に応じたチームによる支援体制の確立

① チームによる支援の検討

児童生徒の問題行動等の兆候が見られた場合や、実際に問題行動等が生じた場合に、事態を悪化させないためには、学級担任・ホームルーム担任だけで対応できるのか、担任の所属する学年団で対応できるのか、あるいは担任と学年の生徒指導担当・生徒指導主事・養護教諭などの複数の教職員でチームを編成して対応したほうがよいのか、生徒指導委員会等を開催して迅速に判断することが必要となります。

チームによる支援が必要と判断した場合は、個々のケースごとに、ケース会議を開催し、問題状況の把握や解決のための支援計画を作成できるようにしておきます。チームによる支援を行う場合には、教職員、保護者、教育委員会、関係機関等や地域との連絡・調整役（コーディネーター）が必要となります。調整役は、専門的な知識、スキル、経験等を有する生徒指導主事や管理職、養護教諭などが務めます。

コーディネーターとして、スクールソーシャルワーカーを活用する場合もあります（スクールソーシャルワーカーについては、第５章第４節でその詳細が述べられています）。スクールソーシャルワーカーは社会福祉の専門的知識・経験を活かし、家庭環境や生育環境などの生活の視点で背景・現状などを考慮したアセスメントを行うとともに、必要に応じて、関係機関との調整・連携を進め、福祉制度を活用しながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ります。例えば、児童虐待などの問題について、関係機関や専門家による支援の必要性が高いにもかかわらず、保護者の意識が低いというような事案において、スクールソーシャルワーカーが大きな役割を果たすことがあります。スクールソーシャルワーカーは、各地域の社会資源に注目し、関係機関等との「つながり」を大切に、援助・支援のネットワークの形成に努めています。

② 多様な人材の活用

チームによる支援を行う場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、支援員、学生ボランティア等を有効に活用することが望めます。彼らは、日常的な触れ合いや観察、気軽な相談や専門的カウンセリングを通して、学級担任・ホームルーム担任や教科担任が授業場面や行事等で把握しきれない行動面や心理的な面での動向を把握していたり、当該児童生徒やその保護者と親密で信頼的な人間関係を築いている場合があります。したがって、問題解決を行うためには、教職員だけで対応しなくてはならないという限定的な考え方にとらわれず、多様な人材を柔軟に活用する姿勢が必要です。

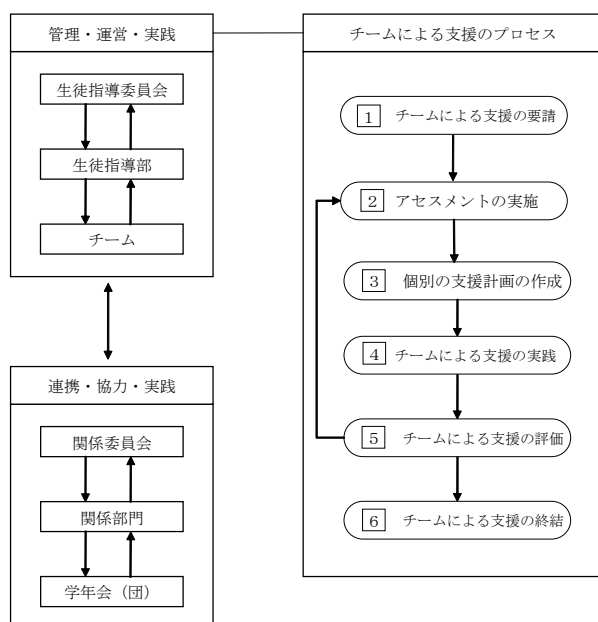
また、生徒指導に関し豊富な経験を有する校長・教員ＯＢや少年非行に見識の深い警察

官OB、心理や法的な問題に詳しい専門家などをチームに加え、協力や助言を得ることも、児童生徒の内省や立ち直りに大きな効果をもたらすことがあります（関係機関や地域との連携については、第8章でその詳細が述べられています）。多様な専門的見地から問題を分析することにより、児童生徒理解を促進させ、問題解決に向けた糸口を発見することにつながります。

（3）チームによる支援のプロセス

チームによる支援のプロセスは、アセスメント、個別の支援計画の作成、チームによる支援の実施、評価が終結に至るまで繰り返されます。具体的には、以下の[1]から[6]のとおりです。

図表 6 I - 1 - 1 チームによる支援のプロセス



1 チームによる支援の要請

深刻な問題行動や特別な支援を要する児童生徒の問題解決について、担任や保護者等から相談や要望があった場合、生徒指導委員会などの校内委員会でチームによる支援が必要かどうかを検討します。

2 アセスメントの実施

次に、関係する複数の教職員等が参加して、ケース会議を開催し、当該児童生徒に関する情報収集・分析を行い、支援の暫定的な目標や方法を検討します。これにより、暫定的にですが児童生徒のつまずきの原因や背景、悩みや不安、問題の所在や程度などが明確になります。

3 個別の支援計画の作成

アセスメントに基づいて、問題解決のための具体的な個別の支援計画を作成します。すなわち、「何を目標に（長期目標と短期目標）、だれが（支援担当者や支援機関）、どこで（支援場所）、どのような支援を（支援内容や方法）、いつまで行うか（支援期間）」を記載した個別の支援計画を作成するとともに、支援目標を達成するためのチームを編成します。個別の支援計画については、関係する委員会、部門、学年にも周知し、共通理解を図り、連携・協力体制をつくっておきます。

4 チームによる支援の実践

個別の援助・支援計画に基づいてチームによる援助・支援を実施します。チームによる支援の実施段階では、コーディネーターが中心となって、定期的にケース会議を開催します。ケース会議では、メンバーの支援行為、児童生徒や保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を把握します。特に、効果的な援助・支援については継続・発展させ、そうでない援助・支援については廃止・改善する必要があります。会議を円滑に運営するため、支援状況を簡潔に一定の書式で記録できるシート類を作成しておくといでしょう。

5 チームによる支援の評価

個別の支援計画で設定した長期的、短期的な支援目標の達成状況について学期末や学年末に総括的評価を行うことが必要です。総括的評価から目標達成に困難が予想される場合は、再度アセスメントを行い、個別の支援計画を再度作成して、チームによる支援の在り方を見直します。

6 チームによる支援の終結

個別の支援計画の目標が達成されたと判断された場合は、チーム支援を終結します。

2 学校種間や学校間の連携

（1）連携の必要性

小学校入学後の環境の変化に対応できにくい児童もあり、小学校1年生などの教室では、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況も見られています。また、児童虐待では、小学校入学前から虐待を受けているケースが多いなど、小学校と幼稚園・保育所等との連携が重要となってきています。

近年では、問題行動等の低年齢化が指摘されています。問題行動等の初発の行動が小学校段階で見られ、例えば暴力行為では、小学校3・4年生から発生件数が多くなり、学年

の進行に伴い増加しています。また、中学1年生では、不登校の生徒数の増加率が他の学年間の増加率よりも高く、かつ、その生徒の多くが小学校段階で欠席・遅刻・早退が一定の日数を超える傾向にあることが指摘されています。

高等学校では、生徒の能力・適性に応じた教育が受けられるような多様な学校が設置されるなどの取組が進められていますが、中途退学の問題などがあります。

これらの問題の背景には、家庭や地域の教育力の問題だけでなく、学校種ごとの制度の違い（学級担任・ホームルーム担任制から教科担任制への変化など）や、児童生徒の仲間集団の変化による戸惑い、児童生徒理解に必要な情報の不足、教職員の他の学校種の教育活動の理解が十分でないことなどが挙げられています。

このような状況を改善するためには、幼稚園、小学校、中学校、高等学校がそれぞれの学校種間の連続性を意識しながら教育活動を行う「縦」の連携と、学校間の交流や情報交換など「横」の連携を行い、生徒指導を組織的・継続的に行うことが重要です。学校が相互に積極的に交流を深め、連携を図ることによって、教職員が広い視野に立った教育活動を進めることが可能になり、児童生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、児童生徒の発達や抱える課題の解決をより効果的に進めることが期待されます。

（２）学校種間の連携

学校種間の連携を図るためには、教職員一人一人が幼稚園段階から高等学校段階までのつながりの中での各学校種の役割を認識して指導を行うとともに、あらかじめ学校として何に取り組むのか、年間指導計画の中に位置付ける必要があります。小中連携の観点では、中学校区を単位として小中が連携して統一的な組織対応ができるようにするのが望ましいでしょう。学校種間の連携方法の一例として、以下のようなものが考えられます。

① 合同研修の実施や生徒指導連絡会議の開催

中学校区等を単位に、生徒指導担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関の職員等が参加し、合同研修や生徒指導連絡会を開催して、当該校区の情報交換を行います。また、学校種を越えた支援が必要な場合は、学校種の担当者が合同でケース会議を開催し、問題の早期解決や長期にわたる継続的な支援ができるようにします。

② 系統的、計画的な共通プログラムの開発・実践と幼児児童生徒の交流

当該校区の実態に応じた問題行動の未然防止プログラムや社会的スキルの育成を促進するプログラム等を開発し、小学校から中学校にかけて系統的、計画的に実践します。その際、各々の学校（園）だけで取り組むだけでなく、共通の行事を計画するなど、幼児児童生徒が触れ合う機会を設けることも有効です。

特に、同じ中学校区での児童生徒の交流や中学校生活の体験などは、中学校への接続を考える上で、児童の中学校生活への不安感の軽減に効果が期待されます。

③ コンサルテーション体制の確立 小学校の養護教諭から中学校の生徒指導担当者が専門的な助言を受ける、あるいは中学校の生徒指導担当者が小学校の生徒指導担当者に専門的な助言を与えるなど、必要に応じて助言が行えるコンサルテーション体制をつくっておくとよいでしょう。
④ 人事交流の実施 教育委員会で計画的に学校種間での人事交流を行っていくことが有効です。教育や指導の連続性を理解することや児童生徒の理解につながります。

(3) 学校間の連携

学校間の連携としては、近隣の学校と学校行事や体験活動・部活動などを合同で行ったり、同じ中学校区内での小学校間の児童の交流を活動として取り入れたりすることなどが挙げられます。他校の児童生徒との交流を行うことで、望ましい人間関係づくりに必要な力をはぐくみます。

また、中学校区や市内などの同一地域だけでなく、異なる地域との学校間における連携もあります。例えば、姉妹都市など自然や社会環境が異なる遠く離れた地域の学校間での交流などの教育活動が行われている場合もあります。

教職員がこれらの連携を通して刺激を受け、各学校の活動を見直すことで、学校の教育活動の質を高め、生徒指導をより効果的に進めることにつながります。

その他に、教職員が近隣の中学校間・高等学校間で生徒指導に関する意見交換を行い、街頭指導を共同で行うなどの取組が考えられます。また、他校の児童生徒との間でトラブルを起こしたり、万引きや暴力行為などの問題行動を複数の学校の児童生徒が行ったりする場合があります。事実関係の確認や指導を、学校間で協力して行うことが必要な場合もあります（問題行動への効果的な指導については、第6章Ⅱ第1節でその詳細が述べられています）。これらの取組を行うことで、問題行動等の未然防止や効果的な指導につながります。

高等学校では、中途退学問題への対応として、高等学校間の連携による単位互換など、生徒の能力や興味・関心に応じた教育課程の改善を行っている例もあります。

第2節 生徒指導における教職員の役割

第4章や前節では、全校指導体制の確立や、組織的対応の具体的な進め方について述べました。しかし、組織体制を整備しても、一人一人の教職員が、教職員としての自覚と責任を持ち、生徒指導における役割を理解して、生徒指導に積極的に関わっていかなければ十分に機能しません。本節では、それを踏まえ、一人一人の教職員が有する責務と、教職員がどのような意識を持ち、生徒指導に取り組んでいくべきかについて説明します。

1 教職員の責務と生徒指導

教育活動を通じて、確かな学力や豊かな人間性などをはぐくむとともに、学校で児童生徒が安全・安心に過ごすことができるようにする責務を、教職員一人一人が負っています。

そのような責務を果たすため、生徒指導の観点では、当然ながら、学級担任・ホームルーム担任が担当する児童生徒の指導についての一義的な責任を負っています。また、学年主任は当該学年において、生徒指導主事や管理職は学校全体の生徒指導上の責任を有しています。

しかし、担任の教員でない場合や、担当する学級・ホームルーム以外の児童生徒である場合においても、それぞれの立場から児童生徒理解を進め、情報交換を通じて教職員間で共有し、組織的に対応することが重要です。特に、校内の児童生徒の問題行動等のサインを見付けた場合は、事案に応じて、その児童生徒の学級担任・ホームルーム担任や生徒指導主事等にその情報を伝えるなどして、学校の一員として、生徒指導の組織的対応に参画する必要があります。

学級・ホームルームや学年ごとや、生徒指導主事や養護教諭といった立場ごとに役割分担はありますが、「校内の児童生徒は全教職員でかわり、指導を行っていく」という意識を持って生徒指導を行うことにより、校内の生徒指導体制がより一層機能することとなります。

2 教職員の自己研鑽・研修の必要性

(1) 自主的な研修

教職員として研修が必要であることは、第4章第4節で述べました。教職員が児童生徒と向き合ったときに問われるのは、その人間力です。授業や生徒指導に必要な能力に加え、教職員自らが児童生徒から「こんな大人になりたい」と尊敬されるように、自己研鑽や研修を積む必要があります。

このように、教職員が必要とされる資質能力を向上させるためには、教育委員会や校内で行う職務研修に参加するだけでなく、自らが研修の機会を見付け、参加していく必要があります。日ごろから教育の専門誌に目を通したり、校内で有志による授業研究を実施したりするだけでなく、大学や企業や、民間団体において夏季休業中等に実施している講義や研修会、講演会等に参加したりすることも有効でしょう。その他に、長期社会体験研修や大学院修学休業制度などを利用することも可能です。

(2) 地域社会の理解と活動への参加

教職員は幅広く社会の出来事に関心を持つとともに、積極的に地域社会の活動に参加し、地域社会を知るように努めていくことが必要です。地域の防災訓練やボランティア活動への参加や、社会教育施設での講座の実施などの社会教育の分野においても、教職員の自発的な参加が求められています。「校務ではないから」「学校の教育活動ではないから」といって敬遠せずに、積極的に参加することで、教職員自身の視野が広がるだけでなく、地域や関係機関との信頼関係の構築にもつながるとともに、教職員自身が生涯にわたって自己実現を目指すという人間像を児童生徒に示すことにもなります。そのことによって、教職員への尊敬の気持ちや教員と児童生徒との信頼関係を強めることにもなり、学校における生徒指導を進めるに当たって有効な場合もあります。このように、教職員は自らの資質の向上のため、積極的に研修する機会を設け、自己研鑽に臨む姿勢が欠かせません。

3 告発義務

告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務（刑事訴訟法第 239 条）のことであり、教職員だけでなく、公務員全体に課されているものです。告発は、権限のある捜査機関（警察等）に対して、犯罪事実の捜査・訴追の意思表示を行うもので、文書でも口頭でも行うことができます。

生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破損、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。

他方、児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。

なお、国立学校・私立学校の教職員の場合は、公務員の告発義務は課されていませんが、犯罪行為を知った場合はだれでも告発することができるため（刑事訴訟法第 239 条）、上記のような場合には行うなど、必要に応じて警察等とも連携して生徒指導を行っていくことが期待されています。

4 部活動の指導における教員の役割

児童生徒の自主性・主体性をはぐくむためには、学級・ホームルームだけでなく、学年での活動や学校行事、委員会活動などを通じて、学校全体で生徒指導を計画し、実践していく必要があることは、これまで述べてきたとおりです（第 2 章第 4 節及び第 4 章でその詳細が述べられています）。そのような活動の一つとして、中学校・高等学校での部活動も、学校の教育活動として重要な意義を持っています。

生徒の自主的・主体的な参加により行われる中学校・高等学校の部活動は、放課後等において従来から行われてきました。学習指導要領では、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされています。部活動を通して、生徒の自己指導能力の育成が図られるよう、以下の点に留意しながら指導を行っていく必要があります。

- ・ 生徒が主体的・積極的に部活動に参加できるよう配慮する
- ・ 互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるような指導をする
- ・ 生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意する
- ・ 休養日や練習時間等を適切に設定するなど、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意した適切な活動が行われるよう配慮する

第 3 節 守秘義務と説明責任

1 守秘義務と説明責任

学校教育において最も大切なことの 하나가、学校・教職員と保護者・地域社会との信頼関係であることはいふまでもないことです。信頼関係を築くには、一方で守るべき秘密を守り、他方で尽くすべき説明は尽くすことが肝要です。学校・教員は、時により相矛盾するこの2つの要請に対応することが必要となります。以下、順に説明します。

2 守秘義務

(1) 守秘義務とは

公務員は秘密を守る義務を有します（地方公務員法第34条）。義務違反に対しては、懲戒処分及び刑事罰が加えられます。この義務は退職後も続くものです。ここでいう「秘密」とは、職務上知り得た秘密のすべてですが、たんに形式的に「マル秘」扱いされているということではなく、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められることを要すると考えられています。ただし、形式的に秘密扱いされているものを漏らせば、地方公務員法上、秘密保持に関する職務命令に違反することとなる場合があります。

国立学校の場合には、国立大学法人法第18条により、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとして、守秘義務が課されています。

また、私立学校の場合には、法律上の義務はありませんが、雇用契約上、就業規則・秘密保持契約などで同様の義務を課されているのが通常です。

また、守秘義務には、地域協議会等での要保護児童に関する情報の共有の場合のように、民間人を含む地域協議会の構成員及び構成員であった者を広く対象とするものもあります（児童福祉法第25条の5）。

(2) 守秘義務と告発義務

公務員は守秘義務を遵守しなければなりません。逆に、前節で述べたように、告発義務もあることにも注意する必要があります（刑事訴訟法第239条）。一般的には、公務員が職務上知り得た秘密については、刑事訴訟法第103条、第144条との均衡上、告発義務はないと解されています。しかし、当該事項を告発して犯人の処罰を求めることについての公益上の要請が非常に強い場合は例外的に告発を行うべきでしょう。この場合には、告発したとしても、刑事訴訟法という法令による行為ですから守秘義務違反に問われることはありません。

(3) 守秘義務と個人情報保護

国公立を問わず、学校では様々な個人情報を取り扱います。高度情報通信ネットワーク社会を迎えて、個人情報保護の重要性はますます高まっているので、個人情報の有用性にも配慮しつつ、しっかりと個人情報を保護することが必要となります。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」には、「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」ことが定められています（第7条）。同趣旨の規定は独立行政法人の場合にも存在し、また、多くの地方公共団体も同旨の条例を有しています。この場合、公務員法上の守秘義務規定とは異なり、職務上知り得た秘密である必要ではなく、およそ「その業務に関して知り得た個人情報」が対象となっており、公務員の義務は守秘義務よりも拡張されていることに

注意する必要があります。この義務の違反に対しては懲戒処分がなされることとなります。

また、私立学校も民間部門を規律する「個人情報の保護に関する法律」にいう個人情報取扱事業者になるので、教職員には法律の義務規定を守ることが求められています。個人情報の取扱いについても、就業規則や契約書で定められているのが通例です。

なお、チームでの支援などで守秘義務を負わない者がチームに加わる場合には、個人情報保護のための契約書・誓約書などを交わすというような工夫が求められるでしょう。

（４）守秘義務と情報公開・説明責任

はじめに述べたように、学校・教職員には秘密を保守する義務がある一方で、地域社会や保護者に教育情報を公開し、説明責任を尽くすことが求められます。この場合、情報公開法や情報公開条例に基づいて適法に情報を開示している限りにおいては、公務員としての守秘義務違反に問われることはないと考えられています。

３ 説明責任

（１）説明責任と情報公開

説明責任という言葉は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が制定されて以降、わが国の社会に浸透してきたものです。この法律の目的規定（第１条）に使われています。これは、もともとは、主権者たる国民から行政権の行使を託された者は、行政の運営について国民に説明する責任があるし、また説明できるように運営しなければならないという考え方です。そして、説明責任を果たすためには、情報の公開が必要であるということになります。この説明責任を、権限の行使を委ねた側から見れば、委ねた側にはいわゆる「知る権利」があると解釈することも可能です。現に、公立学校が対象となる地方公共団体の情報公開条例の中には、知る権利を目的規定に掲げるものもあります。

このような背景を持つ説明責任という言葉は、今日では、広く行政権の行使以外の場面でも用いられています。学校教育の場に当てはめてみると、教育を委ねられた者として、教育を委ねた者に教育現場の運営について説明する責任があるということです。学校運営に携わる者が負う制度的責任ということもできます。

（２）学校教育と説明責任・情報公開

説明責任を果たすには、積極的に学校・教員から情報を提供する、発信するという手法と、保護者や地域社会から求められた場合に説明するという手法があります。両者を適宜使い分けることが必要ですが、積極的な情報提供には、それが適切なものであれば、誤解を防ぎ、紛争の芽を摘む機能があります。情報公開をめぐるわが国の争訟に占める教育関係事案の比率がかなり高いことを考えると、適宜の情報提供は重要なものといえます。

求められて情報を公開する場合には、第三者のプライバシーにかかわる場合や、学校運営に支障が生ずるおそれがある場合には、求めに応ずる必要はないこととなりますが、学校運営への支障のおそれは、実質的なもので一定の蓋然性（一定程度の確実さといえます。）がなければならないとされていることに注意が必要です。

（３）地域社会への説明責任と個別の保護者への説明責任

教育の現場における説明責任は、保護者や地域全体への説明責任と個別の保護者に対する説明責任に分けて考えるのが適切です。個別の保護者には、当該児童生徒の保護者であることを踏まえた説明が必要になるからです。ただし、児童虐待が疑われるような場合などは、親権者に対しても、児童生徒の権利利益保護の観点から児童生徒の利益と相反する情報の公開をしてはならないことになります。

（４）説明責任とマスコミ対応・危機管理

地域全体への説明責任を果たす場合の手法は、平時と緊急時でも異なります。現代の情報化社会ではマスコミの取材にどのように対応するかということも重大な課題です。通常（平時）の取材であれば守秘義務と個人情報保護に注意して対応すれば足りるでしょう。もっとも、その場合でも、必ず責任者を通して取材を受けるという心構えが必要です。

しかしながら、緊急時の対応については、あらかじめ、学校としての意思を統一して危機管理の対応策を決めておくことが望ましいといえます。

例えば、児童生徒の個人情報の漏洩事故が生じた場合などは、①影響を受ける可能性のある本人及び保護者への連絡、事実報告、謝罪、②教育委員会への事実報告、③漏洩の事実の公表の３点を基本とし、事案の軽重・内容に応じて、必要な対応を選択することが考えられます。

しかし、生徒指導に関する「危機」、例えば刑事事件などが発生した場合には、より丁寧な対応が求められます。この場合には、いわゆるポジションペーパー（公式見解〔統一見解〕：当該問題に対する事実関係を客観的に示す文書で、事案の概要・現在までの経過・原因・今後の対策・学校としての見解・問い合わせ先などの内容を含みます。）を作成することが必要な場合も生じます。

重要なのは、学校として守るべき利益はなにかを見極め、個別の対応ではなくマスコミ全体に対して、迅速に、責任者が一元的に対応するあるいは対応の場を提供するということになります。

第４節 学級担任・ホームルーム担任の指導

生徒指導は、学校の全教職員によって進められるべきものですが、実際の指導に当たって、生徒指導部とともに学級担任・ホームルーム担任の果たすべき役割は大きいものがあります。もちろん、学級担任制を基本とする小学校と、教科担任制を基本とする中学校・高等学校とでは、生徒指導の組織や進め方などで異なる面もあります。しかし、学級・ホームルームは、児童生徒の学校生活の基盤をなすものですから、学級担任・ホームルーム担任の教員が生徒指導に果たす役割はとても重要です。

そこで本節では、学級経営・ホームルーム経営の内容を中心に、学級担任・ホームルーム担任の生徒指導における役割や指導の在り方を考えていきたいと思います。

1 生徒指導における学級担任・ホームルーム担任の立場

学級担任・ホームルーム担任の教員は、学級・ホームルームに所属する児童生徒と接触する機会に多く恵まれ、児童生徒の個性や家庭事情、学級・ホームルームや学校における人間関係など多くの情報を持っていると言えます。また、学級担任・ホームルーム担任は、学級・ホームルームに所属する児童生徒の様々な指導に当たるので、児童生徒の日常の姿や学校生活の状況を最もよく把握していると考えられます。

特に小学校では、一般的に学級担任が教科も担当しますので、児童の学校生活のあらゆる面にわたって触れ合い、児童を最も理解できる立場にいます。中学校や高等学校では、学級担任・ホームルーム担任が生徒の学習の様々な場面に立ち会うわけではありませんが、中学校であれば自分の専門教科、道徳、総合的な学習の時間、学級活動などの場面で、また、高等学校でも自分の専門とする教科・科目、総合的な学習の時間、ホームルーム活動などで、学級・ホームルームの生徒と接触し、継続的に生徒を理解し指導する機会に恵まれています。

こうした点から、生徒指導を進めるに当たっては、一人一人の児童生徒の性格、能力、適性、家庭環境、将来の進路希望などをよく理解し、また児童生徒や保護者と接触する機会の多い、学級担任・ホームルーム担任の教員の果たす役割が大きいと言えます。

2 生徒指導の基盤としての学級経営・ホームルーム経営

学級・ホームルームを場とする児童生徒の生活は、極めて多様な内容を持っています。そして、学校における児童生徒の人間形成ないし成長発達には、その多くが学級・ホームルームを場とする生活の中で行われます。

児童生徒は、各教科等や各種の自発的、自治的な活動や学校行事などを通して成長し発達していきます。また、そうした教育課程上の学習活動だけでなく、それ以外の各種の活動や生活場面においても成長し発達していきます。例えば、始業前における教室での仲間関係、休憩や昼食の時間での人間的な交わり、放課後における様々な活動を機会として、児童生徒の個性は伸長されていくとともに、社会的、公民的、道徳的な資質も深められていきます。

このように、学級・ホームルームの場を中心として児童生徒の生活が営まれ、児童生徒の成長発達は進められていきます。ですから、学級・ホームルームという学校生活の場面は、生徒指導を進める上でも基本となる生活場面と言えます。

この学級・ホームルームという場において、一人一人の児童生徒の成長発達が円滑にかつ確実に進むように、学校経営の基本方針の下に、学級・ホームルームを単位として展開される様々な教育活動の成果が上がるよう諸条件を整備し運営していくことが、学級経営・ホームルーム経営と言われるものです。

ですから、これを生徒指導との関係において見る場合、学級経営・ホームルーム経営の具体的な仕事として生徒指導が行われると考えてもよいわけです。つまり、学級経営・ホームルーム経営は、生徒指導の推進力の役割を果たすだけでなく、生徒指導が学級経営・ホームルーム経営の重要な内容を構成していると考えられます。

なお、学級経営・ホームルーム経営を進めるに当たっては、その前提として、清潔で潤いのある空間としての教室環境を整える工夫も重要なことです。環境が人を作ると言われ

ているように、教室がどのように整備されているかによって、そこで学習し生活する児童生徒の情緒の安定も増していきます。その意味で、教室環境の整備は、学級経営・ホームルーム経営の一つとして考えることができます。

3 学級経営・ホームルーム経営と生徒指導の進め方

(1) 児童生徒理解の深化

学級経営・ホームルーム経営と生徒指導を進める上でまず重要なことは、学級・ホームルームの児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解と言えます（児童生徒理解については、第3章でその詳細が述べられています）。

一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持っていますし、児童生徒の生育環境も将来の進路希望なども異なっています。児童生徒の中には、学校生活への不適応感や不登校傾向を示す児童生徒もいます。また、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害を含め、特別の支援が求められる児童生徒がいることもあるでしょう。

学級担任・ホームルーム担任の教員は、学級・ホームルームに多様な児童生徒がいることを前提に、学級・ホームルームでの児童生徒との人間的な触れ合い、きめ細かい観察や面接、保護者との対話を深め、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に理解していくことが大切です。

また、児童生徒は学校生活の多様な場面で活動し、日々成長発達していきます。ですから、児童生徒理解を深めるためには、他の教職員との情報交換や連携を深め、児童生徒に関する幅広い情報の収集と多面的な理解に努めることが大事です。

児童生徒理解を深めていくことは、児童生徒一人一人の内面に対する共感的理解と教育的愛情を高め、個に応じた適切な指導を進めていくうえで必要なことです。

(2) 学級集団・ホームルーム集団の人間関係づくり

学級・ホームルームにおける児童生徒の人間関係を調整し改善し、よりよい集団づくりを進めていくことも、学級担任・ホームルーム担任が行う学級経営・ホームルーム経営そして生徒指導の重要な内容です。

学級・ホームルームでの児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深くかかわっています。学級集団・ホームルーム集団には多様な個性が存在し、様々な人間関係があり、時に軋轢が生じることも多々あります。それを乗り越えて、より深い人間関係も築かれていくでしょう。しかし逆に、他者を無視したり否定したりするような人間関係の中では、いじめなどの人間関係のゆがみが生まれることが多々あります。こうした排他的な集団や人間関係の中では、児童生徒の健全な成長発達には期待できません。

学級経営・ホームルーム経営では、多様な個性や様々な人間関係を見すえながら、望ましい集団・人間関係づくりを進めていく学級担任・ホームルーム担任の適切な指導が求められます。

そのためには、児童生徒が、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手の良さを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学

級やホームルームの教育的環境を形成していくことが必要です。また、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、開かれた人間関係づくりを進めることが大切です

こうした取組を通して、学級・ホームルームにおいて児童生徒一人一人が存在感を持ち、共感的な人間関係をはぐくむ「心の居場所」としての集団が創り上げられ、その中で、児童生徒はお互いの絆を深め、自己実現を図っていくことができるようになるでしょう。

(3) 学級・ホームルームにおける生徒指導の取組

① 学級担任・ホームルーム担任が行う生徒指導の基本

学級担任・ホームルーム担任の教員は、児童生徒の学校生活の全体にかかわることが多いので、児童生徒に対する生徒指導の機会が多いと言えます。

学級・ホームルーム内では、基本的な生活のルールにかかわる指導の場面が様々に起こり得ます。小学校段階であれば、児童のわがままな態度やちょっとしたことでの友達との衝突もあります。中学校・高等学校段階では、規則に公然と違反する行動や、他者を否定するような言動が見られる場合もあります。

学校においては日常の問題行動からしっかりと注意するなど、その行為の意味やそれがもたらす結果や責任などを理解させる毅然とした指導が大切です。そのためには、「社会で許されない行為は、子どもでも許されない」といった学校全体の基本的な指導方針の下、学級・ホームルームでも児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の方針を明確に示し、児童生徒や保護者に対して「社会の一員」としての責任と義務の大切さを伝えていくことが必要です。

もちろん、そうした指導は、児童生徒一人一人に対する温かな態度や教育的愛情を前提としたものであるのは当然のことです。つまり、毅然とした生徒指導とは、学校生活に起こる様々な問題について、その行為の過ちや責任をしっかりと自覚させ、健全な成長が図られるよう温かく粘り強く指導していくことです。

また、問題が起こる前に、学級担任・ホームルーム担任は、日ごろから児童生徒の自己理解や社会認識を深め、自己指導能力を培う生徒指導の充実を図ることが必要です。このような生徒指導の充実とは、児童生徒の自己指導能力を高めていくような、適切な情報提供や案内・説明、活動体験などであり主に集団指導の場面で行われていくものです。

学級担任・ホームルーム担任は、児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の充実を図ることが大切ですが、その際、学年の担任の連携協力のもとより、生徒指導部をはじめ、他の校務分掌との連携協力を深めていくことが効果的でしょう。

② 学級担任・ホームルーム担任が行う教育相談

成長発達の途上にある児童生徒は、学校生活の中で様々な悩みや不安を持っています。それは、学習上の悩みもあれば、友人関係にかかわるもの、自分の将来に関することなど、いろいろなことが考えられます。

教育相談というと、極めて高度な専門性が必要な場合がありますが、日常の学校生活における児童生徒の不安や悩み、訴えに耳を傾けていくことも重要な教育相談の一つです。これまでも学級担任・ホームルーム担任の教員は、担任する児童生徒の訴える問題につい

て相談に乗ってきましたし、また問題を持つ児童生徒と個別的に話し合いをしています。保護者の悩みなどに対する相談にも、まず当たるのは学級担任・ホームルーム担任の教員と言えます。

学級担任・ホームルーム担任は、児童生徒の学習や生活上の様々な不安、また保護者の訴えに向き合うことが大切であり、教育相談の機会を計画的に、また随時持っていくことが必要です。こうした相談を通して、児童生徒理解も一層深まりますし、様々な問題への早期の発見や対応も可能になります。ですから、学級担任・ホームルーム担任の教員はそうした教育相談の力を高めるとともに、教育相談を一層有効適切に活かしていくことが大切です。

しかし、このことは学級やホームルームの児童生徒の問題を学級担任・ホームルーム担任が抱え込むことでは決してありません。相談の内容が、極めて深刻な場合があれば、より専門的な援助や助言などが求められる場合もあります。その場合は、学校の教職員の連携はもとより、スクールカウンセラーなどの専門家や外部の専門機関との連携を図ることが必要です（教育相談の進め方については、第5章第3節でその詳細が述べられています）。

③ 学級担任・ホームルーム担任が行う生徒指導

学級担任制を一般とする小学校では、学級担任の授業の在り方が生徒指導と深くかかわってきます。なぜなら、分かる喜びや学ぶ意義を実感できない授業は児童にとって苦痛であり、児童の学校生活への意欲を低下させ、情緒の不安定をもたらし、様々な問題行動を生じさせる原因となることも考えられるからです。ですから、小学校では個に応じた指導やきめ細かな指導に配慮し、わかる授業を通して児童一人一人が学ぶ意欲や学習への成就感をもてるよう、魅力ある授業や学級づくりを推進することが重要です。

このように小学校の学級担任の教員は、児童一人一人の特性を十分把握した上で、他の教員の助言や協力を得て、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図り、日ごろの教育活動を一層充実させることが生徒指導上でも大切です。

もちろん、中学校や高等学校でも、各教科等の授業の充実に学校全体で取り組むことが必要ですが、学級担任・ホームルーム担任としては、学級・ホームルームで行う教育活動について、生徒指導の充実の観点から授業の在り方を工夫していくことが大切です。

特に、思春期・青年期に入った児童生徒の発達の段階を考えると、学級やホームルームにおいて、社会的自立を目指す主体としての自覚と責任感を高め、社会性の一層の伸長を図ることが重要になります。また、小学校段階でも、社会性をはぐくみ、自己の生き方を考えていくことは必要なことです。幼稚園・小学校・中学校・高等学校のそれぞれを通して、児童生徒の発達の段階を踏まえて社会性をはぐくむ教育活動を進めていくことが大切です。

そのため、自分の意見や気持ちなどを言葉で適切に表現できるようにするとともに、お互いの意思と心を通い合わせるコミュニケーションの取り方を具体的に学ぶことは重要です。現在、自己表現力や伝え合う力の育成、日常の問題を解決する力の育成、自己肯定感をはぐくむための体験活動、心の健康と生活習慣の向上に関する指導など、様々な効果的な教育プログラムも開発されています。児童生徒や学校・地域の実態に応じ、それらを活用した人間関係づくり、社会的スキルの習得などに取り組むことも大切でしょう。

4 開かれた学級経営・ホームルーム経営の推進

これまで述べてきたように、学級担任・ホームルーム担任の教員が生徒指導において担う役割はとても大きなものがあります。しかし、このような役割や責任を強く考えるあまり、様々な問題を自分だけで抱え込もうとしたり、誤っていわゆる学級王国・ホームルーム王国的な考えに陥るようなことがあったりしてはならないでしょう。

学級・ホームルームの中には、いろいろな個性を持った児童生徒が存在します。多様な児童生徒の個性を伸ばし、児童生徒一人一人の健全な成長発達を促すためには、指導する担任が開かれた心を持ち、学級経営・ホームルーム経営に取り組むことが必要です。

生徒指導は、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めることが大切です。この点を踏まえ、校長や副校長、教頭の指導の下、学級担任・ホームルーム担任の教員は、学年の教員や生徒指導主事、さらに養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラーなど他の教職員と連携しながら開かれた学級経営・ホームルーム経営を進めることが必要です。また、開かれた学級経営・ホームルーム経営を進めるに当たっては、家庭や地域社会との連携を密にすることが大切です。特に、保護者との間で、学級通信・ホームルーム通信や学年通信、保護者会や家庭訪問などによる相互の交流を通して、児童生徒理解、児童生徒に対する指導の在り方について共通理解を深めることが大切でしょう。

第5節 基本的な生活習慣の確立

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために大変重要であり、様々な要素からなっています。基本的な生活習慣の各要素は、日常生活の積み重ねにより培われるものであり、食事習慣、睡眠習慣、運動習慣、排泄習慣など、幼少期からの家庭生活とかかわりが深く、人間の心身の発達や成長にかかわる生活習慣の基礎となるものと、以下に示した学校における基本的な生活習慣とに整理でき、児童生徒の成長過程の中で密接に関連しています。基本的な生活習慣の確立は、自主性や自律性をはぐくむという生徒指導を進めていくために不可欠なことです。

- ・時間を守る、物を大切にする、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣
- ・あいさつや礼儀、他者とかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣
- ・授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣

1 基本的な生活習慣の育成と課題

基本的な生活習慣は、学校・家庭・地域などの様々な生活の場において、大人や他者とかかわりの中で、発達の段階に応じて身に付けることが大切です。乳幼児期の家庭生活を中心として培った生活習慣を土台として、地域生活や学校生活など、活動範囲の広がりとともに、他者とかかわりや集団生活を経験し、学校における基本的な生活習慣などの

社会性を身に付けていきます。

しかし、近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、生活習慣の基礎が十分に培われないまま小学校へと入学するために、学校や行政機関などが、家庭の役割を担わなければならない状況が生起しています。その結果、生活習慣の乱れや問題行動を引き起こしたり、学習規律や学習意欲・態度にも影響を及ぼしたりしています。

このような現状と課題に対応するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を再認識して、それぞれが責任と自覚を持って役割を果たすとともに、相互に連携して取り組むことが重要です。

2 学校・家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域の役割

児童生徒の成長にとって、家庭教育の役割は大変重要です。教育基本法では、保護者は子どもに対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないことを規定しています。そのためには、保護者が児童生徒の教育に対する責任を自覚し、愛情を持って育てることが大切です。

また、地域においては、大人たちが積極的に児童生徒にかかわるなど、家庭や人のつながりを基盤とした地域社会の連帯感が大切であり、地縁的な地域社会の教育力を高めることが必要です。

(2) 発達の段階別特徴と学校の役割

乳幼児期は、家庭で十分な愛情を受け、基本的な信頼感を培うとともに、しつけなどを通して、基本的な生活習慣の基礎を身に付ける時期です。この乳幼児期の生活習慣は、小学生段階以降の生活習慣とのかかわりが深く、学校における基本的な生活習慣や心の健康などに影響を与えます。小学生低・中学年は、乳幼児期の延長線上にあり、保護者の影響力が強いため、生活習慣が多様化しにくい傾向にあります。しかし、小学生高学年ごろより、保護者から次第に離れる傾向となり、中学生段階以降になると、精神的な自立とともに生活の自己管理が進みます。このように、生活状況や精神発達、保護者との関係性の変化が相互に関連を持ちながら生活習慣の自立化が進みます。これらを踏まえ、学校は各段階の特徴に応じた取組を推進することが必要となります。

3 学校段階別の取組の視点と留意事項

小学生段階においては、日常生活を振り返り、自らの生活を見直す取組の充実が必要です。また、小学校への入学とともに、集団生活が始まることから、時間で区切られた規則正しい生活や授業規律、他者とのかかわりや集団生活のルールを守るなどの、学校生活における基本的な生活習慣の基礎を身に付けることが必要です。

中学・高校生段階においては、基本的な生活習慣の各要素が不規則になる、あるいは悪化することにより、焦燥感や無気力などの心理的な症状を引き起こし、問題行動の発生や学校の活動に対する意欲や行動に影響を及ぼすことが明らかになっています。また、自己効力感（自己への信頼感、ストレスへの抵抗力や対応の原動力になる資質）を高めること

が心理的症狀や問題行動、活動意欲の低下の抑制につながることから、基本的な生活習慣の育成に焦点を当てた取組と同時に、すべての段階で自己効力感を高める取組を充実させる必要があります。

以上のことから、学校段階別の特徴を踏まえた取組の視点をまとめると、「表 6 I－5－1」のようになります。具体的な取組を行うに当たっては、児童生徒の現状や各学校の特色に合わせた具体的な活動を行う必要があります。

図表 6 I－5－1 学校段階別の取組の視点

	段階	取 組 の 視 点
生活 習慣	小学生	・家庭生活の影響が大きいことを踏まえ、日常生活を振り返り、見直す取組の充実 ・友だちや家族との対話を通して、生活習慣の課題をつかみ、改善意欲をもつ取組の充実
	中学生	・自らの生活について客観的に見つめ直す機会の充実 ・意見交換を通して、生活の具体的な改善策を考え、実践に努める態度を養う取組の充実
	高校生	・社会的な自立に向けて、自らの生活習慣を自分でつくる力を育成する取組の充実 ・生徒相互の支え合いにより、人間関係を深め、生活習慣の改善を図る取組の充実
自己 効力感	全段階	・体験活動などを通して、達成体験や成功体験を積み重ねる取組の充実 ・自己理解、他者理解を通しての人間関係づくりの充実

【コラム】 「早寝早起き朝ごはん」国民運動について

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など、規則正しい生活習慣が大切である。文部科学省では、子どもの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されていることを踏まえ、平成 18 年度より、民間団体等と連携して、早寝早起きや朝食をとるといった子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けた全国的な普及啓発として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

文部科学省の調査によると、朝食摂取率や起床時間には改善が見られるものの、保護者の長時間労働やメディアといった社会環境の影響を特に受けやすい就寝・睡眠時間の改善については依然として課題となっている。このため今後は、保護者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、子どものメディアとの上手な付き合いといった視点を踏まえ、学校・家庭・地域の適切な役割分担、連携・協力による取組をより一層推進するとともに、企業を含めて社会全体の課題として理解や取組を推進していく必要がある。

第 6 節 校内規律に関する指導の基本

学校では、児童生徒に基本的な生活習慣を確立させ、規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要です。学級・ホームルームだけでなく学校全体で校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤になるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで児童生徒に安心感を与え、暴力行為、いじめや不登校といった問題を未然に防止することにつながります。

校内規律は、自らの意志ではなく校則や教員からの指導により「守られているもの」という意識から、規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむことが重要です。

1 規範意識の醸成に関する指導について

(1) 規範意識をはぐくむことの必要性

生徒指導をめぐる多様な問題状況を受けて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校すべての学校種を通しての規範意識の醸成をめざす生徒指導体制の在り方と児童生徒の実態に即した実践可能な方策を構築していくことが、どの学校においても必要不可欠な課題となっています。

また、近年の低年齢化する児童の問題行動を受けて、小学校における学級運営と生徒指導の充実改善が求められています。具体的には、校内のルールを遵守させるなど、校内の規律の維持とこれを通じた児童の規範意識の醸成という観点から、生徒指導の在り方を見直していくことが求められています。

法律上でも、教育基本法第6条において、学校教育の実施に当たっては、「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことを重視しなければならないとされ明示されています。また、学校教育法第21条においても、規範意識をはぐくみ社会の発展に寄与する態度を養うことなどが義務教育の目標として掲げられています。

以上のことから、これからの生徒指導では、規範意識をはぐくむ指導及び校内規律に関する指導を児童生徒の発達の段階に即しながら意図的計画的に推進していくことが求められています。

(2) 規範意識の醸成に関する生徒指導体制

規範意識の醸成や校内規律に関する指導は、学級担任・ホームルーム担任だけでなく、全教職員の共通理解・共通行動に基づく協力体制を整えるとともに、外部の専門機関と連携した生徒指導体制の確立が求められています（第4章でその詳細が述べられています）。

社会変化が著しい現代、家庭や地域社会においても「価値観の多様化」が進行しています。学校において生徒指導の運営方針を考えるに当たっては、これらの社会の動向に目を向け、一般社会と乖離しないような校内規律とすることが重要です。そして、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という学校としての生徒指導の方針や姿勢を外部に積極的に発信することが必要です。また、すべての問題を学校内だけで解決しようとはせず、家庭や地域社会に対して、児童生徒の健全育成についての働きかけをすることが求められています。

生徒指導の運営方針などを外部に積極的に発信していくためには、各学校の教育理念に基づいた教職員間の合意形成と指導の一貫性が必要です（第4章第1節でその詳細が述べ

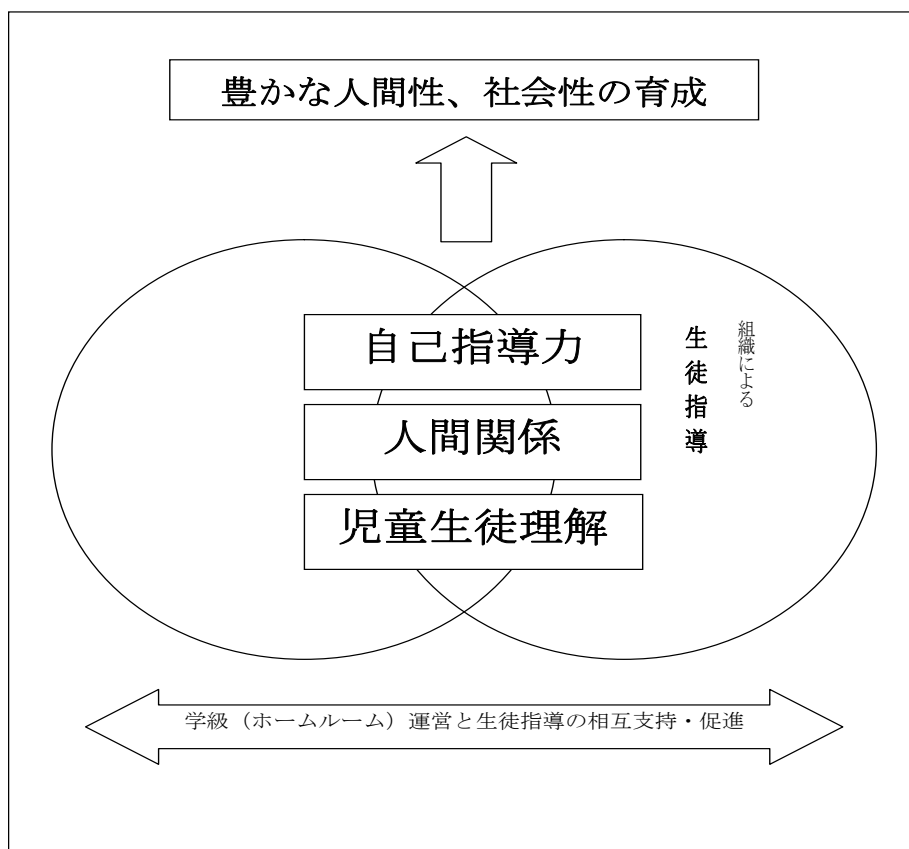
られています）。具体的には、各学校種における児童生徒の発達の段階と実態に即した指導基準を明確にし、児童生徒及び保護者などに、入学後の早い段階に生徒指導の指導基準や校則などの周知徹底を図ることが重要です。

2 校内規律に関する学校の指導

校内規律に関する指導は、主に校則や学習に関するきまりなど、校内生活を営む上でのきまりを守るという指導として行われます（校則については、第7章第1節でその詳細が述べられています）。児童生徒の発達の段階に応じて、自らの意志ではなく保護者や教員などからの指導助言によって規範を守り行動することから、自ら規範に従って行動することへと規範意識の醸成を図り、はぐくんでいくことが大切です。また、学校の集団生活の秩序を維持する指導と、小学校・中学校・高等学校における学校種間連携をふまえた児童生徒の社会的自立を促進する生徒指導も不可欠です。そのためには、学級・ホームルーム運営と生徒指導が相互に補完し合って学校全体としての生徒指導の充実・強化を図っていく必要があります（図表6 I－6－1）。

以下、学校生活を営む上で必要な規範意識の醸成を踏まえて、小学校・中学校・高等学校における日常的な指導の在り方について示していきます。

図表6 I－6－1 学級・ホームルーム運営と生徒指導の関連図



(1) 小学校における指導の在り方

小学校における規範意識の醸成は、その後の学校生活を送る上での基礎となることから

重要な課題となっています。小学校では、学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面ににかかわることから、児童理解の充実を図っていくことが生徒指導上の要点となります。また、学級担任が児童の心や行動の実態を十分に把握していなければ、一人一人の児童に規範意識の内面化を実現していくことは困難であると思われます。

しかし、現代社会において、個々の児童の心や行動が見えにくい状況は確実に広がっています。学校と家庭との緩衝材であった地域社会の機能は低下し、地域内における保護者同士の交流は、減少傾向にある状況が見られます。だからこそ、学校は、家庭や地域住民と積極的に連携・協力し、教員は児童の実態を把握し、児童理解を深めることが必要です。一方、学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互補完し合い学校全体としての生徒指導となっていることが重要です。

児童の規範意識の醸成は、家庭におけるしつけが核となります。しかしながら、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っています。これからの生徒指導では、個々の学級で取り組むだけでなく、学年や学校全体として取り組むことが大切です。また、小学校1年生では、入学してくる幼稚園や保育所との連携を、6年生では進学先の中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努めることが重要です。

（2）中学校における指導の在り方

中学校では、問題行動の多様化・複雑化・深刻化が進行し、規範意識の低下など、深刻な状況にあります。生徒指導では、中学生の特徴と思春期の理解を基本とし、「個の育成」と規範意識の向上のために「集団の育成」の観点を踏まえた取組が必要です。

規範意識の育成において学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという共通認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組むことが必要です。そのためには、教職員の共通理解の下、一貫性のある指導に日々当たるとともに、生徒個々が規則を守ることの必要性を考える機会をつくることも大切です。例えば、特別活動の時間や生徒会活動等の自治的活動を活性化させることは有効な方策であると思われます。

規則違反や問題行動に対しては、すべての教職員が指導できる校内体制をつくり、継続的な指導を続けることが必要です（第6章Ⅱ第1節でその詳細が述べられています）。また、家庭に対しても情報を発信し、家庭と学校が生徒に社会的ルールや責任を身に付けさせることを共通の目的として取り組むことも必要です。さらには、学校教育と家庭教育が役割分担を明確にし、相互に連携して取り組むことや、地域社会や様々な人材とのネットワークを活かした指導をしていくことが求められています。

（3）高等学校における指導の在り方

高等学校では、個人の自由と責任や権利と義務の意義についての自覚を一層深める指導とともに、規範意識の向上が重要な課題となっています。そのために、学校においては、日常的に「社会で許されない行為は、学校でも許されない」といった毅然とした指導方針を示すことが必要です。

具体的には、喫煙は「未成年者喫煙禁止法」に違反していること、万引きは刑法では「窃盗罪」に当たることなど、生徒の問題行動と関係法規との関係を明確にし、生徒に対して「社会の一員」としての責任と義務を指導していくことが重要です。また、校則につ

いて、生徒会活動などの特別活動をはじめとするあらゆる教育活動において考えさせたり、討議させたりするなど自律性を高める工夫も重要です。高等学校の生徒指導が義務教育と大きく異なる点は、「退学」「停学」といった法的効果を伴う懲戒処分が校長に認められていることです。しかしながら、懲戒処分は、生徒の社会的自己指導能力を育成するための手段の一つとして、教育的見地に基づいて行われなければならないものです（第7章第2節でその詳細が述べられています）。

第7節 児童生徒の安全にかかわる問題

児童生徒の健やかな成長こそ、明日の社会の希望であり、児童生徒が安心して学べる環境を作るのは、大人社会の責務であると言えます。とりわけ、学校は、児童生徒が安全に安心して過ごせる場所であることが大前提であり、すべての保護者の願いでもあります。しかし、通学路における誘拐や傷害などの犯罪、学校への侵入者など学校の内外において、児童生徒等が犠牲となる事件・事故災害の発生や、交通事故や地震・風水害などの自然災害に巻き込まれる事故も引き続き生じています。また、深刻ないじめや暴力行為といった児童生徒間のトラブル、インフルエンザなどの感染症の伝染など、児童生徒の安全にかかわる様々な問題に遭遇する可能性があります。他方、将来、児童生徒は社会に出て、犯罪などの事件や事故、他者とのトラブルなどを回避し、自らがその身を守っていかなくてはなりません。

そのためには、学校において、児童生徒の安全を守るための取組を行うとともに、児童生徒の発達の段階に応じて、児童生徒が社会で生きていく中で遭遇し得る危険やその対処法などを指導し、社会の中での様々な危険について自ら判断し、自らの身を守ることができる能力や態度を身に付けるように指導することが重要です。

学校教育法第21条第8号では、学校教育の目標として、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うことや、学校保健安全法第26条においても、児童生徒に生じる危険について、適切に対処することに努めなければならないとされています。

本節では、これらの児童生徒をめぐる安全の問題の中でも、事件・事故災害等に関する安全教育として学校が取り組むべき内容について述べます。このような指導を行うことで、様々な危険を予測することが可能になり、場合によっては児童生徒が主体的に危険に対応することができるようになります。また、危険に対応する能力がはぐくまれることで、その他の生活上の様々な危険を未然に防止したり、深刻な事態になることを避けたりすることができるのです。

1 児童生徒を取り巻く危険と安全教育

児童生徒の生命と安全に関する学校安全の分野でも、多くの課題が認められます。通学途中の交通事故は後を絶たず、また、学校の管理下における事故災害も多く発生し、不審者による誘拐や傷害などについても注意を要するところです。このような児童生徒の危険に対して学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要であり、安全管理だけでなく、児童生徒自らが危険を予測し、それを回避して安全な行動がとれるよう、学校における安全

教育の充実が求められています。なお、これらの詳細については、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）にその詳細が述べられています。

（１） 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにあります。具体的には、次の三つの目標が挙げられます。

- ① 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする
- ② 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする
- ③ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする

（２） 発達の段階に応じた安全教育

① 小学校

ア 低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにすることが重要です。

また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるように指導します。

イ 中学年では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにすることが重要です。

ウ 高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする必要があります。また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるように指導する必要があります。

② 中学校

小学校までに学習した内容をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにします。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要です。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにします。

③ 高等学校

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さ

について一層理解を深めます。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにします。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにします。

④ 特別支援学校

児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにします。

2 安全教育の進め方

学校における安全教育は、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級活動・ホームルーム活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることとなりますが、さらに、児童（生徒）会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものです。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要があります。すなわち、安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進することが重要です。また、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切です。

なお、指導計画の推進に当たっては、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備して進めるよう留意しなければいけません。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが考えられます。さらに、校内における安全教育とPTAや地域社会における活動等との関連も欠くことができないものです。

（1）安全教育の具体的な取組

① 関連教科等における安全学習

各教科における安全学習については、体育科及び保健体育科を中心に、系統的に進めていく必要があります。特に、事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当など、保健の学習において計画的に実施されなければいけません。また、他の教科においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する安全学習を行ったり、必要に応じて学習活動を安全に行うための安全指導を行ったりすることになります。

② 学級活動における安全指導

安全指導としては、例えば、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育

成するなどの内容が考えられます。これらの内容については、日常生活で具体的に実践できるようにすることが大切です。なお、安全指導については、関係団体等の協力を得て実施される防犯教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要です。また、防犯や交通安全の指導を行うに当たっては、保護者と連携するなどして作成した「地域安全マップ」の活用を行うなど、日常生活で具体的に実践できるよう工夫することが大切です。

③ 学校行事における安全指導

交通安全指導は、学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などに関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などが考えられます。この場合は、交通事故の実態、道路の歩行、横断、信号機等交通安全施設の利用、自転車の安全な乗り方、ヘルメットの着用や自転車の点検・整備、さらに、二輪車・自動車の機能や特性などについて、学年又は全校の児童生徒等を対象とした交通安全講話や訓練その他の実践的な指導を行います。

防災避難訓練は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等の災害の発生に際して、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことを目指して行われる実践的な指導の場です。このような避難等の指導は、年間を通じて計画的に行うようしなければなりません。また、災害などの発生の際、幼児や高齢者、障害のある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切です。

防犯指導は、登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行ったり、校外で、誘拐や傷害などの犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの先生や大人に知らせる、110 番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設けたりすることなどが挙げられます。児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要です。また、学校や地域の実情に応じて地域の関係機関・団体やPTA（保護者）の協力・参加を得ることが不可欠です。

安全意識を高めるための行事としては、毎月の学校における安全指導日や、国民安全の日、防災の日、防災週間などの地域における行事との関連を図りながら行う講話、映画会、児童生徒等の安全に関する意見や調査研究物、作文、標語、ポスターなどの発表会等が考えられます。

④ 児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導

「生活安全」「交通安全」「災害安全」の問題に関して、児童会・代表委員会、生徒総会や生徒会役員会、さらに、各委員会の活動等で話し合い、問題解決、実践等の活動を通して学校生活の充実や改善向上を図っていくことになります。

児童会・代表委員会の議題には、「校庭での安全な遊び方を工夫しよう」などのように児童が学校生活の中で当面している安全に関する問題が取り上げられることが考えられます。生徒総会等では、生徒が当面する学校生活の諸問題、例えば、学校における事故、登下校時の交通事故などの問題に関する基本的な行動目標を審議し、生徒会として実践していくことになります。

クラブ活動等では、用具や器具を取り扱いながら活動することが多いので、児童生徒の用具や器具の取扱いの習熟の度合いを考慮して活動する必要があります。

（２）安全教育と安全管理における組織活動

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って推進する必要があります。児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取組を一層進めていくことが大切です。学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていくことが重要です。

Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導

児童生徒が抱える課題は、一人一人の児童生徒によって様々であるので、児童生徒集団の全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できないという場合が少なくありません。一人一人の児童生徒の性格、能力などや、さらに生活環境、発達程度、学校での生活の状況など、一人一人の児童生徒に応じた効果的な生徒指導が必要とされています。すなわち、児童生徒全体への指導の前提として、「個」としての一人一人の児童生徒の問題をなおざりにしないという姿勢を持つべきであるということを忘れてはならないということです。

教員は、すべての児童生徒には問題行動の要因が潜在している可能性があるということに常に念頭に置き、児童生徒の発するサインを見逃さないよう、日ごろから、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域とのネットワークづくりを進めるなどの方法により、児童生徒理解を着実に進め、問題行動の早期発見に努める必要があります。その上で、問題行動の迅速な事実確認を行い、その原因を分析し一人一人の児童生徒に応じた指導方針を確立することが重要です。

また、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題ごとの特質を踏まえて指導することが必要となります。個別の課題を抱える児童生徒の悩みを解消するためには、児童生徒全体への指導の中では解決が困難であり、悩みの原因となっている個別の課題の改善に取り組まざるを得ない場合も少なくないからです。

例えば、「ネット上のいじめ」の対応では、第3章に示したように、教員は、児童生徒の性格、能力、生活環境、交友関係などの特性や問題を十分理解しつつ、児童生徒の発するサインを見逃さずに早期発見に努め、問題行動の事実を正確に把握し、その背景を明らかにした上で、本章第6節の「いじめ」や第7節の「インターネット・携帯電話にかかわる課題」に示した、個別課題にかかわる専門的な知識に基づいて、校内での指導、家庭への支援・措置、関係機関との連携などの効果的な措置を講ずる本章第1節の考え方を実践していくことが適切であるということです。

このように、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、個別課題の特質を理解し、一人一人の児童生徒に合った指導方法や対応、あるいは関係機関との連携など、適切で効果的な指導をすることが重要であるため、本章では、第1節における日常的な観察などによる早期発見と効果的な指導を個別の課題を抱える児童生徒への指導の基本としつつ、第2節以降の個別の課題に応じた専門的な対処を講ずることにより、問題行動への一層の効果的な解決を図ることを念頭に置いて説明を展開しています。

第1節 問題行動の早期発見と効果的な指導

1 問題行動についての理解

問題行動といえば、一般的には行動が乱暴で、学習に意欲がなく、ルールやマナーを平気で破り、教員や保護者の言うことを全く聞かない児童生徒であると考えがちです。また、中学校や高等学校になると、学校には来ずに駅周辺にたむろしたり、夜になると盛り場な

道を歩き回ったりする、飲酒・喫煙を繰り返すなど、問題行動を繰り返す生徒も出てきます。しかしながら、学校生活で友人もほとんどなく、学級活動・ホームルーム活動、学校行事にもほとんど参加せずに、他人への関心をもたず自分の殻に閉じこもっている児童生徒も要注意です。このような児童生徒は、粗暴な行動はない、学業成績も案外悪くないという場合も見られます。また、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある児童生徒の場合、自己の興味関心へのこだわりが強すぎることで他人への配慮に欠けることがあり、極端に友人が少なかったり、集団になじめないなどの状況になっている場合があります。このような児童生徒に対して、教員は特段の注意を払わない場合が少なくありません。しかしながら、将来、自立が困難であったり、社会とうまくかかわることが困難な状態になる可能性が大きいことから、これらの児童生徒に対しては、特段の配慮が必要です。

先に述べたような、行動が乱暴で、学習に意欲がなく、ルールやマナーを平気で破る児童生徒、小学校では、おとなしくほとんど目立たなかった児童が、長じて社会に出てからは社会を支える人になる、積極的な活動をしている場合も多く見られます。

したがって、問題行動を次のような視点からとらえる必要があります。

① すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること

子どもから大人になる段階での問題行動ととらえ、一過性の逸脱行為、社会的に自立していくための試行錯誤と考えることが大切です。特に、心身の変動の激しい思春期は、好ましくない社会的な影響を受けやすく、いつだれもがなる可能性があります。学校は十分な指導も行わずに学校の限界を主張したり、保護者の教育力がない、地域の協力がいないなど、指導できない理由ばかりを述べる傾向もあります。問題行動が起こるとよく言われる「まさかあの子が」「もっと注意していれば」というような事態にならないよう、問題行動の予防に努めることが大切です。

② 小学校で問題行動の予兆があること

中学校や高等学校で問題行動の原因を振り返ってみると、小学校段階でその予兆がある場合があります。喫煙、飲酒、万引き、暴力行為などは小学校高学年から始まっている場合も見られます。「見て見ぬ振りをする。」「小学生だからまあいいではないか。」と安易に考えて問題を放置し、毅然とした指導をしていない場合は、思春期になり再発する場合があります。高等学校では、おとなしく特に目に付く問題行動はなかったものの、小学校・中学校段階で何らかのつまずきや特異な行動などの予兆があった場合があります。個人情報に留意して、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校間の連携を行うことが必要です（学校種間の連携については、第6章Ⅰ第1節でその詳細が述べられています）。小学校では、各学校で必ず生徒指導担当者を置き、学校体制として生徒指導を進めていくことが大切です。

③ 成長を促す生徒指導を進めること

問題行動が起こらないようにするための手だてを考えていくことは、究極的には学校教育の質を向上させることであります。問題行動を予防するには、学校生活を意義深く過ごし得る条件を作り上げる積極的立場から考えていくことが大切です。それぞれの教員が児童生徒の人間性を信じ、児童生徒が本来持つ将来の可能性、潜在能力を正しく生かすことができるよう心がけ、自己指導能力の育成を図っていかなければなりません。そのために

は、学級・ホームルームでの話し合い、ロールプレイ、体験活動など、学校全体で、自己存在感を感じたり、望ましい人間関係をつくる取組を行っていくことが大切です（第2章第4節、第6章I第4節でその詳細が述べられています）。

④ 発達障害と問題行動

LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の特性が、直接の要因として問題行動につながることはありません。発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、周りがそれと気づかずに、やる気の問題や努力不足という見方で無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、失敗やつまずきの経験だけが積み重なります。こうしたことがきっかけとなり、ストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低下を招くことになり、さらなる適応困難、不登校や引きこもり、反社会的行動等、二次的な問題としての問題行動が生じることがあります。

発達障害の特性のある児童生徒は、経験したことのふり取りや多面的に物事をとらえることを苦手になっている場合が多いので、その都度、原因となった事象や状況の把握、適切な対処の仕方などを児童生徒一人一人の特性を踏まえて丁寧に教えていく指導が必要です。

2 問題行動の早期発見

（1）児童生徒の発する問題行動のサイン

問題行動につながるサインとして、以下のようなものがあります。このような児童生徒の発するサインを見逃さないことは重要ですが、これはあくまで目安であり、このことをもって直ちに問題行動の前兆であると判断して指導することは難しい場合もあります。しかし、これらのサインは問題行動の前兆であるかも知れず、教員が当該児童生徒の理解を進め、指導の手を差し伸べる必要があるとの意識を持って、教職員が注意深く児童生徒を観察し、働きかけを行うことによって、問題行動を未然に防ぐことができるようになります。このようなサインが見られる児童生徒については、学校全体で組織的に対応することが大切であり、いわゆる学級王国的に学級・ホームルーム担任が一人で抱え込んでいては根本的な解決はできません。

① 服装など
・ 髪型、服装などに気を配り、特異が目立つようになります。学校のきまりを守らなくても平気になります。
② 言葉遣い
・ 保護者や教員の指導に対して、言い逃れ、うそ、反抗、無視があります。
・ 投げやりで乱暴になります。下品な言葉や児童生徒が通常使わない言葉を言います。
③ 友人関係・人間関係
・ 急に人間関係が変わり、孤立します。
・ 遊び仲間との時間が多くなり、頻繁に連絡します。
・ 性に関する関心が強くなり、異性に対してことさら目立つ言動をします。

④ 学級・ホームルーム・授業中などの態度 ・ 無断欠席、遅刻、早退が多くなります。 ・ 夜遊びや深夜のテレビ・ゲームなどで、授業中に居眠りが多くなります。 ・ 勝手に違う席に座っています。 ・ 教員の指示に従わず、私語を繰り返します。 ・ 携帯電話が鳴り、急いで教室を出る場合があります。 ・ 顔色が悪く元気がなく、無力感が感じられます。また、視線が一定でなく常に他人を気にしています。 ・ 学級での役割を平気でさぼります。学校行事に参加しません。
⑤ 持ち物 ・ タバコを持っています。 ・ 教科書を持たずにいても平気です。 ・ 漫画、化粧品を学校に持ってきます。菓子などを教室などで食べています。 ・ 高額なお金を持っています。金遣いが荒くなります。他人に食べ物などをおごったり、逆におごられたりする場面が多くなります。
⑥ 家庭 ・ 食欲がないと言って朝食をとらずに学校に来ます。 ・ 夜間外出が多くなります。帰宅時間が遅くなります。 ・ 顔や体に傷やあざがあります。

（２）問題行動の早期発見の方法

問題行動の早期発見を行うことは、児童生徒理解を着実に進めるということにほかなりません。観察や面接、質問紙調査などの方法に加え、校内での情報共有や関係機関・地域との連携の中で、問題行動の早期発見に努める必要があります。児童生徒理解の方法については、第３章第４節でその詳細が述べられていますが、本節では問題行動の早期発見で重要な方法についてまとめています。

① 観察によるもの

学級担任・ホームルーム担任は、日ごろから児童生徒と接する機会が多く、児童生徒に関する資料を豊富に利用できることから、早期に児童生徒の問題行動を発見する機会が多くあります。また、中学校や高等学校では、教科担任、部活動の顧問も児童生徒とのかかわりが深いことから、問題行動を早期に発見する機会が多くあります。そのため、先に挙げた問題行動のサインを考えながら観察することが大切です。

しかし、毎日見ている児童生徒だけにかえて、あの児童生徒ならこんな問題行動をしかねない、こんなものだろうといった先入観や思いこみによって児童生徒を見ることも多くあります。また、担任や当該部活動の顧問の教員は、とかく自分の担任するあるいは所属する児童生徒を好意的に見てしまう傾向があることに留意する必要があります。

学校の中でも、時間（授業中、昼食時、放課後等）や場所（教室、廊下、グラウンド等）によって、同じ児童生徒が異なる表情・態度などを見せる場合もあります。児童生徒は日々成長しており、ある出来事をきっかけにしてこれまでとは数段違って成長する場合もあります。客観的な観察を心がけるとともに、複数の教員で観察を行う必要があります。

② 面接によるもの

学級担任・ホームルーム担任による個人面接は、児童生徒の悩みや困難の解決を指導・援助します。学校生活や社会生活への不適応を起こしてしている児童生徒の指導・援助もします。集団面接によって、集団の力を活用していく方法も有効です。また、教科担任、部活動顧問などによる面接も有効です。

③ 質問紙調査によるもの

学校においては、毎年多くの質問紙調査（アンケート調査）が行われています。その内容は、学力、生活実態、家庭環境、趣味や特技、交友関係、悩みや不安、いじめなどに関するアンケート調査であります。これらの結果をまとめておくことは大切なことです。また、以前の調査と比較検討することによって、生活実態が明らかにされ児童生徒の変化や学校での取組の計画、実行、評価、改善を図ります。

④ 教職員間の情報交換によるもの

一人の教員だけでは児童生徒理解に限界があるため、教科担任、部活動顧問など関係のある教員との情報交換は大変有効です。ある教員は「反抗的な生徒である。」といい、ある教員は「自主的な行動ができる生徒である。」という場合があります。どちらも児童生徒の一面をとらえていると考えられます。多面的に児童生徒を見るため、組織的に取り組むことが重要な例です。

⑤ 保護者との懇談によるもの

学校で見せる顔と、家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒がおり、児童生徒を理解するためには、保護者からの情報も貴重なものです。

一般的に、家庭での児童生徒のしつけや教育が十分でないことなどが指摘されています。そのような状況において、学校が家庭を批判するのではなく、学校と保護者が同じ方向を向くこと、話せば分かるといった考えでねばり強く学校の方針を説明することが、近年ますます重要になってきています。

保護者との懇談を行うに当たっては、教員が「この家庭は、これができない。あれができない。」とマイナス面ばかりをとえるのではなく、「こうすればもっとよくなる。」「少しずつではあるが、こんなことができるようになった。」とプラス思考で指導することが、学校と家庭が協働体制をとっていく一歩であるのです。なお、家庭訪問は、時間、場所、内容などについて十分に保護者の了解の下で行わなければなりません。

⑥ 学校種間・学校間の情報交換によるもの

中学校で問題行動が起こったときに「小学校では何をしていたのか。」、高等学校で問題行動が起こったときに「中学校の生徒指導がしっかりしていないから問題行動が起きるのだ。」といった声が聞かれることがあります。

近年は問題行動が低年齢化、集団化し、小学校から喫煙や万引き、暴力を繰り返している児童生徒が見られます。また、中学校や高等学校における問題行動の初発の行動が小学校や中学校の時代に既に起きている場合や、継続して問題行動が起きている場合があります。約 98%の中学生が高等学校に進学している現在、お互いの責任転嫁、連携のなさをなげくだけでは物事の解決はありません。

年度初めの情報交換を始めとして、地区別で定期的に情報交換や協議することや、教育委員会がコーディネーターとして幼稚園・小学校・中学校・高等学校など学校の緊密な連

携を図っていくこと大切です。なお、この連携を行う中で、新しく進学した学校において、教員が予断と偏見で児童生徒を見ないことや、個人情報の扱いには十分留意しなければなりません。

⑦ 関係機関・地域とのネットワークでの情報交換によるもの

問題行動が集団化しており、校内のみならず校外での問題行動が多く起こっています。通学路や公園・広場での暴力行為、コンビニでの万引きなど、同じ学校の児童生徒だけでなく他の学校の児童生徒と一緒に問題行動を起こしている場合が見られます。また、中学生と高校生が一緒になって問題行動を起こしている場合も多くあります。さらに、近年は、地域の不良グループや暴力団との関係を持っている場合もあります。その他にも、児童虐待などの原因から全く家に帰らず、公園・広場、盛り場や青少年に好ましくない場所にいる児童生徒もいます。このような問題は、学校だけで対策を考えることはできない状況にあります。

学校は、警察などの関係機関や地域社会と連携しておく必要があります。これらの関係機関などは児童生徒の健全育成を一つの目的としており、問題行動の未然防止、問題行動を起こした児童生徒への指導といった面も持っています。関係機関や地域社会は、学校とは違った機能を持っており、それぞれがその機能を果たしながら、一方では学校の指導力に期待しています。学校と、関係機関・地域社会の機能を有機的に機能させて、より効果的な指導、問題行動の未然防止を図ることができます。

3 問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導の進め方

(1) 問題行動の迅速な事実確認

学校内での暴力行為や喫煙などの問題行動が起きた場合は、学校は問題行動を起こした児童生徒はもとより他の児童生徒の健全な人格発達のために、時期を逃さずに毅然とした指導することが大切です。まずは、当該児童生徒に迅速に事実確認をしなければなりません。問題行動の事実を正確に把握し、その背景を明らかにするとともに、教員間の十分な共通理解を図ったうえで、校内での指導、家庭への支援・措置、関係機関との連携などの措置を講じなければなりません。

事実確認を行う際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聴き取るのか、また、保護者との連携などについてはどのように行うのかなど具体的に決めておくことが大切です。その際、児童生徒のプライバシーには十分留意するとともに、児童生徒の発達の段階に応じた事実確認を行うことが大切です。

また、集団での児童生徒による問題行動や深刻ないじめが起こっている場合、校外の非行少年や暴力団との関係がある場合、マスコミ報道がなされた場合などにおいては、迅速に警察など関係機関との連携を行うことが重要です。また、こうした重大な事案の場合は、既存の生徒指導部の対応に加えて緊急に「プロジェクトチーム」をつくり、迅速に、組織的に対応していかなければなりません。

このような重要な事案や学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応が必要となってきます。

「プロジェクトチーム」について（例）

メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任、当該児童生徒の教科担任、養護教諭、部活動顧問

機能：○事情聴取・整理・分析・まとめ ○対策（緊急対策・根本的対策）
○教員の意思形成・調整

対応：○事実関係の把握、当該児童生徒への対応機能

○教員の共通意思形成機能（緊急会議で説明、方針など）

○児童生徒への対応機能（全校集会、教育相談など）

○保護者対応（保護者会） ○関係機関との連携（警察、病院など）

校長は、教育委員会に報告・協議、マスコミ対応を行います。

【コラム】 教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて

問題行動の認知に際しては、平素から教育委員会と学校が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながる。このような考え方に基づいて、教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて、次のような取組を行っている例がある。

① 教育委員会による生徒指導のサポートチームの派遣

学校において重大な事件・事故等が発生した場合や、暴力行為などの問題行動が発生して指導が困難な場合などに、教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカーや臨床心理士、弁護士、警察官ＯＢ等で構成されたサポートチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援している。

② 教育委員会での窓口の設置

教育委員会や教育センター内に、学校や教職員等を対象とした生徒指導の進め方や保護者対応などの相談窓口を開設し、問題解決の方向性について助言している。

（２）問題行動の原因の分析と個々の児童生徒に応じた指導方針の確立

問題行動を起こした児童生徒への指導のねらいは、自らの行動を反省し今後の将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるようにすることにあります。問題行動の原因や背景を分析して計画を立て、組織的に指導を行います。また、一定の指導が終了した時点で評価し再度修正し改善していくことにより、より効果的な指導ができるようになります。このように組織的・継続的な指導を展開していくことが重要です。

指導については、当該児童生徒の発達段階、健康状態、人間関係などの状況を踏まえて指導する担当者、場所、時間、内容を決めておきます。特に、学級担任・ホームルーム担任が自己の責任を強く思うことで、担任が抱え込む指導になってはいけません。他の学級担任・ホームルーム担任、学年主任、生徒指導主事、カウンセラーなど、多くの教員、関係者の協力を得て指導をします。

反省指導の実施に当たっては、事実関係と指導の内容を十分説明し、意見聴取の機会を与え、出された意見については検討を行うなど、児童生徒及び保護者の理解を得ることが

大切です。反省指導を受ける児童生徒及び保護者に、反省指導の意義、方法、日程、心得、準備物などについて文書で示し説明します。

（３）希望を持たせる指導

反省中に基本的な生活習慣や学習の基礎基本を徹底でき、児童生徒自身でどうすればよいか考え、実行し、継続できる内容を盛り込みます。教員は、共感的な態度で指導を行い、児童生徒が、自分を理解してくれる、存在を認めてくれるなど自己存在感を持つよう指導しなければなりません。

問題行動を起こした児童生徒の中には、学習の遅れによって、将来の希望が持てない、自分自身を肯定的にとらえることができずに、なげやりな態度になったり、教員に反抗的になっている場合もみられます。基礎的な学力が不足している場合も多くあることから、つまりいたところから学習を始める、資格を取得するなど、反省指導中に教科指導を行うことは大切なことです。教科指導において不適応の児童生徒を見逃さないことは、問題行動の予防になります。教員と児童生徒の心の通った学習の場をつくり出すことから指導は始まります。

また、学級・ホームルームから疎外され孤立している、自ら集団を避けているなど、学級・ホームルームで所属感が持てない、自己存在感が実感できない状況になっている場合があります。このような児童生徒の指導に当たっては、学級活動・ホームルーム活動、学校行事などで活躍する場を設け、その力を発揮させることで、他の児童生徒の承認が得られ、本人が自信を持つようになります。

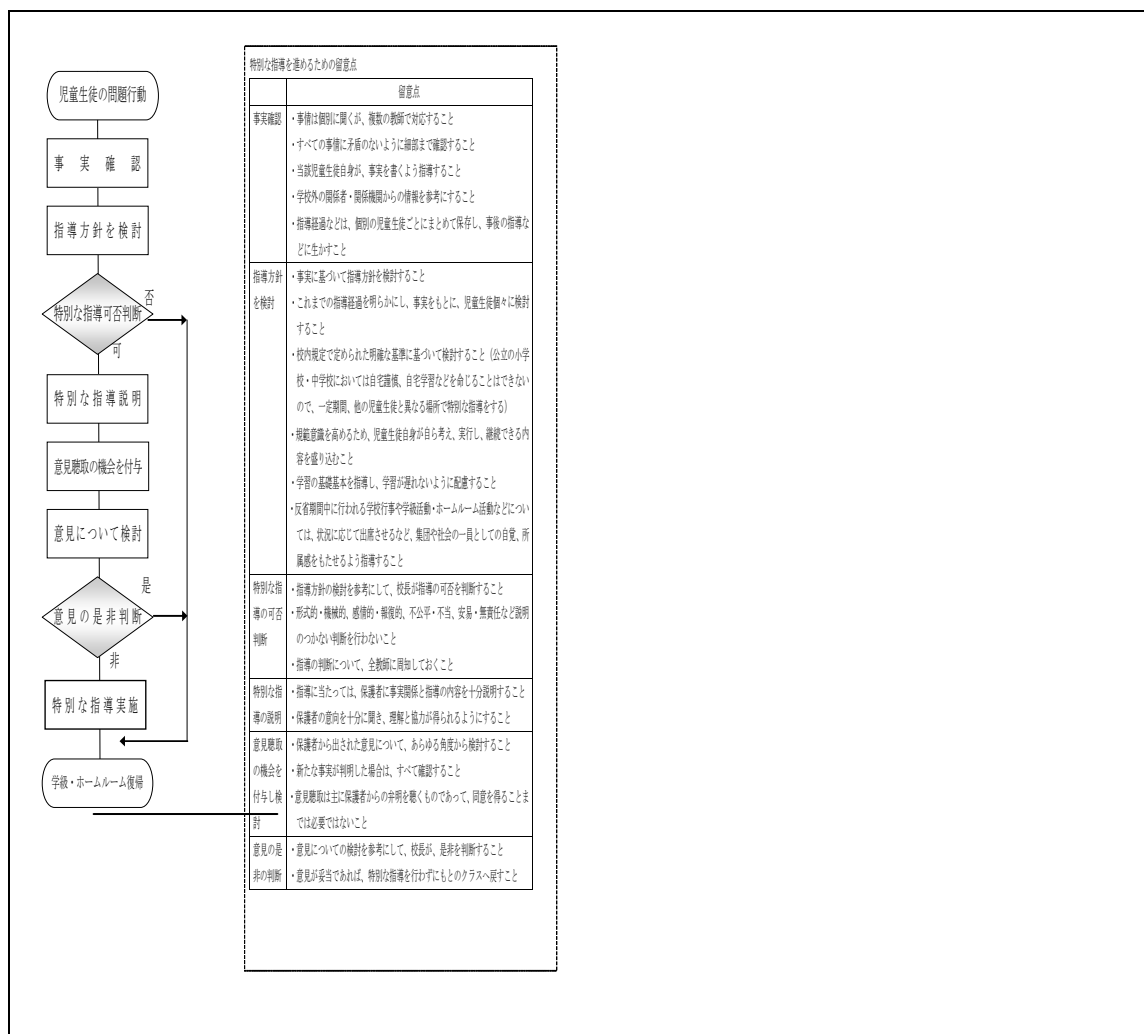
（４）保護者への説明と適正な手続

問題行動の指導にあたっては、保護者に対して、問題行動の事実関係、問題行動に至った経過、背景、問題行動に対する特別な指導内容などについて十分に説明し、理解を求めておくことが大切です。事実関係や指導内容・方法に保護者が不満を持っている場合などもあります。保護者に、反論や弁明の機会を与え、十分にその意見を聴かなければなりません。そして、児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために、学校、家庭が何をすべきか、どのようにすべきかともに考え、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

図表 6Ⅱ－1－1

【学校の指導力を向上させる「特別な指導」 （例）】

特別な指導は、児童生徒の発達の段階や問題行動の内容によって決めていきますが、家庭での反省指導と学校での反省指導があります。児童生徒に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に活かすための指導・援助となるようにします。基本的な対応は次の図のように、一つ一つ段階を追って丁寧に行います。



第2節 発達に関する課題と対応

1 個々の児童生徒が抱える障害特性の把握

LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害の特性は、生まれつきの特性であり、生涯にわたる特性です。LDは、認知特性、学習面についての特性であり、ADHDは、不注意、多動性、衝動性などの行動上の特性、また、自閉症の特性は、対人関係や社会性についての特性です。それらの特性が単独で見られる場合もありますが、一人の児童生徒が複数の特性を併せ有している場合もあります。そして、幼少期についた診断名が成長に伴い変わっていく場合もあります。このことを考えると、障害特性の把握にとどまることなく、個々の児童生徒が抱えている特性を把握することがとても大切になります。

学校現場でも障害名や診断名が教員間の話題になることが多くなってきています。発達障害に関する知識や情報が広がることはとても重要なことですが、診断は医療関係者が行うべきものであり、教育関係者が確実な根拠もなく安易に障害名を挙げ、判断することは避けなければなりません。そこには、児童生徒の言動をすべて特定の障害にあてはめてとらえてしまうようなことに陥りかねない危険性があります。その時の精神状態や状況によっても、障害特性に似たような言動をとることがあるということです。

2 個々の児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢

発達障害のある児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢は、間違いやできないことに気付かせるだけでなく、正しいこと、できるための方法を具体的に、そして丁寧に教えていくということです。

(1) 学習面への対応

どの児童生徒にとっても学びやすい一般的な指導上の配慮から始めることが基本ですが、苦手な面と得意な面の両面から考えていくことが大切です。学習面に困難のある児童生徒への対応は、どうしてもできていないこと、うまく取り組めていないことに注目しがちになります。苦手なことに対しても学習意欲を高めていくためには、できていることを認め、得意な面をうまく活用して自信を持たせる指導を行うことが大切になります。

学習活動を難しくする要因は個人の問題だけではありません。学習環境、教員や周りの友達との関係なども難しさに大きく影響している場合があります。落ち着いて学習できる環境であるかどうか。教員や友達との関係が安心感のあるものになっているか。能力や特性に合った指導内容であるか。時間配分や課題設定、教材教具は実態に合っているか。これらは学習環境の問題ということになります。授業の分かりやすさや教員の指導方法等もこれに含まれてきます。学習のつまずきや困難さに対する対応を検討する際には、個人の要因を考えるとともに、学習環境やかかわりなどの環境の要因の両面から考えていくことが大切です。

(2) 行動面への対応

注意や叱責により改善していくことは難しいという前提に立って、対応することが大切です。適切でない行動を減らしていくためには、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動の取り方を具体的に教えていきます。適切でない行動には理由があります。まずは、怒りや不安、困惑などの気持ちを受け止めることが第一です。起きている行動だけに注目しないで、きっかけになることや行動後の結果など、前後関係を通して適切でない行動を生起させている要因を分析し、対応を考えることが肝心です。してはいけないことよりも望ましい認められる行動に意識を向けさせるようにします。そして、怒りや不安がすぐに適切でない行動につながるように、支援することで問題を起こさずに済んだということも大切です。人に危害が及ぶような危険なこと、絶対にしてはいけないことにはきちんと対応するようにします。迷いのあるあいまいな対応や、人や時によって異なる対応は、ただ混乱させるだけですから、一貫した対応に心がけます。

(3) 指導に当たっての留意点

指導したことを定着させ、確実に身に付けさせていくためには、失敗を指摘して修正させるという対応ではなく、成功により成就感や達成感が得られる経験を積むこと、そしてそれを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが重要になります。教員の厳しい対応が学級の児童生徒のモデルとなり、お互いに対して厳しい対応になっていたり、個別的な指導を周りの児童生徒が特別扱いと受け止め、不満を持っていたりする学級は、す

すべての児童生徒にとっても安心できる環境とはいえません。

個別的な指導を行うためには、それを可能とする学級づくりが大切です。児童生徒同士に仲間意識があり、ルールが遵守され、お互いを認め合い、思いやり、意欲と責任感を持ち、自己解決能力そして成就感・達成感のある学級づくりを目指して学級経営をしていくことが求められます。

気付きを適切な指導につなげていくためには、対応を担任教員一人に委ねるのではなく、情報を共有化して共通理解を図り、組織やチームで考えていくことが重要です。まず、学年体制で検討します。学年体制でも対応が難しい場合には、校内委員会等、学校全体で事例検討することになります。事例検討の意義は、複数の目により児童生徒の実態を多面的にとらえることができること、児童生徒の課題について共通理解をした上で指導目標を設定できること、そして、具体的な支援のアイデアをたくさん出し合えることにあります。事例検討で、担任教員が他の教員から指導力不足を指摘されたり、責められたりするような場になっては意味がありません。参加している教員がそれぞれ自分の問題として、自分が担任だったらという姿勢で臨むことが大切です。担任教員が、多くの教員から児童生徒のとらえや指導の手だてについて支援を受けることができて良かったと実感できるようにします。

3 二次的障害の早期発見と予防的対応

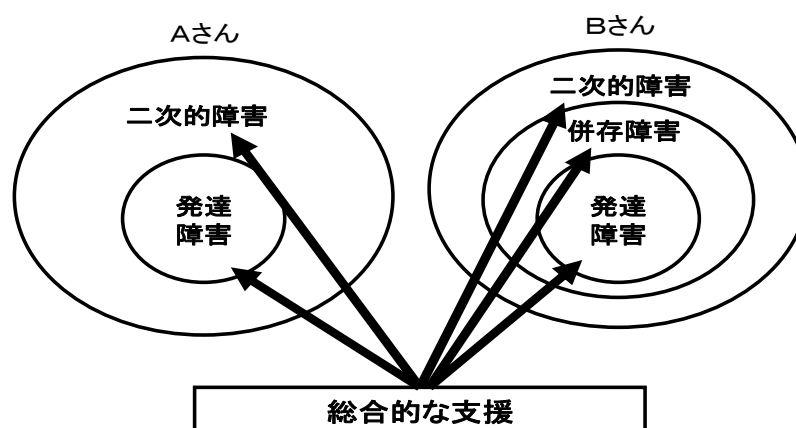
発達障害の一次的障害である障害特性が、状況によっては、別の発達障害の行動特性として見られる場合もあります。例えば、ADHDの特性である多動性は、高機能自閉症のある児童生徒の場合にも幼少期にしばしば見られます。また、LDのある児童生徒や自閉症のある児童生徒が、授業内容の理解が難しかったり、友達とトラブルを起こしたりした際、教室に居場所がなくなり、立ち歩いたり、教室から出てしまったりする等の行動が、二次的障害として出てくることもあります。

障害特性によるつまずきや失敗がくり返され、学校生活に対する苦手意識や挫折感が高まると、心のバランスを失い、精神的に不安定になり、様々な身体症状や精神症状が出てしまう等、二次的障害として不適応状態がさらに悪化してしまう場合があります。二次的障害としての症状には、不登校や引きこもりのように内在化した形で出る場合、暴力や家出、反社会的行動など外在化した形で出る場合などがあります。うつ病や統合失調症などの心の病気にかかる場合もあります。虐待の原因になっている場合もあります。

二次的障害は、一次的障害との区別が難しい場合がありますが、二次的障害の可能性を常に考慮し、対応することが重要になります。二次的障害は、適切な支援があれば比較的短時間で改善していきます。早期発見と予防的対応が肝心です。そのためには、一次的障害による特性に応じた支援を工夫するとともに、特性によるつまずきや困難さにより、自信や意欲を失ったり自己評価が低くなったりしないように、自尊感情を高めていく対応が大切です。自尊感情とは、自分を価値のある存在として尊重する感情であり、高い人は自分をより肯定的にとらえ、低い人は自分を否定的に考えやすくなります。自尊感情を高めるためには、自分は大切にされている、自分は必要とされているといった、他者からの賞賛や承認、評価が影響してきます。授業を始め、学校における様々な学習活動において、「わかった」、「できた」という達成感や成就感を感じる経験を積むこと、学級集団の中

で自分の役割が与えられ、その役割をきちんと果たしていると感じられること、そして、取り組めていること、役割を果たしていることを、周りの人たちにきちんと認められていることが大切になります。

図表 6 II－2－1：発達障害の二次的障害を含む総合的な支援



4 保護者との協働

発達障害のある児童生徒の保護者も大きな不安を抱えています。我が子への期待感や気持ちの焦りから、苦手なことを無理強いしたり、注意や叱責を繰り返したり等、誤った対応が続いてしまうこともしばしばみられます。できないところにばかり目がいき、児童生徒の良さを認める機会が少なくなってしまうがちです。認められるよりも叱られる機会が多いほど、児童生徒は不安定さを増し、適応状態がさらに悪化してしまいます。

適切な問題意識を持ち、適切な対応がなされることで、親子関係は安定し、児童生徒の状態も落ち着いてきます。学校は児童生徒の目先の問題にばかり気をとられずに、保護者も家族も問題を抱えているという視点で見守っていく必要があります。特に、行動面に課題を抱えている児童生徒の場合は、しつけや養育の問題を指摘されることが多く、保護者自身も子育てに自信を失い、孤立している場合が多く見られます。

保護者が担任や学校に相談する気持ちを持てるかどうかは、そこに信頼関係があるかどうかです。日常的に情報交換を行い、保護者と教員がお互いに話しやすい関係をつくっておくことが大切です。学校が家庭の問題を指摘し、保護者が学校の対応への不満を述べるのでは話し合いになりません。学校の考えを一方向的に押し付けるような対応ではなく、保護者の考えを十分に受け止めながら、児童生徒の情報を共有し、適切な対応について一緒に考えていく姿勢が肝心です。

5 関係機関との連携

発達障害は確定診断が難しい障害です。幼児期に付けられた診断名が児童期、青年期に

変わるということも決して珍しいケースではありません。教育的支援を考えるときに大切なのは、診断名、障害名よりも児童生徒自身の特性であり、資質や性格あるいはその時の心理状態なども含めて総合的にとらえる必要があります。教育委員会の巡回相談や専門家チームを活用するなど、医療や福祉、教育の関係機関と積極的に連携を図り、児童生徒の特性を多角的にとらえるという視点が重要です。また、地域の関係機関のリストを作成するなどネットワークを構築しておくことも大切です。関係機関との連携に当たっては、個別の教育支援計画を作成するなどして学校が主体となり児童生徒の教育的支援に必要な情報を収集し、学校や教員としての児童生徒のとらえ方や支援の方向性、具体的な手立てについて助言を求め、個別の指導計画等に反映させていくようにします。

第3節 喫煙、飲酒、薬物乱用

未成年者の喫煙、飲酒は、「未成年者喫煙禁止法」及び「未成年者飲酒禁止法」によって禁止されている行為です。また、薬物乱用は年齢にかかわらず「覚せい剤取締法」などの様々な法律で禁止された行為です。これらの行為による健康被害は、心身が発達途上にある児童生徒にとって深刻な健康影響を及ぼすことがわかっていますが、青少年の薬物乱用は、近年低年齢化の傾向にあることから、喫煙、飲酒も含め、健康に関する現代的な健康課題と受け止めてしっかりとした対応をすることが求められています。

1 喫煙、飲酒、薬物乱用の現状

(1) 喫煙、飲酒

未成年の喫煙、飲酒は、次のステップとなる薬物乱用への入り口となりやすいことから入門薬物（ゲイトウェイドラッグ）とも呼ばれています。日本は、たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約の締約国であること、生活習慣病などの健康影響が明らかとなっていることから、喫煙対策に関する社会環境の整備が進みつつあります。中・高校生の喫煙は、近年減少傾向にあります。他方、飲酒については、国際的な枠組がないこと、及び冠婚葬祭時に周りの者から勧められる場合も少なくないことから、喫煙と比較して高くなっています。

(2) 薬物乱用

薬物乱用については、従来、青少年による有機溶剤乱用が大きな問題となっていました。平成7年以降覚せい剤による検挙者数が上昇に転じ、特に中・高校生の覚せい剤による検挙者数が顕著に増加するなど第三次覚せい剤乱用期の到来と認識されました。このため、政府は、平成10年に薬物乱用防止五か年戦略を策定、その後も政府全体での対策を継続し、平成20年には第三次薬物乱用防止五か年戦略を策定し、この中の目標に「青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上」を掲げています。近年の薬物乱用は、覚せい剤のみならずMDMA、大麻などにも拡がり、乱用される薬物がますます多様化しています。青少年における薬物乱用の問題点は、薬物の恐ろしさに対する認識の甘さや誤り、ファッション感覚、他人に迷惑をかけなければ何をやっても個人の自

由という間違った意識などが指摘されています。

2 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導

(1) 学校教育における考え方

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用は、心身ともに健康な国民の育成をめざす上で見逃すことのできない重要な問題です。教員はこうした問題にしっかり目を向ける必要があります。児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用に対する学校教育の対応は、こうした行為を未然に防止する第一次予防の考え方が基本と考えられます。第一次予防とは、依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、各個人がきっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるようになることを目標とするもので、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導はこうした目標をねらいとして進める必要があります。

文部科学省が児童生徒を対象として実施した「薬物等に対する意識調査」（平成18年）によれば、大半の児童生徒は、喫煙、飲酒、薬物乱用については、適切な判断につながる知識、薬物の印象や考え方を身に付けていると考えられますが、必ずしも十分身に付いているとはいえない、危険行動につながりやすい児童生徒がいることに留意する必要があります。こうした児童生徒は、喫煙、飲酒、薬物乱用への様々な誘いに対して危険行動を回避するための適切な意志決定、行動選択ができないことが問題となります。

なお、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に関する内容は、学習指導要領の小学校では体育科保健領域、中学校では保健体育科保健分野、高等学校では保健体育科科目保健において発達の段階に応じて次のように盛り込まれています。

小学校	喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
中学校	喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。
高等学校	喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する生徒指導

喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題を抱える児童生徒に対する生徒指導については、早期発見・早期対応のための指導を充実させることが大切であり、次の点に留意する必要があります。

- ① 喫煙、飲酒、薬物乱用から児童生徒を守るための方針や対策などが校長の責任の下に、適切に決定され、それが全教員に周知徹底され、共通理解が図られていること。
- ② 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為に対する方針や具体的な指導方法などについて保護者に周知徹底を図ることにより、保護者の協力が得られるようにすること。
- ③ 児童生徒からの喫煙、飲酒、薬物乱用などに関する悩みや友人関係上の問題などを積極的に受け止めることができるように、教育相談体制が確立されていること。

- ④ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題が起きたときに、速やかに適切に対応することができるように指導方針及び体制が確立されていること。

3 警察や医療機関などの関係機関との連携

児童生徒による喫煙や飲酒の問題については、好奇心や友人からの誘いなど短期的な行為にとどまっている場合と止められない完全な依存状態にまで進行している場合とでは対応が異なると考えられます。未成年の時期から開始した喫煙、飲酒が、生涯にわたる健康の保持増進に対して大きな阻害要因になることが理解できるよう丁寧な個別指導が求められます。

他方、後者の場合には医療機関による治療が必要な場合も想定されますので、保護者との共通理解を図った上で医療機関に相談することが必要です。

薬物乱用の問題については、犯罪組織などによる薬物の供給が背景にある場合が多いことなどから、学校でこのような問題が起きた場合には教員単独で解決することは極めて困難です。児童生徒の薬物所持が判明した場合には、所持そのものが法的に禁止されていることから、学校で保管することはできないことに留意する必要があります。また、薬物依存症の疑いのある児童生徒については、精神保健福祉センターなどの医療機関に速やかに相談するなどの的確な連携が必要です。

なお、第三次薬物乱用防止五か年戦略では、

- ① すべての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催し、その際、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師などの協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ること
- ② 学校警察連絡協議会などにおける少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性についての情報交換と、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請など、警察と学校関係者などとの連携を一層強化すること
- ③ 地域の実情や児童生徒などの発達の段階を踏まえ、大麻・MDMAなど合成麻薬の有害性・危険性に関する指導の充実を図ること

とされています。

第4節 少年非行

1 少年非行の定義

少年非行という用語は、多様な意味に用いられます。学校では、服装の乱れや怠学などを非行と呼ぶこともあります。しかし、非行はそのことによって、児童生徒や保護者の私生活に関係機関が介入することにもなる重要な概念であり、そのため正確に定義して用いなければ、誤解が生じたり、行き違いから無用なトラブルを招くきっかけにもなり得ます。

そこで、次に少年非行にかかわるいくつかの定義を示します。

非行を狭くとらえた定義としては、少年法第3条に規定されるものがあります。これは家庭裁判所が審判の対象としたり、警察が検挙したりする場合などに用いられる重要なものです。この場合、非行少年は三つに分類されます。

- ① 14歳以上で犯罪を行った少年（犯罪少年）
- ② 14歳未満で犯罪少年と同じ行為、つまり刑罰法令に触れる行為を行ったが、年齢が低いため罪を犯したことになる少年（触法少年）
- ③ 犯罪や触法まではいかないが、具体的な問題行為があって今後犯罪少年や触法少年になる可能性の高い少年（ぐ犯少年）

次に、もう少し広く対象をとらえたものに不良行為少年があります。これは警察などが補導の対象とするものです。少年警察活動規則第2条に「非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（以下「不良行為」という。）をしている少年をいう」と規定されています。しかし、この場合も単に校則を守らないとか、服装が乱れているなどは含まれない可能性があります。もっとも学校にとっては、問題行動があれば不良行為に該当しなくても、教育上指導する必要があることは当然ですし、家庭においても同様です。こういったことまで非行と表現すると、混乱を招く可能性があります、慎重な配慮が求められます。

その一方で、いじめや教員への暴力行為が、犯罪や触法に当たる場合も少なくないため、学校が非行として考える場合には、どの枠組みで非行とするのかを明らかにするようにして、誤解を生まないようにする必要があります。

2 少年非行の視点

少年非行には様々なものがあり、考えもなく児童生徒を罰したり、保護者に指導の強化を促すだけで落ち着くとは限りません。適切な対応のためには、まずその非行の背景を発達の観点や家族関係の観点などを踏まえて理解する必要があります。以下、少年非行の特徴的な類型と対応の方法について見ていきたいと思います。

（1）初発年齢の早い非行

初発年齢が早い非行（例えば小学校時代から盗みをしているケース）の場合、家庭の大きな問題が背景にあつたり、資質面での課題があるなどして容易には改善せず、常習化したり本格的な非行に発展することもあります。

乳児期（0～2歳くらい）の子どもは当然に保護者から愛されることを求めます。しかしその期待に反し十分に養育者からの愛情が得られなかったり、保護者との相性がよくなかったり、適切な世話がなされず放っておかれたりした場合には、人と信頼関係を築くことが難しくなり、その後の成長や人格形成に影響すると言われています。また、幼児期（3～6歳）には、愛情を得るために保護者の大切にしている物にいたずらしたり、盗んだりすることがあり、保護者がその意味を理解せず、子どもに厳しく当たるだけの対応をとると、子どもは愛情の欲求不満を更に募らせ、問題行動に発展し、それを繰り返します。これが非行と叱責との悪循環を生むことになります。これは初発年齢の早い非行に限ることではありませんが、このような不適切な養育が子どもの問題行動の背景にある場合には、その養育が虐待に当たらないかという視点で、背景を考えることも必要になります。

学校の対応として、愛情の欲求不満を募らせた児童生徒に対しては、同様に厳しく罰するだけだと問題行動を繰り返す悪循環に陥る場合がありますので、児童生徒の言い分にし

っかり耳を傾け、その背景にある問題を把握した上で、児童生徒が納得するように論しながら指導することが大切です。

暴力的な虐待を受けた児童生徒は、年齢が低い場合には虐待から自力で逃げるのが難しいのですが、年齢が高くなるにつれ、虐待から逃れるための行動を示します。そのほか、様々な事情で家庭に落ち着くことができなくなった児童生徒は、早ければ小学生の中学年くらいから、夜遅くまで不良交遊をするようになります。その不良交遊仲間も、同じような困難な境遇であることが多く、そのような不良文化の中で、年長者のまねをして喫煙や飲酒などの不良行為から、万引きや自転車盗に発展するような場合もあります。このように、児童期に入ると、交友関係の問題も大きくなります。

このような不良行為などが繰り返され常習化していくと、もはや虐待からの回避という意味合いが薄れ、次第に常習的な窃盗のほか、粗暴な非行（器物破損、暴力行為、傷害、恐喝など）や性的に逸脱する非行（援助交際のような売春行為など）、薬物に依存する非行（大麻、覚せい剤、シンナーなど）などの本格的非行に発展することもしばしば見られます。

（２）思春期・青年期特有の非行

家庭や資質面で大きな問題がうかがえない児童生徒であっても、思春期や青年期に入ると非行に及ぶことがあります。このような背景に大きな課題のない非行は、精神面の成熟によって克服が可能であり、学校を中心とした指導が期待されます。

① 思春期の非行

思春期には第二性徴による性的な芽生えや身体的な成長により、精神的に不安定な時期に入ります。しかも中学校に進学して大きく環境が変わります。このような変化の中で、例えば、交友関係が広がって多様な刺激を受け、皆がやっているから大丈夫というように規範意識が一時的に緩むなどして、万引き、自転車盗、バイク盗のような初発型非行に及んでしまうことがあります。

多くの場合は一過性にとどまるものの、周囲の大人の対応によっては少年の反発を招き、非行をエスカレートさせる場合もあり得ます。非行はいけないことであることをしっかりと伝えた上で、個々の抱える問題に沿ったサポートをしていくことが大切です。

② 青年期危機による非行

青年期には、これから先どのような大人になり、どのように生きていくかという進路の課題があります。現代は様々な生き方があり、その結論が一朝一夕に出るものではありません。自分がどのような存在で、どのようなことができるのかという迷いの中で、よりどころが見いだせず不安定な状態となります。このような状態を青年期危機と呼ぶこともあります。このような時期には、いろいろなことを実験的にやってみることがあり、それが他人に迷惑をかけるという反社会的な行動となることもあります。また不安定な状態に耐えかねて、不良集団の中に自分のよりどころを見いだそうとすることもあります。

このような場合には、進路や人生設計について地道に懇切丁寧なかかわりを続けていくことが、非行を予防することに結びつきます。

③ 思春期・青年期の挫折による非行

それまで打ち込んできた大切なことへの挫折を契機に、非行が生じる場合もあります。

スポーツで思うように成果が伸びなかったり、怪我をして続けられなくなってしまうたり、学習面で目指していた高等学校に進学できなかったりするような場合です。

このようなとき、児童生徒以上に保護者や家族が落ち込んでしまい、その失望を児童生徒にぶつける場合もあります。児童生徒は保護者から見放されてしまったという二重の失望感を抱き、それまで満たされてきた万能感と現実とのギャップにがく然とし、自棄的な心境の中で非行に及ぶことがあります。まずは家庭や学校などが援助し、挫折を乗り越えさせることが大切ですが、それが困難な場合には、医療や心理面の専門的なサポートを必要とします。

（３）目立たない児童生徒の突然の非行

普段は真面目で、自己主張せず、目立たず、仲のいい友人関係も持てないような児童生徒が突然、比較的重大な非行に及ぶこともあります。

このような児童生徒の多くは保護者や教員から手がかからないとみなされていますが、実際には家庭や学校生活にストレスを感じている児童生徒もいます。そして周囲の適切な援助も受けられぬままその状態が限界に達すると、突然信じられないような攻撃的な行動に及んでしまうことが時としてあります。

こうした場合、児童生徒の資質面が影響していることも考えられます。中には知的レベルは低くなくても、適切なコミュニケーションをとることが苦手な児童生徒や、特定の学習ができない児童生徒がおり、対応を考える上で、医療機関などの専門機関と連携することが必要な場合もあります。

なお、早期の気づきと適切な援助により、発達障害のある児童生徒の非行は予防することができます。

３ 少年非行への対応の基本

学校現場での非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導が中心となりますが、非行の内容によってはそれにとどまらない様々な配慮が必要です。

（１）正確な事実の特定

指導のことばかり気にするあまり、事実確認が不十分なまま教員の思い込みで指導がなされる場合があります。しかし、事実誤認から、かえって児童生徒や保護者、他の児童生徒の信頼を失っていることもしばしば見られます。

（２）本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

指導を行う際には、本人や関係者の言い分をきちんと聞き取ることが必要です。また、その言い分を正確に時系列を追って記録しておくことも必要です。最近の事例では、説明の正確さが争われたり、被害者サイドからの情報公開請求など、様々な形で指導の根拠や正当性が問われることがあります。特に非行や指導の内容に関して後日紛糾する可能性があるという視点が求められ、そのことが的確な指導にもつながります。

（３）非行の背景を考えた指導

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、もう一度非行の背景を考えることが必要です。どのような非行にもその本人にとっての意味があります。そのことが明らかでない場合、よかれと考えた指導がかえってマイナスに働くこともあります。特に児童虐待を受けた場合や、発達面での課題のある児童生徒の指導の困難さは、専門機関からも指摘されています。また、非行行動が継続する場合には、関係機関との連携を視野にいた対応を検討する必要があります。

（４）被害者を念頭においた指導

被害者がいる場合には、そのことを常に念頭においた対応を行うことが必要です。時に加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落としてしまうことがあります。非行の指導においては、被害者の気持ちを知ったり、その損害を回復したりすることが、加害者への指導としても有効である場合が少なくありません。

４ 親と子、教員と児童生徒の「絆」の大切さ

少年非行の防止を考える上で、逆にどうして多くの児童生徒が非行に走らないのかについて考えてみることに役立ちます。部活や勉強に打ち込んでいる、失いたくない大切なものがある、喜びや苦勞を分かち合う仲間がいる、そして、何よりも家庭や学校に居場所がある、などが考えられますが、そこには、児童生徒と家庭や学校とをしっかりとつなぎとめる「絆」があります。他方、非行に走る児童生徒は、家庭や学校との「絆」がない、又は、切れかかっていると言えます。家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は何かと問われれば、児童生徒と家庭や学校との「絆」をどのようにしたら強く切れないものにするかということに尽きると言えます。

非行に走る児童生徒は、家庭や学校に居場所がなく、居心地の悪さを感じています。そこで、本当は保護者や教員に甘えたいのに甘えられず、すねたり、反抗したりする行動を通して、かわりを求めるのです。ところが、保護者や教員がそのことに気づかず、冷たい対応に終始すると、児童生徒の甘えは恨みに転化し、あてつけのように問題行動を繰り返し、非行をエスカレートさせていく場合があります。

したがって、保護者や教員にとって何よりも大切なのは、「我が子」「我が児童生徒」という意識で、愛情を持って児童生徒としっかりつながっていくことです。保護者や教員を困らせるような行動があっても、まずは、そのように行動せざるを得ない背景を考えて、児童生徒を好きになることです。そして、児童生徒との間に心の絆を作っていくのです。根気強く接し、児童生徒の中に自分を心配してくれる保護者や教員のイメージが内在化すれば、自然に規範意識が芽生えてくるものなのです。警察に補導された後や、非行をして家裁で処分や指導を受け、学校に戻ってきた後などのフォローアップの場においても、愛情を持って、しっかり接することが大切です。

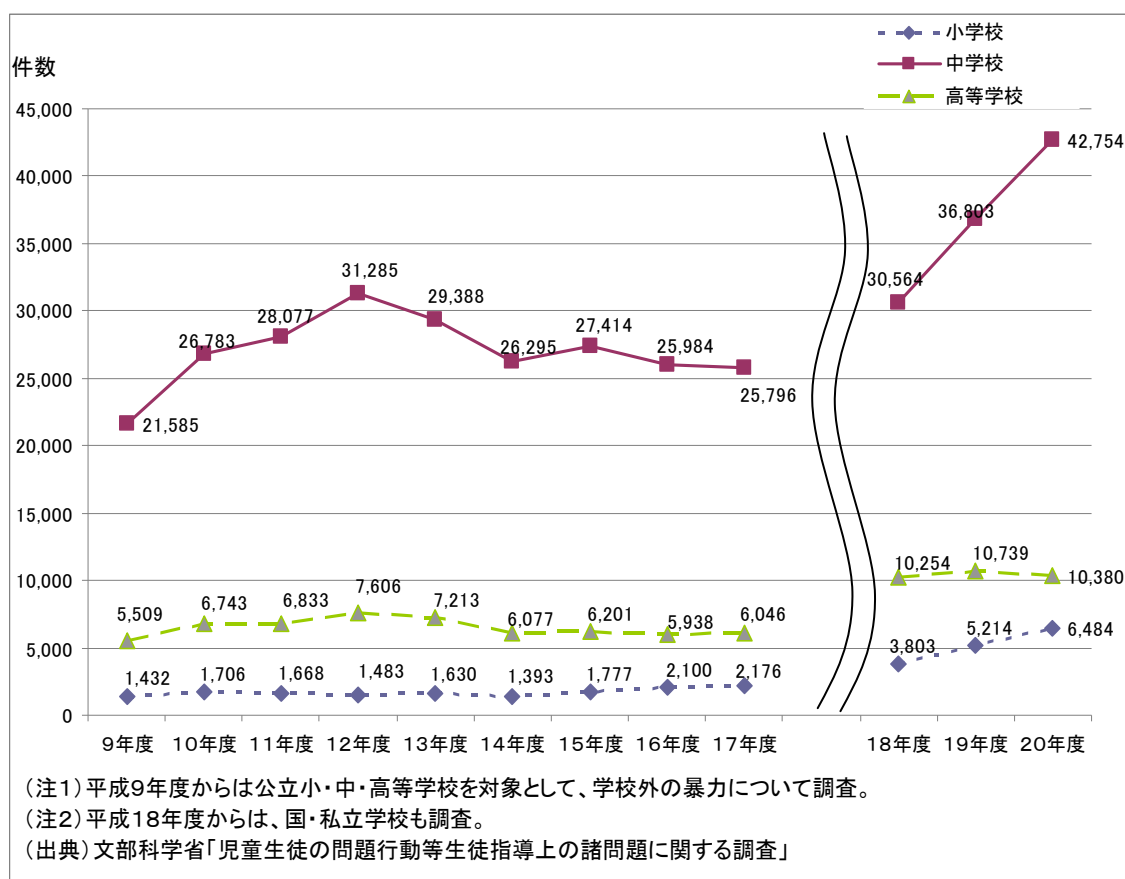
次に、家庭や学校で児童生徒が打ち込める対象と一緒に探し出し提供することです。そのためには、学校の授業も、児童生徒のみずみずしい知的好奇心を刺激し、クラスのみんなが積極的に参加意識を持つことができるものにしていくことが大切です。

第5節 暴力行為

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の定義では、暴力行為とは、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、暴力の対象により「対教師暴力」（教師に限らず用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態により分けられています。

同調査では、各学校段階において暴力行為は深刻な状況を迎えていることがうかがえます（図表6Ⅱ-5-1）。学校段階別に見ると、中学校だけでなく小学校でも発生し増加傾向が見られ、高等学校は依然として高水準にあるなど、早期から暴力行為を予防する取組の必要性が示唆されています。また発生の背景としては、児童生徒を取り巻く社会環境、家庭や学校の在り方、児童生徒個人の特性などが複雑に絡んでいると考えられます。

図表6Ⅱ-5-1 暴力行為の発生件数の推移



1 暴力行為の予防に向けた取組

(1) 基本的な考え方

暴力行為は、社会において許されない行為であることから、「学校においてもいかなる

理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が不可欠です。

暴力行為への指導に当たって教員は、問題を起こした児童生徒との信頼関係に配慮した対話を心がけるとともに、暴力が発生した背景と思われる一人一人の資質・性格や生活環境などを把握し、きめ細かく理解した上で、児童生徒の指導や援助に結び付けていく必要があります。

なお、学校における秩序の破壊や他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、教職員の毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められるとともに、場合によっては出席停止などの措置が必要となることもあります。

（２）指導体制の確立

各学校段階においては、あらかじめ暴力行為となる内容や程度などを具体的に明示したうえで、学校における教育理念や方針に基づいて暴力行為に対する一定の指導基準を明確にする必要があります。

そして学校全体として暴力行為に対する一致した指導方針を共有し、管理職のリーダーシップにより教員間の協力体制を整えて、教職員が暴力行為に協働して対処していく校内の指導体制を確立する必要があります。

また、暴力行為の発生を想定しての教職員の役割分担・協力体制や家庭・関係機関との連携などについての対応マニュアルの整備、児童生徒の悩みなどへ早期に対応するための教育相談体制の充実、個別な事情を抱えた児童生徒への特別な配慮と指導の整備などが求められます。

（３）多面的・客観的な個別理解

暴力行為が出現するとどうしても表面化した暴力行為への対応に注意を奪われがちになります。しかし、個々の暴力行為の背景には、児童生徒の特性や発達課題から個人を取り巻く家庭・学校・社会環境に至るまで様々な要因が考えられます。

したがって、個別事案に対して的確に対応していくためには、一人一人の教員が生徒指導に関連した法律の知識や教育相談の技法などを学び、児童生徒を多面的・客観的に理解する枠組みを持って指導に活かしていくことが求められます。

また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど異なる視点を持つ職員から専門的助言を求めることにより、暴力行為の前兆の発見や早期対応を図ることも大切なことです。

（４）規範意識の育成

規範意識は、家庭におけるしつけ教育や基本的な生活習慣の確立を基盤として、学校における全ての教育活動を通じて養われていくものであります。そして、規範意識を育成することは、暴力行為のない安全・安心な学校づくりに結びついていくことでもあります。

とりわけ暴力行為を予防するためには、学校や学級のきまりを守るなどの身近なことや自分たちが住む社会の法律を守る意味と重要性などを中心に継続的指導を進めていくこと

が大切であり、この活動を通じて自分を律していく力と判断する力を身に付けることが教育目標となります。

なお、暴力行為の予防という視点から規範意識の育成にかかわる活動を例示しますと、①人権尊重・正義感や公正さ・命の大切さ・被害者の視点などを取り上げた教育活動、②他者とのかかわり方など社会性を身に付ける取組、③体験学習やボランティア活動、地域社会と連携した取組などが挙げられます。

2 暴力行為が発生した場合の対応

暴力行為の発生に伴う学校としての指導の基本は、児童生徒との信頼関係に配慮した対話に基づいて、暴力の背景にあるものをきめ細かく把握した上で個別理解を図り、管理職のリーダーシップにより教職員が一致協力した指導体制を構築するとともに、事案によっては、教育委員会への相談と連携を行い、家庭や地域社会にも必要な協力を求めて対応していくことです。

各学校段階において発生する暴力行為は多様であり、その態様・程度や児童生徒が個別に抱えた問題などにより対応が分かれています。暴力行為が発生した場合、あらかじめ作成したマニュアルや指導基準に基づいた対応が行われることとなりますが、深刻な暴力行為に対しては、個々の事例に即した的確な判断と十分な教育的配慮のもとで出席停止や懲戒なども含めた措置を講じる必要があります。

暴力行為が発生した場合の対応の基本は、以下のものが考えられます。

図表 6 II-5-2 暴力行為の発生に伴う対応の基本項目

基 本 項 目
①緊急性や軽重などを判断した迅速な対応（複数の教職員による対応）
②当事者（加害者と被害者）への対応と援助、周囲への指導
③正確な事実関係の把握
④指導方針の決定
⑤役割分担による指導と対応策の周知
⑥保護者、PTA、関係機関等との連携

なお、表中①から③の初期対応に当たり教員は、事態の緊急性や軽重を総合的に判断すること、当事者の興奮や怒りを鎮めるとともに被害者の安全確保を図るなど、判断と行動の両面における迅速さが求められます。また、当事者や関係者から正確な事実関係を把握するためには、誘導的質問や先入観を排し中立的姿勢に基づいた聴取が必要になります。

3 保護者・地域・関係機関との連携

暴力行為の予防とその解決のためには、学校が保護者・地域・関係機関からの協力を得て連携を図りながら健全育成活動を進めることが不可欠であります。

関係機関と連携した活動は、暴力行為の予防と発生後における対応の2つの側面からの取組が必要となります。

予防面では、地域における非行防止ネットワークの形成による情報交換、対応が難しい事案に対する相談、外部講師による非行防止教室の開催などの取組が挙げられます。暴力行為の発生後は、状況を判断した上での関係機関（警察、児童相談所、保護観察所、家庭裁判所など）とのためらわない連携、学校だけで解決が困難な状況や専門家の介入が必要な場合にはサポートチームの結成や単一機関への援助依頼をするなど連携を進めていくことが問題の早期解決につながることであります。

第6節 いじめ

1 いじめ問題の理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者になり得るものであることを十分に認識しておく必要があります。

（1）いじめをとらえる視点

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴があります。文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の定義では、いじめは、昭和 60 年以来「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、その後、平成 18 年に「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」と変更されました。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童生徒がいじめを認知しやすいようにしたものと考えられます。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。そのために、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねないのです。

（2）いじめの構造

いじめを理解するうえでもうひとつの重要な視点は、いじめが意識的かつ集合的に行われるということです。いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営

を行うことが望まれます。

(3) いじめる心理

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読みとることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながります。

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

2 いじめ問題への対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性をはぐくむ取組につなげていくことも大切です。

(1) いじめの早期発見と早期対応

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。また、アンケートや面接を通して児童生徒の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておきたいものです。いじめ発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見（担任、養護教諭、事務職員など）、③他からの情報提供（児童生徒、保護者、地域、関係機関など）に大別されます。多面的な情報を付き合わせて全体像を把握し的確な対応を行うためには、協働的な生徒指導体制が機能していることが不可欠の前提となります。

(2) 組織的対応の進め方

いじめを把握したら、関係者が話し合い、対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進めます。いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努めます。必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ることも忘れてはなりません。いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行うことも必要に

なります。加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させます。丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行います。いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例もみられるので、卒業まで定期的に話し合う機会を持つなどの配慮も必要です。

(3) いじめ対策としての開発的・予防的生徒指導の充実

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める必要があります。今後、人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するための開発的・予防的な生徒指導がますます求められているといえるでしょう。また、発達障害がある児童生徒が周囲の児童生徒からいじめを受けることがあります。そのため、障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う学級経営・ホームルーム経営が必要となります。

第7節 インターネット・携帯電話にかかわる課題

インターネット・携帯電話の普及に伴い、児童生徒の情報活用能力の育成が求められています。それらの使いすぎによって児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、さらには後述のような深刻なトラブルが発生しています。そのため、生徒指導の面では、使いすぎや学校などへの不必要な持ち込みなどを注意するとともに、利用時の危険回避など情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。指導の際には、児童生徒自身が、被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さない、という視点が大切です。ここでは、実際のトラブルの概略と、問題把握時における対応の基本などについて概説します。

【コラム】 情報活用能力

情報活用能力とは、高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中で、児童生徒が、コンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できることであり、情報教育の目標としての「情報活用能力」を次の三つに整理している。

○情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

○情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

○情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

【コラム】 情報モラル教育

情報モラル教育とは、情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育である。これらの内容は、情報化社会の進展に伴って変化していくものであるため、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要である。また、普及の著しい携帯電話を始めとする携帯情報通信端末の様々な問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。

1 教員として必要な知識を得る

適切な生徒指導の大前提として、ネットの現状や関連法令を十分に把握しておく必要があります。実際にも、児童生徒が受ける被害は次第に多様化・深刻化しています。関係省庁、国民生活センター、新聞社などのサイトで必要な知識を得ることができます。総務省、文部科学省及び通信関係団体などが連携して実施している「e-ネットキャラバン」では、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けた「e-ネット安心講座」の講師を、教員・保護者向けに派遣しており（原則無料）、それを利用することも有益です。警察庁関連のNPOが運営する「ポリスチャンネル」サイトでもサイバー犯罪対策ビデオなどを閲覧できます。「情報モラル指導ポータルサイト」にあるリンクから、情報モラルの無料ウェブ教材情報や指導実践事例を参照することもできます。また、情報モラル教育などの具体的な取組については、「教育の情報化に関する手引」（文部科学省）にまとめられています。

2 違法・有害情報対策

出会い系サイトに関係した児童生徒の被害が高い割合を占めています。そのため、「出会い系サイト規制法」は、出会い系サイト事業者や利用者に対する規制を行っています。

これに限らず、アダルトサイト、違法薬物販売サイト、自殺方法に関するサイトなどネット上の違法・有害情報全般から児童を遠ざけるための法律が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」です。この法律は、携帯電話事業者、接続プロバイダ、パソコンメーカーに対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課しています。児童生徒が利用する携帯電話はフィルタリングが原則オンの状態で出荷されますが、パソコンの場合は原則オフの状態で出荷されています。この法律では保護者にも責務がありますので、保護者に対し、家庭内で児童生徒も使用するパソコンについて、フィルタリングの利用を呼び掛けることが重要です。「プロフ」（プロフィール公開サイト）などへの書き込みやメールによって、みだりに児童生徒が個人情報を公表することの危険性にも注意を促しましょう。

3 メールに関係するトラブル被害

アダルトサイトや出会い系サイトの勧誘には迷惑メールが使われています。法規制の対象ですが、現時点では根絶できていません。迷惑メールは、架空請求メールなど振り込め詐欺やワンクリック詐欺メールにも使われています。通常のパソコン用メールソフトには迷惑メール対策機能が附属しています。また、大半の接続プロバイダは迷惑メールフィルタリングを提供しています。携帯電話には、更に細かな受信／拒否設定が付いており、通話着信制限機能や夜間利用制限もあります。迷惑メールで困っている児童生徒や保護者に利用を助言しましょう。コンピュータウイルスを媒介するメールも猛威をふるっています。児童生徒自身が被害を受けるだけでなく、サイバー攻撃などの踏み台にされるおそれもあります。高性能な対策ソフトも無償で提供されていますので、パソコンには必ず対策ソフトを利用し、常に最新の内容に保つよう指導しましょう。しかし、これらの機能も完全とはいえません。感染を避けるため不審なメールを開かないよう、架空請求などの被害を避けるため不審なメールに返信しないよう、指導することも大切です。

4 被害発生時の対処

危険回避に十分注意を払っても、残念ながら児童生徒がトラブルに巻き込まれるおそれ残ります。パソコンや携帯電話などでの誹謗中傷被害のケースを中心に対処方法の概要を説明します。

加害者（発信者）にメールなどで削除を求めても、それに応じるとは限りません。また「ネットの匿名性」のために通常は加害者の特定が困難です。このような場合に備えて、後述のとおり通報・相談機関が設けられています。ケースに応じて利用すれば、早期解決の助力になります。それでも解決しなければ、権利侵害を受けた者は、「プロバイダ責任制限法」によって、発信に用いられた接続プロバイダや掲示板運営者に対し、削除の申し出や、発信者情報の開示を請求できます。ファイル交換ソフトでプライバシー情報を流されたような場合も、発信者情報開示を請求できます。加害児童生徒が判明したときは、加害行為を繰り返さないために、安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気づかせ、ネットでは通信履歴が残るので、本当は「匿名性」など存在しないことを理解させることが大切です。

5 通報・相談窓口について

サイバー犯罪については、都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口相談することができます。殺人・爆破・自殺予告など緊急対応が必要な情報は警察に110番通報すべきです。

これ以外にも、関係機関への通報・相談によって解決に至るケースがあります。

まず、法務省の人権擁護機関では、不当な差別情報などに関する人権相談を、各法務局の窓口で受け付けています。次に、違法・有害情報の通報受付窓口として、財団法人インターネット協会が運営する「ホットラインセンター」があります（無料）。わいせつ関連情報、薬物関連情報などの違法情報、情報自体から違法行為を直接的・明示的に請負・仲介・誘引などする情報をはじめとする有害情報（公序良俗に反する情報）を中心に受け付けています。警察への情報提供、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除依頼、関係機関への情報提供などを行っています。さらに、社団法人テレコムサービス協会内に

設置された「違法・有害情報相談センター」が、学校関係者などを対象に、インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談を受け付け、相談員が内容に応じて助言しています。最終的な対処は相談者側で行うことになりますが、連携する関連諸団体・窓口への紹介も行っています。このセンターは権利侵害情報も相談対象とする一方、前述の「ホットラインセンター」は削除依頼も行うなど、それぞれ性格が異なっていますので、事案に即して相談先を分けるべきことになります。どちらのセンターも、インターネット上で受け付けており、遠距離の学校からでも利用することが容易です。

第8節 性に関する課題

学校における性に関する教育は、発達の段階に応じて、体育、保健体育の教科を中心に特別活動や関連教科など全ての教育活動を通じて実施するものです。地域や学校の実態と児童生徒の心身の発達の段階や特性を配慮した上で各学校が全体計画を作成し推進しますが、その目標は生徒指導と共通するものです。さらに、キャリア教育で求められている「人間関係形成能力」、「情報活用能力」、「将来設計能力」、「意思決定能力」の四つは性に関する教育にも関連があります。

性に関する問題行動や性犯罪などの行為があった場合の対応としては、生徒指導として個別の指導、対応が求められます。また、その際には、これまでも大きな役割を果たしてきた養護教諭との連携が必要不可欠です。

1 児童生徒の性に関する現状と課題

性に関する指導を進めるに当たっては、性に関する現状の把握が求められますので、これまでに報告されている全国調査の結果などから主な傾向について挙げてみます。ここでは、全国調査の結果を引用しますが、各学校においては、当該学校の児童生徒や保護者の意識調査の結果や実態に応じた適切な対応や指導が必要といえるでしょう。

（1）情報化の進展と性行動等の個人差

児童生徒を取り巻く社会的背景、とりわけ近年の情報化の流れは、パソコンや携帯電話など情報機器のパーソナル化をもたらしています。性をめぐる意識や性行動についても、個人差が極めて大きいことが全国調査の結果¹から指摘されています。すなわち、全体的にということではなく、携帯メールの使用頻度が高い児童生徒や自分専用の情報機器を所有している児童生徒は異性との交友関係全般を活発化させ、性行動に至る機会を拡大させているのではないかという指摘もあります。

（2）十代の性感染症

厚生労働省の「感染症発生動向調査」では、性感染症は、10～29歳の青少年についての年次推移をみると性器クラミジア感染症、淋菌感染症の報告数は平成14年度をピーク

¹ 財団法人日本性教育協会「第6回青少年の性行動全国調査報告」

に減少傾向が続いていますが、依然として多い状態にあります。特に 15～19 歳の年齢では、女子の感染者の割合が男子よりも多いという特徴があります。平成 18 年度の状況では淋菌感染症を除いて、性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマのそれぞれの報告数は女子が男子の 3～4 倍となっています。女子の性感染症、特にクラミジア感染は将来不妊症になる危険性など心身への大きなダメージを受けることとなりますので、健康教育の推進と併せて、養護教諭の専門性を生かした指導が求められます。

（３）性に関する情報源と問題行動

性に関する情報源については、友人、メディアのほか学校での授業、教科書を挙げている児童生徒も少なくない¹ことから、学校が果たしている役割は大きいといえます。また、性に関する問題行動は、家庭環境との相関が大きく、特に家族との日常会話が少ない程その割合が多くなり、万引きや自傷行為などその他の問題行動とも関連がある²という指摘もされています。

（４）教員研修の必要性

社会状況の変化により、児童生徒の性行動も様々に変化しています。教える側の知識、価値観などによって教育内容に差が生じないように、指導内容、指導方法の工夫などについて、研修を積むことが必要です。

２ 性に関する問題行動や性的被害の防止とその対応

性に関する問題行動や性的被害は、学校の管理下だけではないことから、未然防止の取組や発生時においても校内及び校外の関係機関との連携が重要であるといえます。

（１）未然防止と早期対応

学校保健安全法第 9 条に規定している教員による日常の「健康観察」を丁寧に励行することが、児童生徒の問題の早期発見、早期対応につながると考えられます。問題や心配事を抱えた児童生徒は、必ず表情や態度などに何らかのサインを発しており、教員は気付きの感度を高める努力、感性が求められます。

（２）養護教諭と他の教職員との連携

養護教諭の活動の中心となる保健室は、だれでもいつでも利用でき、児童生徒にとっては、安心して話を聞いてもらえる場所でもあります。養護教諭は、けがなどの救急処置や体の不調を訴えて来室する児童生徒を始め、不登校傾向、非行や性に関する問題のある児童生徒などにも日常的に保健室でかかわる機会が多く、いじめや虐待などの問題を発見しやすい立場にあります。見付けにくい性的虐待や性被害なども、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察などで、発見されることがあります。そのため、対応に当たっては、養護教諭と関係する教職員が情報の共有を図り、連携し、援助していくことが重要です。

² 全国高等学校 P T A 連合会「全国高校生の生活・意識調査」

（３）組織体制の確立

校長は、問題の対応に当たっては、教職員が得た情報を、教職員間で共有する場を設け、役割を分担して組織的に対応することができる組織体制を確立していくことが重要です。生徒指導部、教育相談部、保健部などのそれぞれの組織が情報を共有して、効果的に連携を図っていくことが大切です。

また、学校は、児童生徒の安全を確保するため、保護者を始め、警察、その他の関係機関、地域住民などとの連携に努めることが求められます。

（４）地域ぐるみの援助

児童生徒に直接間接に影響を与えるものとして、児童生徒を取り巻く地域環境の問題があり、有害な地域環境に対しては、適切な教育的措置を講ずる必要があります。学校、家庭、地域が緊密な連携の下に、一体となって児童生徒の健全な成長を妨げる俗悪な出版物や映画、享乐的な施設など、有害な地域環境を排除し、好ましい環境に浄化していくため、関係業界の自粛、自制を求めるとともに、地域ぐるみの青少年育成活動が展開される必要があります。

（５）性的被害者の心身のケア

性的虐待や性的被害などに遭遇した児童生徒は、外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、対応が難しいです。児童生徒の聞き取りも専門的な技術を要することから、性的虐待が疑われる場合は、早期に専門家に相談することが必要です。その上で、養護教諭、学級担任・ホームルーム担任、学校医、スクールカウンセラーなどが連携し、援助していくとともに、児童相談所や医療機関などと連携して対応に当たることが大切です。また、被害に遭った児童生徒に対して関係者が次々と本人に何度も同じ質問することによる二次的被害は避けるよう、最大限の配慮が求められます。

第９節 命の教育と自殺の防止

警察庁の発表によると、1998 年以来わが国では年間自殺者数が 3 万人を超え、深刻な社会問題となっています。小学生・中学生・高校生の自殺者数も年間 300 人前後で推移しています。しかし、児童生徒の自殺予防に対する関心は必ずしも高いとは言えないのが現実です。児童生徒の心の健康はその後の人生の基礎となる重要な課題です。

１ 命の教育の意義

（１）命を取り巻く危機的状況と命の教育の必要性

児童生徒の命にかかわる深刻な事件や事故が続いています。いじめ・暴力行為・薬物乱用・自傷行為・自殺など、他人を、そして自分自身を傷つける児童生徒の姿が浮かびあがってきます。その背景として、核家族化や都市化など急激な社会変化の中で、家庭での出

産や家族の死など命にかかわる大切な場面に直接ふれる機会が失われてきたことが挙げられます。人は死んでも生き返ると思っている子どもの存在などを考えると、児童生徒たちの命の重みに関する感受性が弱まっているとも思われます。多くの児童生徒にとって、生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さや生きる喜びを実感としてとらえる場が必要です。

（２）命の教育を進める視点

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育で、命の大切さを考えさせることが重要です。具体的には、道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や教科（国語や理科、生活科や公民、保健体育など）の中で、また特別活動との関連も図りながら、生と死や命にかかわるテーマを立て、教育課程全体を見渡して命の教育に取り組むことが求められます。実施に当たっては、次のような点に留意する必要があります。

- ・児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情をはぐくむ
- ・命の大切さを実感できるような自然や人と豊かにかかわる体験活動の充実を図る
- ・児童生徒個々の発達の段階に配慮する
- ・教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る

（３）命の教育から自殺予防教育へ

自殺予防教育については、多くの教員が必要性を認めながらも「寝た子を起こすようで心配」、「実行に移すのは難しい」と感じているのが実情です。しかし、将来的には児童生徒を直接対象にした自殺予防教育を学校全体の教育活動として位置付けることを念頭に置き、小学校から系統立った命の教育の実践を積み上げていくことが大切です。そうすることはまた、教員自身の命や死、自殺の問題への理解が深まっていくことにつながるのではないのでしょうか。

２ 自殺の防止

（１）自殺の危険因子：だれに自殺の危険が迫るのか？

「図表６Ⅱ－９－１」に自殺の危険因子を挙げてあります。児童生徒の自殺というと、最近ではしばしばいじめの有無ばかりに焦点が当てられますが、実際には自殺は様々な要因が複雑に関連して生じる現象です。危険因子が多く当てはまる児童生徒には潜在的に自殺の危険が高まる可能性があるので、早い段階で、専門家から助言が受けられるように働きかけてください。その中でも特に重要な点について簡潔に解説します。詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防 2009 年」を参照してください。

① 自殺未遂歴

これまでに自殺未遂に及んだことがあるという事実は最も深刻な危険因子です。手首自傷（リストカット）や過量服薬といった、たとえ死に直結しない自傷行為であったとしても、適切なケアを受けられないと、その後も同様の行為を繰り返して、自殺が生じる危険が高いのです。

② 心の病

中・高校生くらいの年代になると、自殺の危険の背景に十分にコントロールされていない心の病が存在する場合がありますので、その疑いがあるときには専門医による治療が欠かせません。

③ 孤立感

自殺を理解するキーワードは「孤立感」です。児童生徒が自分の居場所を失ってしまったと強く感じるような状況に陥っていないか注意を払う必要があります。

④ 事故傾性

自殺はある日突然何の前触れもなく起きるというよりは、それに先立って無意識的な自己破壊傾向がしばしば生じてきます。自分の健康や安全が守れないような行動が起きていないかという点に注意を払います。

図表 6Ⅱ－9－1 <自殺の危険因子> どのような子どもに自殺の危険が迫っているのか？

- ・ 自殺未遂歴（自らの身体を傷つけたことがある）
- ・ 心の病（うつ病、統合失調症、摂食障害など）
- ・ 安心感の持てない家庭環境（虐待、親の心の病、家族の不和、過保護・過干渉など）
- ・ 独特の性格傾向（完全主義、二者択一思考、衝動的など）
- ・ 喪失体験（本人にとって価値あるものを喪う経験）
- ・ 孤立感（特に友だちとのあつれき、いじめ）
- ・ 事故傾性（無意識の自己破壊行動）

（文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防 2009 年）

（2）自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応として T A L K の原則があります。これは、Tell、Ask、Listen、Keep safe の頭文字をとってまとめたものです。

T：子どもに向けて心配していることを言葉に出して伝えます。

A：真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

L：傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

K：危険を感じたら、子どもをひとりにせずに一緒にいて、他からの適切な援助を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

（3）治療の原則

自殺の危険の高い児童生徒を支えていくには、学校、家庭、医療機関が緊密な連携を取りながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

第 10 節 児童虐待への対応

1 児童虐待の定義と、発見・通告・支援制度

児童虐待は、古くからの課題ではありますが、近年になってクローズアップされ、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が施行され、学校の責任や役割も明確になってきました。

（1）児童虐待の定義

「児童虐待防止法」によれば、児童虐待とは保護者が18歳未満の者に対して行う次の4種類を言います。

① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（生じるおそれを含むので、外傷がある必要はありません）。

② 性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（ポルノの被写体にするなども含まれます）。

③ ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④などの虐待行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童生徒に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（家庭に配偶者間暴力があると、その家庭の子は虐待を受けたことになります）。

なお、保護者が虐待ではなく「しつけ」だと主張する場合もありますが、親の意向にかかわらず、子どもに悪影響が及ぶような場合には虐待と考える必要があります。

（2）発見・通告

「児童虐待防止法」では、学校、児童福祉施設、病院などの団体や、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師などは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定めています。つまり、学校関係者は、児童虐待を早期に発見する義務を負っていると自覚し、努力することが求められています。

また、虐待の疑いがある児童生徒を発見したら、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと義務付けられています。なお、この通告は、児童委員（民生委員）に仲介してもらってもよいとされています。「児童虐待防止法」は「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に通告義務を課しており、虐待があったと確証を得ることまで要求しているわけではありません。

通告を児童相談所にするのか、市町村にするのかという判断は、法律上規定はありません。日常の連携や児童生徒の保護の必要性なども考慮しつつも、通告者が判断すればよいことになります。また、この通告は公務員などの守秘義務に優先することが、法律上明記されています。なお、通告を受理した機関は、その通告した者を特定させるものを漏らしはならない、と定められ、通告を行う抵抗感を減少する配慮がなされています。

（３）支援制度

通告を受けた児童相談所や市町村は、速やかに子どもの安全を確認し、子どもや家族の状況などについて調査をするとともに、必要に応じて子どもを保護者から分離することもあります。このように、児童への援助は、家庭にいるままで支援する在宅援助と、施設・里親で生活するなどの分離援助に分かれます。

在宅援助の基本は、要保護児童対策地域協議会という市町村のネットワークを活用した機関連携によるチーム支援です。虐待が生じる家族は、医療、教育、福祉など多様な問題が複合していることが多いため、一機関だけの援助では改善が難しいからです。

施設などへの分離援助については、学齢児の場合一般的には児童養護施設に入所することになりますが、障害児施設や児童自立支援施設などに入所することもあります。

２ 学校の虐待対応

（１）虐待対応の基本知識の確保

児童虐待は、児童生徒の命が奪われることだけが問題ではなく、心身の成長や行動面に大きな影響を与え、人格面でも問題を残すなど、人生全般に大きな問題を残しやすいことが分かっています。そこで学校は、虐待をなるべく早く発見して、関係機関と連携して対応することが求められていますし、そのためには上記１のような、虐待の定義やその影響、対応の仕組みなど虐待に関する正確な知識を持つことが大切です。

（２）児童虐待の支援の意味

児童虐待は、保護者の根深い課題から生じ、その課題が児童生徒に深刻な傷として受け継がれることが大きな問題とされています。これは短期間で解決できる問題ではありません。家庭内に配偶者暴力がある場合は虐待と認定されることで分かるように、今目立った問題がなくとも、その児童生徒の心にどのような傷が残されていて、今後どのような問題を生じ得るかを念頭に支援を考える必要があります。少年院や児童自立支援施設に入所する子どもの多くが、虐待を受けてきたことが明らかになっています。児童虐待への対応とは、このような児童生徒の予測される課題に先手をうって支援しようとするものです。

（３）児童虐待を見付ける

児童虐待は、その情報が学校にもたらされることで気付くこともあります。また学校が、児童生徒の服装や表情、行動の特徴から気付く力を持つことも大切です。虐待が背景にある行為には、多動、盗みや火遊びの繰り返し、自傷行為、激しい暴力やパニック、断続的な欠席、下校渋り（帰宅拒否）など、知識があれば気付くことのできる、特徴あるものが少なくありません。学校ではしばしば、いじめや非行、家出、不純異性交遊などの生徒指導上の課題とされたり、抑うつ状態や引きこもり、不登校などで教育相談の課題とされたり、また多動やコミュニケーションの難しさなどで特別な支援の必要性があったりするなど、様々な場面で対応する場合があります。いずれの場合も、児童虐待を見落とさない体制が求められます。そのためにも見極め（アセスメント）を行うことが、虐待に気付くのには有効です。

（４）通告と連携による継続的支援

学校が単独で、保護者に対して直接注意し指導することが、虐待をより深刻化させることすらあります。児童虐待への対応の基本は、「一人（一機関）で抱え込まない」「疑わしきは通告と連携」です。通告は児童生徒と保護者を虐待から守る支援を開始するための手続です。そのためにも、疑いの段階で速やかに通告することが求められているのです。もっとも、通告しても、多くは保護者と分離されませんし、分離されてもいずれ家庭に戻り、通学してくることになります。そのため虐待の対応は、通告して終わるのではなく、児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会など、権限と守秘義務のあるネットワークの一員として、連携に基づいた支援を続けることが必要になります。

なお、学校は通告ととらえていても、児童相談所や市町村は相談ととらえる食い違いが生じることもあり得るので、時をおいても児童相談所などからの連絡がない場合は、学校から再度の通告をし、対応を要請することも重要な支援です。

【コラム】 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会とは、子どもの虐待、非行、障害などに対する支援を目的とした、地域の子どもと家庭に対する援助のためのネットワーク会議のことである。平成 16 年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成 19 年の法改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が明記された。会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で援助が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した援助を行うことが可能となる。

【コラム】 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」について

平成 22 年 3 月、文部科学省と厚生労働省は、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関して「児童虐待防止法」第 13 条の 3 の規定に沿った基本的な考え方を示す「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を策定し、都道府県・指定都市の教育委員会、福祉部門等あてに通知した。

第 11 節 家出

1 家出は非行の始まり

一般に、家出とは、正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為をいいます。家出そのものは犯罪ではありませんが、未成年者が保護者の保護・監督を離れた状況は、窃盗や恐喝などの犯罪のほか、薬物乱用、性非行、自殺などに結び付きやすく、また、様々な犯罪の被害に遭いやすいなど、健全育成上の多くの問題を含んでいます。家出は、「少年警察活動規則」などでいう、自己又は他人の徳性を害する行為である不良行為に当

たり、補導の対象となります。家出少年の置かれている精神的に不安定な状況や、逃癖や反抗といった家出に至った背景などが、このような危険と結び付きやすいと考えられます。

また、家出には、数日家だけをあける、「プチ家出」と呼ばれるものがあります。この場合、夜遊びや友達の家泊まるなどして、数日間で自宅に戻ってくることや、最近は携帯電話などで連絡がつくため、保護者も軽く考えて、警察に捜索願を提出せず、真剣に探さないなどの傾向も見られます。しかし、家出が繰り返され、長期化するなどエスカレートし、非行に走り、福祉犯罪の被害に遭う危険性も高いものと考えする必要があります。

なお、警察が発見し、保護した家出少年の内訳は、男女の割合では女子がやや多く、学職別では中学生が最も多くなっています。

図表 6Ⅱ－11－1

家出少年の学職別状況(平成20年)

区分	学職別	総数 (人)	未就 学児	学生・生徒						有職 少年	無職 少年
				計	小学生	中学生	高校生	大学生	その他		
総	数(人)	16,906	175	13,519	1,555	7,271	4,168	191	334	1,050	2,162
	うち女子(人)	8,592	61	6,900	471	3,739	2,418	114	158	406	1,225
	総数に占める 女子の割合	50.8	34.9	51.0	30.3	51.4	58.0	59.7	47.3	38.7	56.7

警察庁調べ

2 家出の原因・背景

警察が家出人捜索願を受理した家出少年を原因別に分類すると、家庭関係が最も多く、次いで学業関係となっており、家庭や学校から逃れようとする逃避傾向が見られます。

家庭関係については、不適切な養育や虐待などの保護者の保護・監督の態度だけでなく、家庭内の不和、家族の異動や疾病なども原因となっており、これに、児童生徒に対する叱責、非難、本人の失敗や他者からの誘惑などが直接のきっかけとして加わることも少なくありません。特に女子においては家庭での愛情や温もりを感じていないなどの愛情飢餓から家出をする傾向があるとの指摘もあります。

また、学業関係では、学校ざらいや友人関係のもつれ、仲間はずれなどが他の要因と相まって家出に結び付く例も報告されています。

なお、異性関係を原因とする家出は、女子が約8割を占めています。

3 家出を防ぐ指導の在り方

(1) 日常的な取組

学校では、児童生徒一人一人の個性を尊重し、人間味のある温かい指導を行うと同時に、学習のつまずきを取り除く工夫が大切です。

家出に結び付きやすい自由独立への欲求が強い児童生徒に対しては、発達の段階に伴い、指示的な態度から本人の自発性を認める態度へと少しずつ切り替えていくことも必要です。あわせて、保護者にも、児童生徒の性格や発達の段階に応じた指導への理解を求めることが大切です。また、児童生徒の集団帰属意識や他人に認められたいという欲求を満たすには、集団宿泊や野外活動などを活用することも考えられます。日ごろから児童生徒理解を深めるように努め、児童生徒の悩みを受け止めるとともに、いたずらに好奇心に流されて自分を傷つけることがないように、健全な生活態度や強い意思を養う指導が望まれます。

とりわけ、プチ家出については、本格的な家出になる初期・初動の段階であり、更生させる機会は多分にあります。手遅れの段階になれば、様々な対策を講じてもかえって逆効果になることも多いので、すぐに家に戻ってくるなどといって軽視するのではなく、プチ家出は児童生徒が発する重要なサインであることを、保護者も含め共通認識としてとらえ、学校、家庭が一体となって対応することが必要です。

また、怠学や生活習慣の乱れが家出につながることもあるので、日ごろから、出欠状況、学習態度、健康状態、家庭環境等についての把握に努めることが大切です。その一方で、保護者の養育態度に、児童生徒に対する過剰な期待や兄弟姉妹との軽率な比較などが見られ、児童生徒が心理的な圧力を受けている場合などには、保護者と一緒に家庭生活について考える必要があります。

（２）長期にわたって欠席している児童生徒への対応

長期にわたる欠席の背景に家出の場合もあるという認識を持ち、児童生徒の家庭等における状況の把握に努める必要があります。児童生徒に会うことができないなど状況の把握が困難な場合は、生徒指導担当教員、スクールソーシャルワーカー、相談員等が継続的に家庭訪問を行うなど、学校として組織的な対応を行うとともに、地域の民生・児童委員、児童相談所、警察署、少年補導センターなどの関係機関などの協力を得て状況把握に努める必要があります。

また、長期にわたって欠席している児童生徒への意識を低下させることなく、継続的な連絡や家庭訪問などによりかかわりを持ち続け、保護者との信頼関係を築き、保護者からの情報提供し易い状況をつくることも、早期の状況把握につながります。

（３）家出した児童生徒に対するケア

児童生徒の家出が発生し学校が認知した場合には、発達の段階や事件性などを判断して、警察への相談や捜索願を提出するなど、早期対応が求められます。

また、家出をして連れ戻された、あるいは自ら戻った児童生徒に対しては、その非を一方向的に責めるだけでは逆効果となり、立ち直りを図ることが困難となることがあります。家出はいけないということはしっかりと指導しつつ、児童生徒の置かれていた心理的な状況などについても理解に努め、教員との信頼関係や児童生徒相互の人間関係を深めるよう工夫し、児童生徒に孤立感を感じさせないことが大切です。すなわち、家庭教育への働きかけと同時に、児童生徒にとって、自己の存在を実感でき、安心して通える「心の居場所」としての学校づくりを進めることが、家出を防ぐことにつながります。

第12節 不登校

1 不登校の定義とこれまでの変遷過程

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題

に関する調査」では定義されています。日本の社会で不登校が問題となり始めたのは昭和30年代半ば、当初は「学校恐怖症」と呼ばれていました。その後、人数の増加とともに教育問題化し「登校拒否」と名称を変えることになります。さらに平成に入り、人数の更なる増加に加え、いじめや発達障害、保護者による虐待などが背景にあるケースなど、質的にも多様化が進んでいます。こうした事態を受け、不登校はもはや特別な状況下で起こるのではなく「どの子にも起こり得る」ととらえることの必要性が確認されました。それと同時に、広く学校に行けないあるいは行かない状態を指すものとして「不登校」という名称が使われるようになりました。以下では、このように時代とともに変化してきた不登校への考え方や対応の仕方について説明します。

（１）不登校に対する基本的な考え方

① 不登校解決の最終目標は社会的自立

不登校の解決に当たっては、「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえることが大切です。ここでいう「進路の問題」というのは、狭義の進路選択という意味ではなく、不登校の児童生徒が一人一人の個性を生かし社会へと参加しつつ充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく活動への援助をいいます。つまり「進路の問題」とは、「社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援」と言い換えることもできるでしょう。

他方、具体的な進路指導においては、不登校児童生徒が自らの進路を主体的にとらえるために、多様な中学・高等学校教育制度の情報を提供することも重要になっています。それと同時に、増加しつつある中途退学者に対しても、新たな進路を開拓するために多角的な視野からの援助や指導が必要とされます。このように学校には、社会に児童生徒を送り出していく準備をする機関としてのより広い役割が求められているといえます。

② 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク

不登校については原因も状態像も複雑化・多様化していることもあり、連携すべき専門機関は多岐にわたります。教育センターや教育支援センター、児童相談所などの公的機関だけでなく、民間施設やNPO等とも積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ対応に当たることが重要です。それと同時に、児童生徒の発達の段階に応じた指導を継続的に行うためにも、小・中・高等学校間で学校種を超えた連携を深め、原籍校で適切なかわりができるような情報の共有が求められます。

③ すべての児童生徒にとって居場所となる学校を目指して

不登校児童生徒の学校復帰を目指すに当たっても、また不登校の予防・開発的な対応という視点からも、学校教育をより一層充実させるための取組を展開することが大切です。

「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「すべての児童生徒にとっても居心地のいい学校」になるという視点から、すべての児童生徒が楽しく通えるような学校教育が目指されるべきだと考えられます。とりわけ、入学・進学など、成長の節目においては学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮が求められます。

④ 関係を構築しつつ、適切な働きかけやかかわることの大切さ

学校に行くことに大きな葛藤を抱え、登校時間になると頭痛や腹痛などの身体症状を出す神経症的な不登校に対しては、「待つこと」を重視するという見方もありました。しか

し昨今のように不登校の裾野が広がり、心理的な問題だけでなく、いじめが原因になっているもの、虐待などの家庭の問題が背景にあるもの、発達障害などが原因になっているものなどがある現状に対しては、ただ「待つ」のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見極め（アセスメント）を行った上で、適切な働きかけやかかわりを持つことが必要です。ただし、一口に「かかわる」と言っても、その内容はさまざまです。不登校の状態像も多様化しているのに合わせて、対応も多様化することが求められます。ただ単にかかわればよいというものではなく、「この児童生徒はどんなタイプの不登校か?」、「どのようなニーズを抱えているのか?」を見極め、その上で「だれが、いつ、どのようなかかわりをすべきか?」が判断されるべきだといえます。その際に大切なのは、児童生徒や保護者と学校との関係を丁寧に構築しつつ、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための援助を行うという視点です。

⑤ 保護者を支え、家庭の教育力を充実させる

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みはたいへん大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者を支援し、児童生徒のみならず家庭に対し適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待されます。その意味からも、保護者に対し担任の教員や養護教諭が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したり、適時適切な対応が求められているといえます。

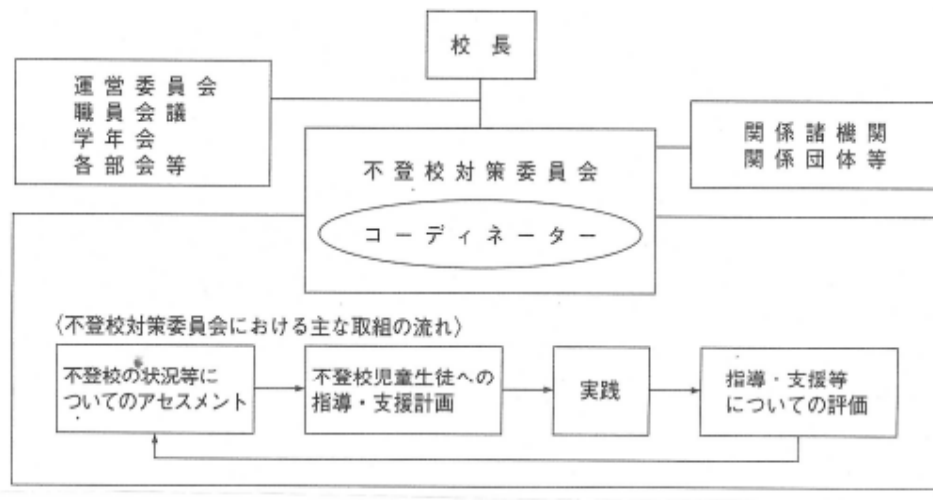
2 校内で求められる生徒指導体制の在り方

まずは、学校全体の指導体制の充実を図ることが肝要です（図6Ⅱ-12-1を参照）。直接影響を与え得る教員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち指導に当たる体制が求められます。

このように校内で情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・援助に当たるための一つの方法として、不登校児童生徒についての個別の指導記録を作成することも有効です。

他方、学校に登校できない児童生徒が学校外の施設や専門機関に通っている場合や家庭から出られない場合も、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者とのかかわりを持続することが大切です。その一つとして、手紙や電子メール、電話や家庭訪問等を通して児童生徒の状況や保護者が求める支援を把握することが求められます。また、不登校の本格化防止や再登校への準備段階として、保健室や相談室等の別室（教室以外の居場所）を活用するという取組も増えています。不登校児童生徒が徐々に学校生活への適応を図っていけるよう、柔軟な受入れ体制を整備するなど指導上の工夫が求められているのです。

図表 6 II - 1 2 - 1 不登校対策委員会を中心とした指導体制と取組（例）



（出典）

国立教育政策研究所「2004 不登校への対応と学校の取組について－小学校・中学校編－」

第13節 中途退学

中途退学とは、年度途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいいます。転学者及び学校教育法施行規則の規定（飛び級入学）により、大学進学した者は含みません。今日の中途退学には高等学校教育の問題だけではなく、小、中学校を含めた児童生徒の成長過程や今日の様々な教育問題が含まれています。

1 高等学校中途退学者の現状と課題

高等学校の中途退学者数は、近年、減少傾向にはあるものの、なお相当数に上っており、いわゆるニート、フリーター、引きこもりなどとの関連も指摘されていることから、依然として中途退学の問題は教育上の課題です。中退事由としては、かつて多くあった「学業不振」や「家庭の事情」で中途退学するケースは、高等学校教育の多様化や学校の教育的配慮や努力により減少傾向にあります。

その一方で、近年では、学校生活や学業に対する不適応から中途退学するケースが増えています。これは、社会環境の変化により、家庭生活における核家族の増加、兄弟姉妹の数の減少、共働き、個室・孤食化が進んでいることや、地域住民との交流が減少したことなどによって、児童生徒の人間関係力や社会性が十分に育っていないことなどが原因であると考えられます。同時に中途退学者の多くが高等学校への進学動機として「皆が行くから、何となく、進学した」といった曖昧な目的で進学する生徒が多い現状の中で、自分がこれからどう生きるか、どう自立するかといった、自分自身が大人になる像が掴めず、社会性が十分に育たない未熟なままの状態が続いているともいえます。

2 中途退学防止に向けての積極的な指導とは

不登校から中途退学になるケースが多いため、高等学校においても中途退学を未然に防ぐ十分な不登校対策を行う必要があります。また、中途退学者の多くが、小、中学生の時に不登校経験があり、中途退学は高等学校だけの問題にとどまらず、義務教育課程を含め、児童生徒の学力及び社会性を充分にはぐくむ教育指導が大切になってきています。

そこで学校教育では、一人一人の気持ちを大切にす個の教育と学級、学年、学校といった各集団におけるグループ教育の二つの側面が十分に相互補完し合う指導を行う必要性があります。学力を向上させる学習指導とキャリア教育を含めた社会性をはぐくむ指導の両輪が機能し、組織的かつ体系的に結び付くことによって、将来、児童生徒が自立して生きる力となります。特に、社会的なリテラシー（社会を読み解く力）は、生徒指導において規範意識やコミュニケーション、ソーシャルの両スキルを育てる極めて重要な役割があると考えられます。小学校、中学校、高等学校では不登校や中途退学者の防止に、これらの積極的な取組が極めて重要になってきています。

3 具体的な取組

中学校及び高等学校は個人情報保護しながら、互いに情報の共有化を図り、十分な学校説明と体験入学などを行い、入学希望の生徒に学校の特色を理解させ、高等学校での不適応を事前に防止する必要があります。また、多くの中途退学をする生徒が事前に相談せずにやめる状況があり、入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日ごろから生徒の悩みを聞く体制を構築する必要があります。教科指導においては学力別クラス編成やグループ学習を行うなど、生徒個々の学力に応じた様々な学習指導を行う必要があります。欠課時数がオーバーする可能性がある場合は、補習授業や再試験を行うなどの教育的配慮も必要です。さらに、特定の科目の単位が未修得になった場合、全日制高等学校においても、高等学校卒業程度認定試験を活用するなどの工夫が望まれます。

それでも不登校になり欠課時数がオーバーし、進級や卒業ができなくなる可能性があります。地域によっては、当該生徒に対し、校長会の連携協力のもと、学習支援センターを設置し、学習指導を行い、各生徒の在籍校の定期試験を実施し、単位の認定を認めているところもあります。

4 中途退学者の進路指導の在り方

学校が取り組んでも中途退学を望む生徒には、親身になって進路相談を行う必要があります。本人が他校への進学を希望する場合は他校連携のもと、生徒及び保護者と相談し、他校への紹介を行う必要があります。また、就職を希望する場合、中途退学者の正規就労が難しい可能性も高いことを説明し、ハローワークやサポート・ステーション等の紹介を行う必要があります。生徒は居場所を失うことによって、引きこもりやニートになる場合も多く、他機関との連携による切れ目のない援助が必要です。また、経済的な理由で就学を断念する生徒には、様々な学資支援や育英制度を説明し、就学継続希望が叶うよう援助を行う必要があります。

5 悩みや病的疾患を抱える生徒

発達障害による悩みを抱える者、その疑いのある者、精神疾患のある者など、特別に心理的配慮が必要な生徒の場合は学習面だけでなく、担当教員やスクールカウンセラーを配置するなど、心理面や対人関係において十分な指導が必要になります。日ごろから、教育センター、適切な相談機関や児童相談所、心療内科などとネットワークを構築し、生徒の悩みに応じていくことが大切です。

第7章 生徒指導に関する法制度等

第1節 校則

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」、「よいこの一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ばれています。これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められています。

児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

1 校則の根拠法令

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

裁判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされています。社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されています。

2 校則の内容と運用

(1) 校則の主な内容

校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれています。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、全国一律の校則があるわけではありません。学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができます。

ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられています。

【校則の例】

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ等）
- ・服装、髪型に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等）
- ・所持品に関するもの（不要物、金銭等）
- ・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊び、アルバイト等）

（２）校則の運用

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になっていないか注意を払う必要があります。

校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合がありますが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければなりません。

また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要があります。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要です。

（３）校則の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。

校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあります。校則の見直しに当たって、児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則を守るようになった事例、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例などがあります。校則の見直しを学校づくりに活かした取組といえます。

このように、校則の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

第２節 懲戒と体罰

１ 懲戒の種類

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることです。また、学校の秩序の維持のために行われる場合があります。懲戒は、制裁としての性質を持ちますが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的配慮の下に行われるべきものです。

（１）事実行為としての懲戒

児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなどについては、懲戒として一定の効果を期待できますが、これらは児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わないので、事実行為としての懲戒と呼ばれています。

（２）法的効果を伴う懲戒

児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒として、退学と停学があります。退学は、児童生徒の教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものです。

２ 懲戒の根拠法令

学校教育法第 11 条本文では、「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。」と規定しています。また、学校教育法施行規則第 26 条第 3 項では、退学の要件として、「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」など四つの事由が定められています。ただし、退学は、公立の義務教育段階の学校では行うことはできません（併設型中学校を除きます）。同条第 4 項では、停学は、処分の期間中は教育を受けることができなくなるため、国立・公立・私立を問わず、義務教育段階では行うことはできないことが規定されています。

３ 懲戒の手続

懲戒の手続について法令上の規定はありませんが、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、児童生徒への懲戒に関する基準についてあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得るように努めることが重要です。そのため、具体的な手続について教育委員会規則で定め、さらに詳細な手続を学校における内規などの形で定められている場合がありますので、学校では、これらの既に定められた規則等の要件を踏まえ、懲戒を行うかどうかを判断し、適正な手続を経るように努める必要があります。

４ 体罰の禁止

学校における児童生徒への体罰は、法律により禁止されています（学校教育法第 11 条ただし書）。身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってははいけません。体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長することにつながります。指導を行う際には、体罰に及ぶことのないよう、十分に注意する必要があります。

しかし、有形力の行使（目に見える物理的な力）により行われた行為のすべてが体罰に当たるわけではありません。目的、態様、継続時間等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱しているかどうか判断の分かれ目となります。また、児童生徒からの教員に対する

暴力行為や他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、体罰に該当しません。

第3節 出席停止

1 出席停止制度の趣旨と意義

公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、市町村教育委員会は、「性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる」とされています。この制度は、出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられています。

公立小中学校において、他の児童生徒への暴行や授業妨害などの行為を繰り返し行う児童生徒がおり、学校として最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、学校は出席停止の適用について積極的に検討する必要があります。

2 出席停止制度の運用

(1) 出席停止の要件

学校教育法第35条第1項では、出席停止の適用に当たって、性行不良であること、他の児童生徒の教育に妨げがあるという二つの基本的な要件を示しています。また、性行不良について、「他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」「職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為」「施設又は設備を損壊する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」の四つの行為を類型として例示し、その「一又は二以上を繰り返し行う」ことを出席停止の適用の要件として規定しています。学校は、出席停止の適用について検討する中で、出席停止制度の趣旨と意義を踏まえ、要件に該当すると判断した場合、出席停止を命じる権限と責任を有する市町村教育委員会に報告することになります。

(2) 出席停止の事前手続と適用

学校教育法第35条第2項では、出席停止を命じる場合、市町村教育委員会は、「あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない」と規定しています。意見の聴取を通じて保護者の言い分も聞き、そのために出席停止の理由も文書に付記しておかなければならないということです。学校は、問題行動を起こす児童生徒の状況を市町村教育委員会に報告し、必要な指示や指導を受けるとともに、保護者の理解と協力が得られるよう努めるなど、市町村教育委員会と十分に連携できる体制を整える必要があります。場合によっては、警察や児童相談所等の関係機関と連携を図ることも考えられます。

（３）出席停止の措置の適用

市町村教育委員会は、教育委員会規則の規定に則り、事前手続を進め出席停止の適用を決定した場合、出席停止を命じる児童生徒の保護者に対して、理由及び期間を記した文書を交付します。学校は教育委員会の指示や指導により校長等がその場に立ち会うなどの対応が想定されます。

（４）出席停止の期間中及び事後の対応

学校教育法第 35 条第 4 項では、市町村教育委員会は、「出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずる」と規定しています。学校は、教育委員会の指示や指導を受けながら、当該児童生徒に対する指導体制を整備し、学習の支援など教育上必要な措置を講じるとともに、学校や学級へ円滑に復帰することができるよう指導や援助に努めることが必要です。また、他の児童生徒への適切な指導や被害者である児童生徒への心のケアにも配慮することが大切です。

出席停止の期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対する指導を継続する必要があります。

第 4 節 青少年の保護育成に関する法令等

青少年をめぐる問題は、家庭、学校、地域社会等広範な領域にわたる様々な要因が相互に絡み合った問題であり、その対策は社会全体で総合的に進めていく必要があります。そのため、国や地方公共団体では、法的な整備を行いながら、具体的な取組を進めています。学校においても、これらの社会全体の中の位置付けとしての学校の役割を理解し、関係機関とも連携して児童生徒の指導に当たる必要があります（第 8 章でその詳細が述べられています）。

1 国における青少年育成施策

国では、内閣総理大臣を本部長とし、文部科学大臣・厚生労働大臣等を構成員とする「子ども・若者育成支援推進本部³」を設置し、関係行政機関の密接な連携・協力を図り、青少年施策全体の取組の方向性を示しています。

（１）主な法令と内容

① 子ども・若者への支援

「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22 年 4 月に施行されました。この法律は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的としています。具体的には、子ども・若者に関するワンストップの相談窓口を作るとともに、地方公共団体が、教育委員会や福祉部局など関係機関等による「地域協議会」を設置し（第 19 条）、関係機関と連携して、学校への修学支援だけでなく、心理相談等、

³ 「子ども・若者育成支援推進法」の施行前は、「青少年育成推進本部」とされていた。

職業的自立・就業支援、医療及び療養支援等を行うものです（第 15 条）。

② インターネット・携帯電話利用環境の整備

近年、子どものインターネット・携帯電話をめぐるトラブルの例が社会的な問題となっており、出会い系サイトの規制の強化や、フィルタリングの普及のための立法がなされてきました。

このような立法の一つである「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成 21 年 4 月から施行されています。この法律では、民間の事業者に対し、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリングサービスの提供を義務付けています（第 17 条）。また、インターネットの適切な利用に関する教育（情報モラル教育）の推進を行うこととしています（第 13 条）。

【コラム】子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援推進法の成立前は、関係行政機関が、それぞれ法令・条例に基づいて、青少年の健全育成施策を講じてきた。

この法律は、関係行政機関の連携を一層進め、不登校や引きこもり、ニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、総合的な支援施策を推進することを目的としている。今後は、子ども・若者育成支援推進法の下での計画が体系的に整備され、それに基づき青少年育成施策が進められることとなる。このように、関係行政機関や地域が連携して、学校段階からの切れ目のない子ども・若者に対する支援が求められている。

（2）青少年育成施策大綱

平成 20 年 12 月に、国は、新たな「青少年育成施策大綱」を定めました。そこでは、重点課題として、①健やかな成長の基礎形成のための取組、②豊かな人間性をはぐくみ、社会で生きる力と創造力を身に付けていくための取組、③困難を抱える青少年の成長を切れ目なく支援するための取組が挙げられています。児童期には、食生活等基本的な生活習慣の形成や、規範意識等の育成、思春期には、キャリア教育の推進や社会奉仕体験活動や国際交流活動の推進を行うこととしています。

2 青少年保護育成条例

（1）条例の意義

「青少年保護育成条例」とは、主に 18 歳未満の青少年の保護・育成を目的として、地方公共団体が、国の法令に反しない範囲で制定しているものです。地方公共団体により条例の名称や内容が異なります。

（2）条例の主な内容

条例の主な内容は、①有害環境の浄化のための規制と②青少年に対する有害行為の規制とが大きな柱となっています。その他、優良図書・興業の推奨・表彰、有害行為を行っている青少年や家出の疑いのある青少年等についての旅館業者等の通報義務などがあります。条例には罰則も設けられていますが、青少年には適用しない条項を設けている条例が大多

数となっています。

① 有害環境の浄化

ア 有害物の販売に関する規制

有害図書類（ポルノ雑誌やホラービデオ）や刃物類、有害玩具類、シンナーやトルエンなど等の薬物などが規制の対象となっており、青少年への販売や貸し付け等が規制されている場合が多くなっています。

イ 有害な場所への立入制限

有害物の販売の規制や、有害な施設への立ち入りやカラオケボックス・マンガ喫茶・インターネットカフェなどの深夜の利用を禁じたり、性的感情を刺激したり、粗暴性、残虐性を助長する広告物への規制などを定めています。

ウ 環境の浄化

性的感情を刺激したり、粗暴性、残虐性を助長したりする有害広告物に対する規制もあります。

② 青少年に対する有害行為の規制

青少年に対するわいせつな行為に関する規制や勧誘行為の禁止、深夜に外出することの制限などを定めています。

③ テレホンクラブ等営業の規制とインターネット利用環境の整備

ア テレホンクラブ等営業の規制

テレホンクラブを通じて青少年がわいせつ行為、犯罪等の被害にあう事例が発生しており、テレホンクラブの営業に規制（営業禁止区域の設定、広告宣伝の制限・禁止など）を加えています。

イ インターネット利用環境の整備

公共機関や家庭などにおいて、青少年が利用するインターネットにフィルタリング機能の利用を促すための規定などを制定しています。

第5節 非行少年の処遇

少年法上の非行少年は、①犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、②触法少年（実質的には罪を犯しているが、その行為の時14歳未満であったため、刑法上、罪を犯したことにはならないとされている少年）、③ぐ犯少年（20歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年）のことをいいます（少年法第1条、第3条）。この節では、犯罪少年、触法少年のそれぞれの処遇について説明していきます。

1 犯罪少年の処遇

（1）家庭裁判所について

家庭裁判所（以下「家裁」と記します）は、昭和24年に「家庭に光を、少年に愛を」という標語を掲げて誕生しました。各都道府県庁所在地及び函館市、旭川市及び釧路市の合計50か所に本庁が設けられているほか、合計280か所に支部及び出張所も設けられて

います。非行少年の処遇を決定したり、家庭の問題などを扱う裁判所です。前者を少年事件、後者を家事事件と呼びます。非行を犯した少年については、成人と同様に訴訟手続によって刑罰を科すよりも、二度と非行を犯さないよう、少年に反省を深めさせ、改善、更生に向けた教育的な働きかけを行って健全な社会人に育てる方が社会にとっても望ましいといえます。そこで、家裁では、法律的な枠組みだけで結論を出すのではなく、少年のパーソナリティや家庭環境など幅広く調査し、非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば再び非行を犯すことがないようにしていけるのかということを第一に考えて少年の処遇を決めています。そのために、家裁には、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」と記します）が配置されており、心理学、教育学、社会学などの専門知識・技法を活用して、調査を行っています。家裁調査官は全国に約1,500人います。

（２）少年審判について

少年審判は、少年が本当に非行を犯したかどうかを確認した上、保護観察や少年院送致などの保護処分等に付すかどうか判断し、処分が必要な場合は、非行の内容や少年の問題性に応じた適正な処分を選択するための手続です。審判の過程そのものが、少年の再非行防止に向けた教育的機能を果たすことになりますので、少年に対し非行の重大性や自分の問題点などを理解させて反省を深めさせる必要があります。しかし、少年はその年齢や性格によって理解する力が異なりますので、裁判官は、分かりやすく丁寧に諭したり、厳しくしめつけたりして、非行の内容や少年に応じた工夫をしています。

また、審判は、適正な処遇選択を目指しているので、少年の抱える問題点を的確に把握する必要があります。そのため、裁判官は、少年や保護者に対し非行の動機・態様、被害者の方への反省の気持ちなどはもちろん、少年の生育歴、家族の関係、学校・職場での状況など、プライバシーにかかわる問題などについても自発的な発言を促し、その詳細を明らかにする必要があります。このように、少年や保護者などから、プライバシーにかかわる事項も含め率直な発言が必要とされるので、普通の刑事裁判と違って少年審判は非公開とされており、一般の人が審判を傍聴することはありません（例外的に、少年事件で被害にあわれた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負ったときは、ご本人やご遺族の方に、審判の傍聴が認められる場合があります）。

審判には、少年と保護者のほか、家裁調査官、付添人（多くは弁護士）、教員、雇主などが出席することもあります。審判で教員が少年に適切な言葉掛けを行うことは、少年の更生のきっかけになり得ます。また、教員が審判での少年の様子を把握しておくことで、その後の学校での指導に役立たせることもできます。このため、教員は、事前に家裁調査官と打ち合せておき、審判に出席するよう心掛けることが重要です。

（３）犯罪少年の審判手続の流れ

家裁の少年事件には、少年を少年鑑別所に収容して審判手続を進める身柄事件と少年鑑別所に収容せずに審判手続を進める在宅事件があります。

① 身柄事件

法律に違反した少年が警察に逮捕されると、身柄を拘束されたまま取調べを受けた後、少年の身柄と共に事件が家裁に送致されます。その後、逃走のおそれがあったり、少年を

緊急に保護する必要がある場合など、家裁の判断によって一定の要件を満たせば観護措置が取られ、通常4週間以内（最大8週間）少年鑑別所に収容されます。少年鑑別所では心身の鑑別が行われ、法務技官が少年の非行の心理的理解をし、法務教官が行動観察をします。その結果は鑑別結果通知書にまとめられ、家裁の審判の資料になります。

この期間に家裁調査官は、どうして非行に及ぶようになったのか、その原因や少年の問題点を解明した上で、その少年の問題点を解決するためにどのような処分（教育的な手当）とするのがよいのか判断するため、少年、保護者、必要な場合には中学校、高等学校の教員や職場の雇主などの関係者に面接（社会調査）をします。また、必要に応じて、学校には少年の就学状況等についての書面照会をします。

家裁調査官は、調査の結果を少年調査票という報告書にまとめ、裁判官に提出します。その上で、裁判官が審判で少年から話を聞き、処遇を決定します。

なお、学校照会に関する疑問や少年について相談したいことがある場合は、照会書に担当の家裁調査官名と連絡先が記載されているので、電話で質問したり、日程調整して面談したりすることが大切です。家裁調査官とのコミュニケーションを通じ、少年が今後どのように扱われていくのか、学校としてどのように対応していけばよいかという見通しを立てやすくなるので、積極的に家裁調査官に連絡することが必要です。また家裁にとっても、教員から話を聴くことにより、その少年や家族の理解が深まり、学校と連携を持ちながら少年の処遇を考えていくことができます。このように、学校と家裁の間では相互の連携を深めなければならず、そのためには、学校照会書にも指導要録の記録などをもとに少年の状況をできるだけ詳しく、正確に記載しておくことが必要です。家裁においては、情報の取扱いには十分注意をしており、また、生徒指導上必要な情報を学校に提供するよう努めています。

少年の在籍校の教員は、少年鑑別所内の少年との面会が一般に認められています。審判までの間に少年や保護者との面会の機会をできるだけ設け、立ち直りに向けた働きかけを行うとともに、今後の生活設計を一緒に考えることが重要です。

② 在宅事件

在宅事件の場合、少年は警察等で任意の取調べを受けた後、事件記録だけが家裁に送致されます。

裁判官から調査命令を受けた家裁調査官は、少年、保護者を家裁に呼び出して面接を行います。調査の過程で少年の資質、環境上に大きな問題があることが明らかとなった場合には、在宅事件であっても、観護措置の決定がされて少年鑑別所へ収容されることもあります。

裁判官は、家裁調査官の作成した少年調査票などをもとにして、審判を開かないとした場合はその段階で手続きを終了させます。審判を開く場合は、裁判官が少年から直接話を聞いた上で最終的な処分を決定します。

在宅事件でも必要に応じて少年の在籍する学校に書面照会をして身柄事件と同様、必要ときには担当の家裁調査官に電話連絡をするなど、連携を図ることが大切です。

（４）学校と家裁の連携について

学校と家裁の連携は、家裁に事件が送致されてから行われるのが通常ですが、それだけ

では、対応が後手に回りかねません。少年審判は、限られた期間で行われますので、日ごろから事件の有無にかかわらず、どんなことでも遠慮なく家裁調査官に質問したり、相談できるような関係を築いておくことが大切です。そうすることで、家裁側に学校の実情を知ってもらえるだけでなく、いざというときの対応が手遅れにならずに済みます。普段から意見交換をしたり、学校と家裁との定期的な協議会などの機会を活かして、連携を深めておく必要があります。

（５）犯罪少年の処遇

平成 21 年版青少年白書によると平成 20 年の刑法犯少年は、90,966 人、刑法犯少年の人口比（同年齢層の人口千人当たりの検挙人員をいう）は 12.4 です。平成 20 年の刑法犯少年のうち初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の 4 罪種をいう）で検挙された者の数は 64,550 人で、刑法犯少年総数に占める割合は 71.0%となっています。刑法犯少年を年齢別にみると、中学校から高等学校への移行年齢でもある 15 歳が最も多く、次いで 16 歳、14 歳の順となっており、14 歳から 16 歳までの年齢層で刑法犯少年全体の 66.4%を占めています。

平成 20 年の全国の家裁における少年保護事件の終局決定人員は、49.8%が審判不開始、16.1%が不処分、15.7%が保護観察、0.2%が児童自立支援施設等送致、2.3%が少年院送致、3.6%が検察官送致です。

① 不処分、審判不開始

不処分は、少年について審判を開いた上で、保護観察や少年院送致などの保護処分につかないこととする決定で、審判不開始は、審判を開始せずに調査のみ行って手続を終えることを言います。

不処分又は審判不開始は、家裁が何もしないまま少年事件を終わらせているのではなく、家裁では、非行の内容や動機、少年の性格、少年を取り巻く環境の問題点などをていねいに調べ、裁判官や家裁調査官による訓戒や指導等の教育的働きかけを加え問題の解消に努め、再非行のおそれがないと判断した上で決定を行っています。

教育的働きかけの方法は様々ですが、個々の少年の抱える問題に応じて、適切なタイミングで再非行の防止に向けた的確な指導を行うことが重要です。また、保護者に対しても、少年への指導力を発揮できるように指導を行います。具体的には、家裁調査官による個々の少年や保護者の問題に焦点を当てた面接指導や、裁判官による少年に対する訓戒や保護者に対する指導を行っています。また、非行の内容に応じて薬物乱用の危険性や交通違反の責任などを教えたり、非行について反省を深めさせるために犯罪被害を受けた方から被害の実情やその時の気持ちなどを聴かせる講習を行っています。そのほか、保護者としての責任の自覚を高めるために、保護者同士で、児童生徒に非行を繰り返させないための親の役割について話し合う保護者会を行っています。さらには、社会の一員としての自覚を促すために地域の清掃や福祉施設での介護補助などの活動に参加させ、社会に対する償いの気持ちを持たせる社会奉仕活動や、親子関係の問題が非行の原因になっている場合には、共同作業を通じて親子関係の調整を図る親子合宿に参加させることもあります。

② 保護観察

保護観察は、少年を家庭や職場に置いたまま保護観察官、保護司の指導を受けさせ、社

会の中で更生を図る社会内処遇です。保護観察所は各都道府県庁所在地及び函館市、旭川市及び釧路市の合計 50 か所に本庁が設けられているほか、支部・駐在官事務所も設けられています。保護司は法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員で必要経費以外は無償で働いています。専門職でなく地域に根ざしたボランティアとして少年や保護者と同じ社会人としての感覚でかかわれる立場であることがメリットです。

保護司は、定期的に少年を自宅に呼び、又は少年の家庭を訪ねて面接し、少年やその家族の心情を受け止め、理解し、信頼関係を築くよう努めて、少年が再び非行をしないよう指導、助言を行います。保護司は定期的に保護観察官に経過報告をするほか、問題が生じたときには保護観察官に連絡をとり、かかわり方の指示を受けます。必要なときには保護観察官が直接に少年や保護者に面接します。保護観察では保護観察官が直接担当する場合もあります。保護観察中の少年が、決められた約束事（遵守事項）を守り、良好な状態が続いて再非行の心配がないと認められれば、保護観察が解除されます。他方、遵守事項を守らない場合には、保護観察所が警告を発したり、家裁に対し施設送致の申請をすることもあります。

在校する少年が保護観察処分を受けることになった場合、保護観察所から学校に通知されることはありません。保護観察官又は保護司が少年と保護者に保護観察処分の事実について学校に伝えたか否かを聞き、了解を得てから必要に応じて学校と接することになります。

学校においては、保護観察処分について他の児童生徒に分からないように注意し、少年を監視するのではなく温かく見守り、少しでも改善が見られれば、褒めて励まし、希望を持たせることが大切です。

③ 少年院送致

少年院は、一定期間少年を収容し矯正教育を行う機関で、全国に 52 か所（分院を含む。）あります。その種類は、年齢や心身の状況によって初等少年院（おおむね 16 歳未満）、中等少年院（おおむね 16 歳以上）、特別少年院（犯罪的傾向が進んでいる者）及び医療少年院（心身に著しい故障がある者）の四つに分かれています。

また、少年院には、少年の非行の進み具合に応じて、長期処遇（原則 2 年以内）、一般短期処遇（6 か月以内）、特修短期処遇（4 か月以内）の処遇区分が設定されているほか、それぞれの処遇区分の下に、教育の必要性等に応じた処遇課程が設けられています。

なお、家裁で処分決定をする際に、重大事件に関しては 2 年を超える収容期間の設定を念頭に「相当長期」という処遇勧告をすることがあります。また、出院後復帰する家庭や地域の環境が複雑な場合には環境調整命令をすることもあります。

少年院では収容された個々の少年について、個別的処遇計画という少年の個性等に応じた計画を作成し、それに基づいた指導を行っています。この計画の作成に当たっては、少年への面接のほか、家裁調査官の作成した少年調査記録や少年鑑別所の鑑別結果通知書が参考にされます。日課としては、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動などがあります。

それぞれの少年院には特徴があります。一般短期処遇には短期教科教育課程、短期生活訓練課程の 2 種類があります。長期処遇には生活訓練課程、職業能力開発課程、教科教育課程、特殊教育課程、医療措置課程の 5 種類があります。家裁の決定後、少年鑑別所でそ

の少年にどの課程が適しているかを決定し、収容する少年院を決めています。

少年院の矯正教育が終了した場合、多くは、仮退院という形で社会復帰し、保護観察官や保護司の指導を受けます。

④ 検察官送致

その非行歴、心身の成熟度、性格、事件の内容などから、刑事裁判によって処罰するのが相当と判断された場合には、事件を検察官に送致することがあります。

なお、少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させ、その罪を犯したときに 16 歳以上であった場合には、原則として、事件を検察官に送致しなければならないとされています（いわゆる原則検送制度）。

検察官は、検察官送致がされた場合、原則として、少年を地方裁判所又は簡易裁判所に起訴しなければなりません。

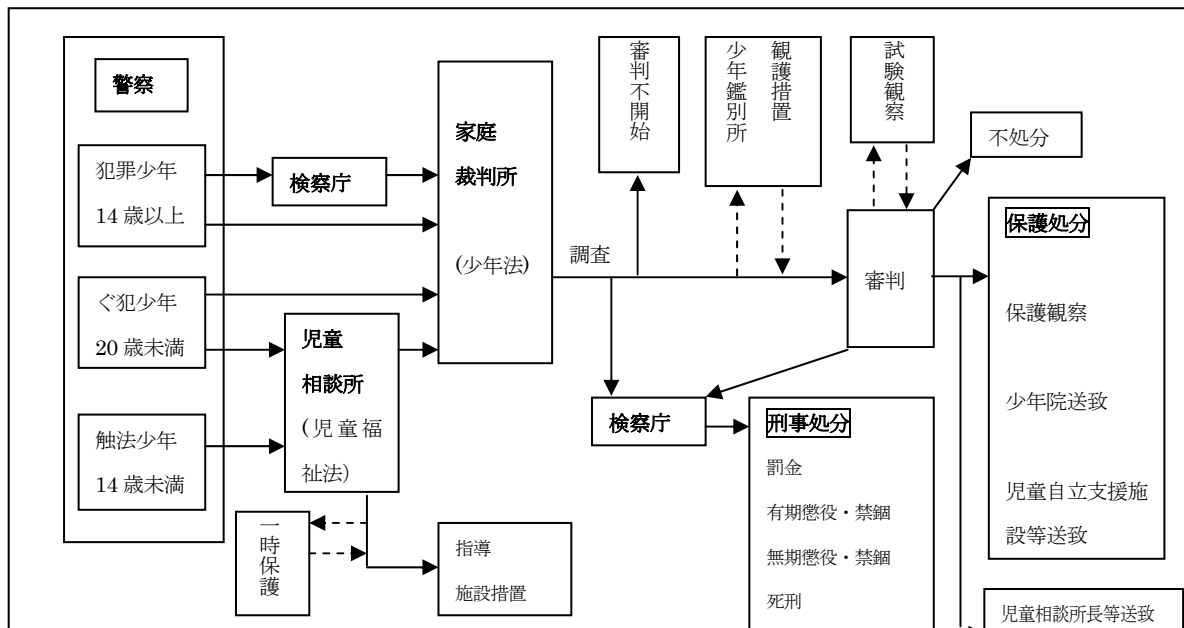
(6) 試験観察

社会内処遇か施設内処遇かが即断できないケースは少なくありません。そこで、一定期間終局決定を留保して、家裁調査官が少年や家族にかかわり、教員や職場などとも連絡を取り、更生のための指導や助言を与えながら少年を観察し、立ち直りの可能性を見極めるため試験観察決定という中間処分を行うこともあります。試験観察に付された場合、少年は家に戻り、個々の問題点に沿った指導を受けながら生活を送っていきます。

担当の家裁調査官は、少年や保護者を定期的に出頭させたり、手紙や訪問などによって、直接観察を行います。その際、作文指導、日記指導、心理検査、家族関係調整等を行うこともあります。少年が在学中であれば学校と連絡を取り、学校生活が安定するように教員と連携します。また、働いている場合には雇主と連絡を取りあいます。教員が、学校内の少年の変化などで気付いたことがあれば、担当の家裁調査官に連絡して情報を共有し、その後の対応を検討することが大切です。

試験観察を行う際、民間の篤志家や施設に少年を預けて指導を委ねて、その様子を観察することもあります（これを「補導委託」といいます）。

図表 7－5－1：少年事件の流れ



（７）少年法改正

昭和 24 年に施行された少年法は、長い間、新しい制度を設けるような改正はされませんでした。平成 12 年、19 年及び 20 年に大きな改正がされました。概要は次のとおりです。

① 平成 12 年改正

改正前は、終局決定時 16 歳未満の少年について事件を検察官に送致することはできなかったのですが、改正後は 14、15 歳の少年についても、家裁の調査の結果、刑事処分相当と認めるときは、検察官送致ができるようになりました。

また、犯行時 16 歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件、例えば、殺人、傷害致死、強盗致死等の事件については、家裁調査官の調査の結果刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除き、検察官への送致が原則となりました。

そのほか、3 人の裁判官で審理する裁定合議制、一定の重大事件において、検察官に関与させられる制度、少年鑑別所における観護措置の期間を従前の最長 4 週間から、一定の場合に最長 8 週間まで延長することができる制度などが導入されました。

さらに、被害者等の申出により、裁判官又は調査官が被害に関する心情その他の事件に関する意見を聴取する制度や、被害者等の事件記録の閲覧及び謄写ができる制度など、被害者配慮に関する諸制度が整備されました。

② 平成 19 年改正

触法少年に対する警察の調査権限の整備、少年院送致年齢の引下げ（改正前には 14 歳以上であった少年院送致年齢をおおむね 12 歳まで引下げています）について規定されました。

また、保護観察中の少年が遵守事項を守らない場合、保護観察所長からの申請によって、家裁においてこのまま保護観察を続けても本人の改善・更生が見込めない場合には、少年院等に送致する制度が規定されました。

そのほか、一定の重大事件で観護措置がとられている少年について、国選付添人を選任できる制度が設けられました。

③ 平成 20 年改正

一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、家裁が被害者等に対し審判の状況を説明する制度などが創設されました。

２ 触法少年の処遇

（１）触法事件の流れ（図表 7－5－1 参照）

児童生徒が刑罰法令に触れる行為を行った場合、年齢によって取扱いが異なります。14 歳未満であるか、14 歳以上であるかによって、法律上の扱いも違います。

14 歳未満の児童生徒は、刑事未成年（刑法第 41 条：14 歳に満たない者の行為は、罰しない。）のため刑罰法令に触れる行為を行っても犯罪とならずに、14 歳以上の犯罪少年と区別され、少年法では触法少年とされています。

触法少年については、家庭裁判所の少年審判に付することができるのは、児童相談所長から送致があった場合に限られます。

警察官等が犯罪行為について認知した場合に、触法少年によるものであるときには、逮捕・勾留することはできません。しかし平成 19 年の少年法の改正により、警察官等が押収、捜索、検証、鑑定、調査は行えることになりました。また、調査の結果、重大事件⁴および家庭裁判所の少年審判に付することが適当と警察官が判断した場合には、事件を児童相談所長に送致することになりました。警察からの送致を受けた児童相談所長は、重大事件については、児童相談所で調査・判定・診断を経て、原則的に家庭裁判所に送致することになり、少年審判手続きが開始されます。また重大事件以外で警察官等から送致された事件については、児童相談所が調査・判定・診断を行い、児童福祉法上の措置を検討したうえで、少年審判に付す必要がある場合には家庭裁判所に送致することになります。

家庭裁判所に送致された後は、犯罪少年と同じ審判手続きとなります。

このように、14 歳を境として手続きが分かれていますので、集団による非行の場合に、年齢によって取扱いが異なる事を理解しておく必要があります（年齢については、行為時が基準となります）。

（２）児童相談所の非行相談対応

児童相談所は児童福祉法に基づく都道府県（政令指定都市及び児童相談所設置市含む）の必置機関として、18 歳未満の子どもの相談について専門的な知識及び技術を必要とするものに応じていることになっています。平成 21 年 5 月現在全国に 201 か所の児童相談所があり、非行相談については、17,172 件（平成 20 年度）の相談対応を行っています。

児童相談所が扱う非行相談は、14 歳未満の触法少年の事件だけではなく、18 歳未満であれば、相談者を限定することなく、様々な人や機関から非行についての相談を受け付けているので、学校から児童生徒についての相談を直接受けることもできます。

また、児童相談所は非行相談を受けた場合、必要な調査を実施して援助方針を決めていくことになるので、学校に調査を行うことがあります。児童相談所の調査は、児童福祉法に基づいて行う調査となり、個人情報の第三者提供の例外規定にあたるので、本人の同意に基づかなくても、情報提供することができます。

児童相談所に付与された専門的機能として、一時保護及び児童福祉施設の入所措置、児童生徒への在宅指導措置があります（法律上は、都道府県知事と児童相談所長権限に分かれています。多くの自治体で児童福祉法の知事権限を児童相談所長に委任しており、児童相談所長の権限として記述します）。

① 一時保護機能

児童相談所長が必要と認めた場合に、原則 2 か月を超えない範囲で、児童生徒を児童相談所の一時保護所又は適当な者に委託して、一時保護を実施することができます。非行相談の児童生徒については、一時保護所での行動観察を行うとともに、一時保護所で生活することで、規則正しい生活を学べるといった効果も期待できます。

児童相談所の一時保護所では、非行相談を受けた子どもだけではなく、迷子、虐待を受

⁴ 故意の犯罪行為により、被害者を死亡させた罪

死刑若しくは短期 2 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（放火、強盗、強姦など）

けた子ども、保護者の疾病等により家庭で生活できない子どもなどが一緒に保護されています。また、鑑別所と違い鍵をかけて逃走を防ぐことは行っておらず、開放的な集団生活を送っています。

児童相談所の一時保護については、保護者による費用負担は発生しません。

児童生徒が一時保護された場合には、児童相談所の担当の児童福祉司と連絡をとり、児童生徒との面会や学校への通学方法、登校できない場合には出欠の扱いについても相談をする必要があります。また、一時保護所等では、私物の持込について、一部制限を行っている場合もあるので、教材等を届ける場合には、事前に児童相談所と相談することが必要です。

② 入所措置機能

児童相談所は、非行相談を受けて、在宅での援助が困難であるが、家庭裁判所の少年審判に付することが必要ない場合には、児童福祉施設への入所措置を検討することになり、施設種別や施設を決めていくことになります。非行相談の対象となる児童生徒が対象となる主な児童福祉施設は下記のとおりです（障害関係施設除く）。

児童福祉施設への入所措置は、児童相談所長が決定しますが、児童生徒の親権者の意に反して措置を行うことはできません。親権者が入所措置に反対し、入所措置を採らなければ児童生徒の福祉を守ることができない場合には、家庭裁判所の審判で承認された場合に入所措置を採ることができます。家庭裁判所の承認に基づく入所措置は原則として2年を超えることはできませんが、やむを得ない事情のある場合等は、期間を更新する場合があります（家庭裁判所の少年審判で、保護処分として児童自立支援施設又は児童養護施設送致の決定がなされた場合は、親権者の承諾は必要ありません）。

施設の設置主体は、国公私立など様々ですが、施設入所に伴う費用負担は子どもの属する世帯の所得に応じて費用徴収されるので、設置主体によって費用が異なることはありません。

児童生徒が、下記の施設に入所する場合には、転校手続き等が必要となる場合がありますので、事前に児童相談所と連絡を取り合うことが必要です。

・児童自立支援施設 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。少年院とは違い、基本的には開放的な施設であり、家庭的な雰囲気の中で、職員とともに生活を送り、施設内に併設されている学校に通うことになり、生活指導、学習指導、作業指導が大きな柱となっています（なお、行動の自由を制限するには、事前に家庭裁判所の許可を受ける必要があります、実施することのできる施設は、現在国立の児童自立支援施設のみで、全国に男女各1施設があります）。

全国に国公私立併せて58施設あります（平成21年3月末現在）。

・児童養護施設 保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを

目的とする施設です。非行問題を抱えた児童生徒を主な対象としている施設ではないため、非行があっても軽微なものに限られ、保護者のもとで監護することが不適当な児童生徒を入所させることになります。施設では、家庭的な環境の中で生活、学習、運動等の指導を行うとともに、地域の学校に施設から通学することになります。

全国に公私立併せて 567 施設あります（平成 21 年 3 月末現在）。

③ 在宅指導機能

非行相談を受けて、数回の助言指導等で児童生徒に改善が見られない場合には、家庭生活したまま、児童福祉法に基づく児童福祉司指導を行うことがあります。具体的には、児童相談所が児童生徒に通所指導や訪問指導等を行います。この場合には、児童福祉司⁵が指導を行い、必要に応じて児童心理司⁶が児童生徒への心理的なアプローチを行うこともあります。また、保護者に対しても、家庭におけるかかわり方を助言する等、家族機能を充実させる取組を行っています。

児童福祉司指導を行う際には、児童相談所が単独で指導するのではなく、学校や地域と連携して指導していくことが効果的です。そのために下記で述べる「要保護児童対策地域協議会」等のネットワーク会議を活用し、関係する機関の指導・援助方針を確認し、協働して援助していくことが必要になります。

（3）市町村等における非行相談対応

① 市町村の児童家庭相談窓口

従来は、子どもに関する相談は、都道府県の責務とされ、児童相談所が担っていましたが、平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村が子どもの相談の第一義的窓口となり、非行相談や各種の相談を幅広く受け付けています。

② 要保護児童対策地域協議会

虐待等を受けている子どもを対象として発足した会議ですが、現在は広く支援が必要な児童生徒についても、協議会が扱うことになっており、非行問題を抱えた児童生徒も援助の対象としています（要保護児童対策地域協議会については、第 6 章Ⅱコラムでその詳細が述べられています）。

市町村における、協議会の設置は既に 90%を超えており、非行問題を抱えている児童生徒についても、協議会の活用が期待されます。

③ ネットワーク会議

法律上に規定されてはいませんが、教育委員会や警察署などが主催する各種サポート会議などの、ネットワークを活用し、児童生徒の非行問題への対応について、関係機関と情報共有を行い、連携して対応することが、非行予防や対応に効果的なので、積極的に活用

⁵ 児童相談所に置かなければならない職員。児童相談所長の命を受け、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童福祉の増進に努めることとされ、資格要件が法定されている。

⁶ 児童相談所に置かなければならない職員。子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行う。子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行う。資格要件が法定されている。

する必要があります。

④ 児童家庭支援センター

地方公共団体及び民法の規定により設立された法人及び社会福祉法人によって設置され、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、24 時間 365 日体制で家庭からの相談等に応じ、必要な助言や指導、援助を行います。地域での在宅福祉サービス等を活用して、問題の解決にあたります。

第8章 学校と家庭・地域・関係機関との連携

第1節 地域社会における児童生徒

1 社会環境と児童生徒

人は、自然や社会、文化などのかかわりの中で生活を営んでいます。とりわけ、成長期にある児童生徒は、家庭や学校はもちろんのこと、地域の中での人々とのかかわりによって、人間関係や集団のルールなど様々なことを学びながら、社会性や規範意識などをはぐくみ、成長していきます。

(1) 多様な地域社会で育つ児童生徒

人々は地域の中に生活の基盤を置き、様々な暮らしを営んでいます。児童生徒は、そうした人々と触れ合い、地域で生活する中で多くのことを学びます。

① 地域社会とは

家族、学校、職場など、様々な社会集団がありますが、その一つである地域社会とは、同じ地域に暮らし、自治の仕組みや経済、風俗などにおいて結びついている生活共同体のことです。地域社会は、他の社会集団と同様に、私たちが人間らしく暮らす上でなくてはならないものです。

児童生徒は家庭の中で育ちますが、やがて、地域社会とのつながりを意識するようになります。例えば、近所の同世代の児童生徒と遊んだり、近所の人々と挨拶の言葉を交わしたりすることで、家族以外の他者を意識します。また、遊びや行事に参加するために仲間と力を合わせたり、役割を果たしたりしながら、自分と地域社会とのつながりを深めていきます。このように、児童生徒は地域社会とかかわることで、社会の一員として自覚を持つようになります。

② 多様な地域社会

我が国には、商業地や工業地、農業や漁業が盛んな地域、住宅地、過密地や過疎地など、様々な地域があります。また、自然、伝統や文化、国際化の状況などによって、地域にはそれぞれの特色があります。例えば、伝統産業に慣れ親しんで育つ児童生徒もいれば、自然条件を生かした農業や漁業に触れながら育つ児童生徒もいます。また、在住する外国人と触れ合う機会の多い地区に育つ児童生徒もいます。このほかにも、歓楽街を有する地区や裕福な家庭の多い地区、経済的に困難を抱える家庭の多い地区など児童生徒が育つ環境は様々です。

人々の生活環境の基盤としての地域社会は、児童生徒の感じ方、見方や考え方、ひいては価値観にも影響を及ぼすと考えられます。なぜなら、自然や産業構造、芸術文化や食文化、しきたり、風土などの中で、児童生徒は人とのかかわり方や生き方を身に付けていくからです。

児童生徒一人一人の成長は、個人の持つ性格や能力、家庭での養育、学校教育によってすべてが決まるものではなく、多様な地域社会における環境によって大きく影響されることも考えなければなりません。このように考えると、児童生徒の健全育成に努める立場にある大人は、今の地域社会が児童生徒の発達にどのような影響を及ぼしているのかをよく

見極め、その上でかかわることが大切になってきます。

（２）地域社会の変化とその影響

地域社会は、児童生徒の成長と発達に関して、上述のように、教育上大きな影響力を持っています。しかし、近年、高度情報化や都市化の進展、少子化の進行など社会が急速に変化する中で、これまで地域社会が担ってきた教育的機能にも変化が見られるようになりま

した。

① 急速な都市化・産業化・情報化の進展

近年、都市化が進み、流通網・交通網の発達に加え、国際化が進展する中で、人口の流動化が進んでいます。さらに、インターネットや携帯電話の普及による高度情報化も急速に進展しています。これらにより、地域社会の持つ閉鎖的な側面は薄れ、個々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、人々は便利さを享受するようになりました。他方、地域社会の構成員として帰属意識を持ち、地域の中で共に働く機会は減少することとなりました。こうして地域の人々の連帯感が希薄化し、価値観や経験を共有する機会が減少することは、地域社会がこれまで児童生徒に対して果たしてきた教育機能の低下につながると考えられます。これは、地域社会の教育的な自立性の低下の現れであるとも言い換えられます。

② 核家族化・少子化の進行

核家族化・少子化の進行は、地域のつながりの希薄化や地域行事の衰退を生み、児童生徒の社会体験や自然体験を減少させています。また、親や教員以外の大人、異年齢の児童生徒と交流する機会を不足させています。そして、地域社会や学校などで児童生徒が人間関係に一度つまづいてしまうと、なかなか関係を修復できずに孤立する傾向にあることが指摘されています。こうした傾向は、従来、家族同士のつながりや、仲間との遊びや大人との触れ合いなどを通じて学ぶ「人とのかかわり方」が弱くなったためであると考えられます。

また、核家族化や少子化が進む中で、子育てに関する知識・経験のある周囲の人の助けを得られずに、子育てに関して不安を感じて過保護になったり、過干渉になったりする親もいます。しかし、親が、些細なことでも先回りして子どものことを心配し始めると、子ども自身が乗り越えていくべき課題に向き合い、解決する機会が失われてしまいかねません。

他方、大人が地域において子どもたちの姿をみかける機会が少なくなっていることから、子どもに対する寛容さが低下したり、社会全体で子どもを受け入れる懐の深さが失われたりしています。

２ 地域社会の教育力

地域社会においては、自然や文化、人とのかかわりの中で生活が営まれており、そこでは児童生徒の成長を促す教育力が働きます。しかし、近年、地域社会の変化に伴い、教育力の在り方を問い直す必要が生じてきました。地域社会の教育力が、児童生徒にどのような影響を及ぼし、今後、どのような取組が求められるのでしょうか。

(1) 地域社会の教育力の変容

地域社会の変化に伴い、その教育力が低下し、そのことが児童生徒に影響を及ぼしていると指摘されています。

① 地域社会の教育力とは

今も「地域の子どもは地域で育てる」「子どもは地域の宝だ」「地域が学校を支える」などという言葉が聞かれます。この言葉からは、地域の人々が児童生徒を大事にする心や健全な成長を願う心を感じとることができます。地域の教育力はこのような深い思いに支えられていて、互いに開かれた人間関係の中に見ることができます。

地域社会においては、近所のお祭り、子ども会や町内会等の行事、児童館・公民館活動、また、伝統的な文化活動や行事など、それぞれの地域特有の活動が行われています。児童生徒は、幼いときからこれらの行事や文化活動等に参加することで、地域の人々とのつながりを深めていきます。児童生徒は、こうした地域とのかかわりの中で社会性を身に付け、また、自分の役割を果たすことで自己有用感や自己肯定感を高めることができるのです。

② 低下した地域社会の教育力

産業構造や社会情勢などの変化と相まって、従来の地域社会の様相や人々の生活意識も変わってきました。地域における人間関係の希薄化や共同性の喪失は、住民同士の信頼感を失わせることにつながり、人々が積極的に近所付き合いをしなくなる傾向が見られるようになりました。

子育てについていえば、地域を子どもの成長の場とはとらえずに、親族や近隣の干渉を嫌って独自の考え方で子育てをする家庭も見られるようになりました。また、子どもたちが外遊びよりもテレビゲームなど屋内での遊びを好む傾向が強まったことなどが一因となり、地域の人々と子どもたちの触れ合いの機会は減少し、地域の教育力が低下しているという指摘を受けるようになりました。

(2) 地域による教育力再生の努力

地域社会の教育力が低下しているという現実を憂えているだけではなく、教育力を再生しようと努力している地域も増えています。そうした地域の取組に対し、学校としても児童生徒に積極的にかかわっていくよう働きかけることも有効です。

① 地域行事の復活や創生

近年、途絶えていた地域の祭りを復活させたり、住宅地で「子ども御輿」を新たに求め、地域住民が一緒になって楽しんだりする姿が見られます。

こうした姿は、純粋に子どもたちを楽しませたい、子どもたちと一緒に活動する時間を共有したいといった願いから生まれるものであるとともに、互いに力を合わせて地域づくりをしようとする自発性の表れだと思われます。

② 近所付き合いの形成

地域住民は、行事や自治活動などの共通体験を積み重ねることによって互いに心を開き、その付き合いも円滑にできるようになります。互いの違いを尊重し合い、コミュニケーションを図る中で近所との付き合いが形成され、自治活動なども活発になります。

児童生徒は、家族の近所との付き合い方を見て育つことから、善くも悪くもその影響を受けることになります。例えば、家族が近所の人たちと挨拶を交わす姿があれば、児童生

徒も自然と挨拶ができるようになります。地域の教育力を再生するには、家庭が孤立するのではなく、近所との付き合いを大切にすることが必要となります。

3 地域社会と学校

地域社会と学校の関係は、家庭との関係も含めて変動してきました。そこで、改めて、家庭・学校・地域で子どもを育てることの意義を明らかにし、連携・交流の在り方や地域が生きる教育活動について考えてみるのが大切になってきます。

(1) 学校の基本的な姿勢

学校が教育の目的を達成するためには、地域や学校の実態などに応じて、家庭や地域の人々の協力を得るなど、積極的に家庭や地域社会との連携を深め、働きかけていく必要があります。ここでは、そのために、学校がどのような姿勢を持って取り組むことが望ましいのかについて説明します。

① 地域を理解する努力

地域の持つ教育力が児童生徒の成長に大きくかかわることから、学校はその現状を把握する必要があります。地域の歴史と環境、伝統や文化、地域の人材などについて、教員自身が地域の実情を把握し、理解する努力が大切になります。多様な地域社会であるがゆえに、どのような人的資源や教育環境などが内在しているのか明確にする必要があります。

また、児童生徒の地域における実態を把握する必要があります。児童生徒が地域の環境の中でどのように生活しているのか、また、地域の行事にどのように参加しているのかなど、自治会やPTAの組織、民生委員や児童委員などを通じて把握することが大切です。

教員は、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえた上で、教育活動の目的や内容等を計画することになります。例えば、地域教材や人材の有効な活用は、児童生徒にとってより身近で、切実感のある教育を展開することになります。さらに、そうした活動の展開が、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育てるとともに、人間性の形成につながります。

他方、教員自身は住んでいる地域の一員であることから、地域の児童生徒とかかわる行事や活動などに積極的に参加し、努力することが大切です。また、教員がこうした体験を積み重ねることで、勤務する学校での取組に活かすこともできます。

② 連携・交流の在り方

連携や交流の在り方には、情報面と行動面の両面があります。まず、情報面では、地域での教育活動について情報を共有することが挙げられます。例えば、家庭や地域が学校からの便りなどを活用することで、学校の教育に対する理解を深め、情報の共有化を図ることができます。

また、行動面では、それぞれの活動主体が相互に連絡調整を図り、目的・計画・役割分担などを明確にすることが挙げられます。例えば、連携のためのコーディネイト役の教員が中心となり、児童生徒の安全性への配慮なども含めて事前に十分な打合せをすることや事後に評価することが必要になります。

(2) 地域が生きる教育活動

地域社会の中で、児童生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を展開し、生きる力を育成することが大切になります。ここでは、体験活動の充実を図ることと、学校に対する地域の人々の支援活動について説明します。

① 体験活動の充実

児童生徒の社会性を育成するために、人間関係づくりの活動や交流、自然体験活動や奉仕体験活動、職場体験活動が有効であると考えられます。

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画する態度（第 2 条第 3 号）、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度（同条第 4 号）が教育の目標として規定されました。さらに、19 年 6 月には、学校教育法が改正され、同様の趣旨が義務教育の目標として規定され、学習指導要領（平成 20 年改訂）や教育振興基本計画においても、学校教育において様々な体験活動の充実を図っていくことが必要とされています。

体験活動には、実感、発見、感動があることから、児童生徒の人間性に広がりや深まりが期待できます。実体験を伴う機会が少ない現代において、地域と児童生徒が触れ合い、一人一人が主体的に取り組む体験活動を推進することは、社会における役割や居場所に気付くよい機会となります。

特に、職場体験活動では、企業等の協力が欠かせません。そのためには、学校・PTA・教育委員会がそれぞれの役割を果たす必要があります。また、企業にとっては、教育活動への協力・参加を通じて社会貢献をすることになるとともに、生徒とかかわる喜びや生徒理解を深めることとなります。

② 地域の人々の支援活動

保護者や地域住民の中に、学校を支援するボランティアとして積極的に児童生徒とかかわろうとする動きが見られます。例えば、環境学習や郷土学習に関する支援、読み聞かせなどの読書活動に関する支援、部活動の指導などがあります。

また、地域によっては、不審者等から児童生徒の安全を確保するため、保護者や住民が協力し、登下校の時間帯に巡視する姿が見られます。こうしたボランティアには、子どものために、自分の知識や技術を役立たせたい、できることをしたいという思いがあります。

ボランティアのこうした思いに支えられ、学校が地域社会の人材の支援を得ることは、多様な教育活動の展開を可能にします。

第 2 節 学校を中心とした家庭・地域・関係機関等との連携活動

1 家庭・地域・関係機関等との連携の意義

学校が、家庭・地域・関係機関等と連携を図っていく場合、児童生徒の精神的発達を促したり問題行動等を未然に防止したりする側面からの連携と少年非行・問題行動等に適切に対応していく側面からの連携と二つの側面があります。ここでは、その両面から連携の意義について述べていきます。

（1）児童生徒の発達を促すための連携

生徒指導においては、児童生徒の問題行動への対処のみならず、個々の児童生徒の自尊感情・自己有用感の育成や規範意識の醸成など、児童生徒の健全育成と問題行動等を未然に防止する視点を持つことが重要です。そのため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの教育課程や課外の生活も含む学校教育全体において積極的に生徒指導の働きかけを行うことが重要です。多くの学校では、ボランティア活動や体験活動など、様々な形で取り組んでいます。

このような取組を進める上では、家庭・地域との連携が不可欠となります。なぜなら、児童生徒は家庭の中で育ち、様々な集団に属しながら地域社会とかかわり、様々な環境の影響を受けながら、社会性を身に付け、成長していくからです。また、家庭や学校を含む地域社会全体が本来の機能を健全に果たしていくことで、社会環境の及ぼす悪影響を防ぐとともに、積極的に児童生徒が健全な生活を営むことができるような環境を整えていくことが可能となります。

（２）問題行動等への対応を行う際の連携

現在、刑法犯・不良行為少年、暴力行為、不登校、ネット上のいじめなどの携帯・インターネット問題、児童生徒の安全確保、虐待など各学校における児童生徒をめぐる生徒指導上の課題は多様化し、その背景・要因には、学校生活だけではなく、家庭や生育に関することなど、子どもを取り巻く様々な生活環境が複雑に影響しており、対応・解決が一層困難な事例が増加しています。

そのため、学校のみでは解決できない課題に対しては、家庭はもちろん、地域社会における社会教育関係の団体や社会資源、警察その他の関係諸機関と相互協力して対応することが重要です。

２ 家庭・地域・関係機関等の役割

家庭・地域・関係機関等と円滑に連携・協働していくためには、それぞれの役割や権限、連携方法などについて把握し、連携の段階・態様や連携の流れなどについて学校でシミュレーションしておくことが大切です。

（１）家庭の役割

家庭ごとに家庭内の人間関係、経済状況、保護者の教育についての考え方、家庭を取り巻く地域の特性など、それぞれ様々な特色を持っており、児童生徒が人格を形成する過程でものの感じ方、考え方、行動の仕方など、家庭環境は児童生徒に大きな教育的影響を与えることとなります。また、学校教育を進める上での基礎になる基本的な生活習慣の形成にも家庭環境は重要な役割を持っています。各家庭は教育の場として、本来の教育的な意義・役割を十分に認識しておく必要があるとともに、学校は家庭との協力関係を築くため、それぞれの児童生徒の家庭環境に対しての理解が必要です。

（２）地域の役割

児童生徒の生活は、直接間接に地域環境の影響を受けており、学校もまた、周囲の自然的、社会的な環境に大きな影響を受けます。

したがって、地域社会では青少年の健全な発達にふさわしい社会環境を整え、好ましくない影響を防ぐ活動などが求められます。さらに、住民やそこに所在する各種の機関、団体、NPOなどととも地域社会自体の組織化などに積極的に取り組むことも大切です。

地域は児童生徒の健全育成を図る場となっており、学校が活用できる教育資源としての側面と、問題行動等に対し協力して取り組む社会資源としての側面などがあります（第8章第1節でその詳細が述べられています）。そのため、学校は、地域コミュニティなどの組織的な健全育成に関する活動などに積極的に協力することも大切です。また、その際、PTAが学校とその他の機関を結ぶ重要な役割を果たしているということも忘れてはなりません。

（3）関係機関の役割

① 刑事司法関係の機関

都道府県警察本部（少年サポートセンター）や各警察署、少年補導センターなどは、少年の非行防止や保護を通じて少年の健全育成を図るための警察活動を行います。具体的には、非行防止教室などの開催、少年の検挙・補導、少年事件の捜査、犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為に関する被害少年の保護、少年の福祉を害する犯罪の取締り、少年に対する暴力団の影響の排除、少年相談などです。さらに、少年サポートセンターでは少年補導職員などの専門職員が、街頭補導、少年相談、被害少年支援、立直り支援等、少年の健全育成・非行防止のための活動も行っています。

また、学校と連携を図ることの多い機関として家庭裁判所や法務省所管の少年鑑別所、少年院、保護観察所などがあります。家庭裁判所は少年の保護事件の調査と審判などの権限を有する機関です。非行があるとされる少年について、非行の原因を探り、非行事実の有無を確定し、その問題点に応じた処遇（3種の保護処分[少年院送致、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、保護観察]や児童福祉法上の措置、試験観察その他様々な教育的措置）の決定をします。ただし、保護処分等に至らない少年に対しても、非行について反省させ、非行を繰り返すことのないように、犯罪被害を考える講習を行うなど、様々な方法で教育的な措置も取っています。また、少年鑑別所は家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、少年たちが非行に走るようになった原因や、今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるのかなどの資質を、医学、心理学、社会学、教育学などの専門的知識や技術によって鑑別します。

② 福祉関係の機関

児童相談所は、児童福祉法に基づく児童福祉の専門機関として各都道府県に設置されています。非行、育成、養護、保健、障害など児童福祉に関するあらゆる相談を受け、必要に応じて家庭や生活歴、発達、性格、行動など専門的な角度から総合的に調査し、児童を家庭から一時的に離したり、児童福祉施設に入所させたりするなどの処遇を行う機関です。また親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人の選任や解任請求を家庭裁判所に対して行う権限も有しており、学校としても密接に協力すべき機関の1つです。

児童福祉施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他養護を要する児童を入所させ養護するなど、自立のための援助を行うことを目的とする児童養護施設、不良行為をし又はするおそれのある児童などを入所させて、自立を支援する児童自立支援施設な

どがあります。

福祉事務所は福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る機関です。福祉事務所が関係を持ってくるのは、主に生活保護その他の公的な扶助が必要な場合、児童福祉施設に入所する必要がある場合ですが、児童生徒の問題行動などの相談にも応じます。

③ 教育相談に関する機関

教育相談機関とは、一般的には学校以外に独立して存在する相談施設を指します。すべての都道府県および政令指定都市は、その教育研究所（教育センター）を有しており、その大部分が教育相談室などの教育相談機能を備えています。また区市町村の相談機関も、規模、構成などまちまちですが、各地で開設されており、教育関係者を中心に、心理の専門家が支援している場合もあります。また、大学に付属する児童相談施設や民間の機関もあります。

④ NPO等その他地域の諸機関・諸団体

地域には、青少年の健全育成・保護育成をねらいとする諸機関・諸団体など、様々な社会資源があります。児童生徒の非行防止を目的に補導活動や立ち直り支援などの育成活動を行う、少年補導員、少年補導補助員、少年指導委員、被害少年サポーター、青少年指導員、保護司などがいます。また、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員や地域の児童生徒が元気に安心して暮らせるよう、児童生徒を見守り、児童生徒の相談・支援などを行う児童委員や主任児童委員がいます。

また、不登校児童生徒の学校復帰を支援したり、少年非行からの立ち直りを支援し自立を促したりするなどの活動を行うNPO法人などもあり、これら地域資源を有効に活用していくことも大切です。

（４）連携の中心となる学校の役割

生徒指導が対象とする範囲は広く、その果たす役割は大きなものがあります。しかし、学校の持つ能力や権限を超えるような問題にまで深入りすることは、かえって事態を困難にしてしまうことがあります。また、児童生徒の問題行動や不登校の背景には、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境が複雑に絡み合い、学校だけでは解決困難なケースや、発達障害や情緒障害などによるもの、環境の病理性によるものなどもあります。その場合、その原因に関する正しいアセスメントが必要で、児童生徒の問題行動が学校内で対応できるか、他の機関にゆだねる方がよいか、あるいは、他の機関・専門家等との連携・協働によるのがよいかの判断は大変重要です。また、必要があると判断した場合は迅速に連携・協働し専門機関の助言を求める姿勢も必要です。そのためにも、家庭・地域、専門家や関係機関と連携・協働を進める上で、学校が自らの役割を率先して行うとともに、常に情報共有できるシステムを構築するなど、円滑に連携の図られる体制を構築し、その連携体制の中で全体をコーディネートしていく視点が必要です。

さらに、地域には教育分野のネットワークだけでなく、福祉や保健分野などのネットワークもあります。学校では、これまでも様々なネットワークを活用しながら児童生徒を支援してきました。例えば、多くの市町村が設置している「要保護児童対策地域協議会」な

ども活用できるネットワークの一つです（要保護児童対策地域協議会については、第6章Ⅱ第10節でその詳細が述べられています）。しかし、こうしたネットワークがなかったり、有効に機能していない地域でも、学校が教育委員会や関係機関と協働し、ネットワークを形成したり、社会資源を発掘したりすることも学校の役割として必要です。

【コラム】 子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進について

文部科学省では、いじめや不登校、自殺などといった子どもたちの抱える問題に対応するため、関係機関や民間団体が連携し、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等の取組を推進することを目的として、平成22年1月、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置した。会議では5つの関係省庁と、28の民間団体が構成員となり、互いに連携を深め、一致協力して問題の解決に取り組むための「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」を採択した。

「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」に基づく取組

- 1、子どもが悩みを相談することができるチャンネルを充実する
- 2、社会全体で子どもを見守る
- 3、子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる
- 4、子どもたちと地域の人が触れ合う機会をつくる
- 5、家庭教育への支援を行う

3 連携活動の進め方

学校が問題行動や不登校などの兆候をとらえた場合や問題行動等が発生した場合に、適切かつ迅速に対応するとともに、要因を分析し、未然防止の取組につなげていくことは重要な観点です。その過程の中で以下の点にも留意しながら躊躇することなく連携を図っていく必要があります。

（1）連携活動に当たっての基本的な考え方

① 学校における組織的対応

学校が、家庭・地域や関係機関と連携・協働し児童生徒を指導・援助するためには、全教職員が協力しなければ効果は上がりません。場合によっては家庭に働きかける必要もあり、担任だけで抱え込むことなく、どのように対応していくべきかなどいち早く学校内で情報を共有し、早い段階からチームを組み対応していくことが大切です。

組織的に対応するためには、チームとして協働して課題に取り組もうとする教職員の意識、雰囲気醸成を図ることが大切です（第6章Ⅰ第1節でその詳細が述べられています）。また、横断的に学校の総合的教育力を高める視点から学校組織をコーディネートする教職員の存在も重要です。

② 情報連携と行動連携

生徒指導における連携の重要性はこれまでも多くの場面で指摘されていますが、ややもすると問題行動等の対応に関する学校と関係機関との情報交換（情報連携）のみに終始してしまうことがあります。したがって、互いの意思の疎通を図り、それぞれの機関がそれ

それぞれの立場で一体となって協働し取り組んでいくこと（行動連携）が必要です。

③ 守秘義務と個人情報保護の観点

関係機関との連携では、個人情報保護の観点も重要な課題となります。連携した機関の間で守秘義務の徹底・管理を行うことは当然ですが、児童生徒や家族の情報の目的外利用や第三者への提供に関しても、正しい知識を持っておく必要があります。ただし過剰に情報を抱え込み過ぎたり、秘密の漏洩や情報の管理に過敏になりすぎて必要な情報収集に躊躇したりすることがないように留意する必要があります（守秘義務については第6章Ⅰ第3節で、個人情報保護については第4章第5節でその詳細が述べられています）。

④ 保護者の協力

問題行動などを未然に防止するための家庭の果たす役割が大きいということは広く認められるところですが、第二の防波堤は学校や地域です。したがって、学校・家庭・地域による強力な防波堤をつくる構えが必要です。問題行動や不登校などは、子どもから大人に移行する思春期の発達過程における課題であることが多く、その一種の試行錯誤的な体験をどのように理解し、活かして、適切な指導をしていくかは、学校の責務です。

また、課題解決のプロセスには、相互サポートの機会を高めるためにも、できる限り当事者（児童生徒・家族・教職員）の考えや意見が反映される機会を用意することも重要で、その観点からも、保護者の協力は不可欠です。

⑤ 役割・権限などの相互理解

関係機関とつながるためには、関係機関の役割と業務を正しく理解しておくことが大切です。さらに、そこで働く方々の職種や専門性の正しい知識も必要です。関係機関の役割、業務や職員の専門性は、それぞれの地域の実情に即して活用する必要があります。

⑥ 日常からの協働

関係機関との連携においては、合同の研修会や事例検討会を開催したり、普段から情報交換を定期的に行ったりするなど、日常からの協働関係を築いておくことが重要です。

互いの組織の窓口（連絡担当者）を明確にし、情報を共有できるようにしておくことも必要です。

（2）関係機関ごとの留意点

一口に関係機関といっても、極めて多種多様であり、学校が常にこれらのすべてと十分な連絡をとるということは容易ではありません。しかし、日ごろから密接な連絡をとるように努めるとともに、それぞれの機関の職能、機能、所在や担当者などを知っておくことは、学校として必要なことであり、一覧にまとめてマニュアルにしておくなどの工夫も必要です。

① 刑事司法関係の機関

警察関係の機関や家庭裁判所などとの連携に当たっては、児童生徒の非行からの立ち直りと自立のためという視点からの情報共有が大切です。また、警察の補導、家庭裁判所での少年審判手続、保護観察所での指導などについて十分な知識を持つことも大切です。

また、問題行動が発生した場合のみに連携するのではなく、非行防止教室など問題行動等を未然に防止したり、早期に発見したりするための取組を始めとした日常からの連携体制を築いておくことが重要です。

② 福祉関係の機関

これまで学校は、積極的な家庭訪問などを通して、児童生徒・保護者に寄り添うことにより、生徒指導においても成果を挙げてきました。しかし、少子化・核家族化などから、個人・家庭の壁が厚みを増し、家庭に働きかけることが困難なケースが増えています。あわせて、児童生徒や家族を支援・援助する医療や福祉制度の充実など、福祉的な観点からのより進んだ児童生徒に対する援助が求められています。そのため、福祉関係機関との連携に当たっては、情報共有はもとより、例えば施設入所している児童生徒に対し、学校が積極的に出向くなど、きめ細かな援助を心がけることが重要です。

③ 教育相談に関する機関

生徒指導上の課題解決のためには、十分な児童生徒に対する理解が必要なことはいまでもありませんが、児童生徒の生活全般に関する情報、家庭環境・生活に関する情報、児童生徒の成育や発達、心理、医療に関する情報など様々な側面から総合的に検討するための多くの情報が必要になります。また、教員の単なる主観だけの情報ではなく、ときには科学的な調査や検査による客観的な資料も収集し、それを活かすことも必要です。そのためにも教育相談機関と密接に連携を図り、児童生徒の理解に努めることが大切です。

④ NPO等その他地域の諸機関・諸団体

児童生徒の発達を促し健全に育成することは、学校の力だけで担えるものではなく、学校は、地域コミュニティなどの組織的な健全育成に関する活動などに積極的に協力していくことが大切です。学校教育が環境から素材をとり、できるだけ環境を活用し、また環境を向上させる努力をしなければならないことから、まず教職員ができるだけ地域の状況を知り、地域に愛情や愛着を感じることが望まれます。愛情や愛着のないところに真の人間関係は期待できませんし、学校や地域の向上に資する情熱も生まれてきません。

第3節 地域ぐるみで進める健全育成と学校

1 青少年の健全育成について

一人の人間にとって、青少年期は人生の特別の時期であり、すべての人間が通過していく時期であり、またその青少年期は社会の影響を強く受ける時期でもあります。この時期をいかに生育するかは、個人にとっても社会にとっても、常に新しい課題となります。

(1) 社会の変化の中での青少年育成

我が国の社会は、努力すれば報われる平等な国、犯罪が少なく安全な国と国民自身が信じ、外国からもそう見られていました。いま、それが大きく変わりつつあり、かつ、社会階層の分化が進んでいるとの指摘があります。

一方では、安全神話は崩れ、知らない大人は警戒しなさいと子どもたちに言い聞かせることが当たり前になっています。

また、我が国の社会は、大きな変動の波をいくつかくぐり、青少年やその生活環境は著しく変わってきました。これによって、いわゆる青少年問題も複雑な様相を呈するようになり、すべての地域住民による地域を挙げて青少年の健全育成に取り組む必要性はますます

す大きくなっています。

（２）青少年育成国民運動とは

青少年の健全育成の国民運動は、①青少年が誇りと責任を自覚し、未来を自ら開き希望を持って生きること、②親をはじめすべての国民が積極的に青少年育成に努めること、③行政と民間が協力して青少年育成の施策の強化とその効果が上がるようにしていくこと、の三つを旗印として昭和 41 年に始まりました。

国民運動を推進するため、昭和 42 年度末までに、ほぼ全国の都道府県に青少年育成都道府県民会議が結成されました。

「伸びよう、伸ばそう青少年」あるいは「大人が変われば、子どもも変わる」など、共通のスローガンを掲げ、各地域では、それぞれの実情に基づく育成課題を設け、その育成目標を目指して、青少年健全育成の取組を進めています。

（３）青少年育成施策大綱の制定

青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 15 年 12 月に国としての青少年育成に関する政府の基本理念と中期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」を策定し、様々な施策を推進してきました。

当本部は策定から 5 年が経過した平成 21 年 12 月に時代の変化に対応した青少年施策の一層の推進を図るため、新たな「青少年育成施策大綱」を策定し、以下の 3 点を基本理念としています。

- ① 青少年の立場を第一に考える
- ② 社会的な自立と他者との共生を目指して、青少年の健やかな成長を支援
- ③ 青少年一人一人の状況に応じた支援を社会総がかりで実施

青少年の健全育成は、社会全体の責任であることを考慮し、家庭、学校はもとより、地域、職場、民間団体等の社会を構成するすべての組織及び個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要です（第 7 章第 4 節でその詳細が述べられています）。

（４）市町村での取組

市町村での健全育成の取組では、平成 18 年度末には、70%あまりの市町村（約 1,600）に青少年育成市町村民会議が結成されて、主として首長部局等が幹事役を引き受けて、相互に連絡、連携、協力しながら青少年の健全育成に取り組んでいます。

健全育成に向けた活動は、青少年が生活している地域においてこそ、最も有効に働きます。

市町村民会議は、その地域の住民や関係団体・機関等が集まって結成しており、青少年育成国民運動推進員や青少年育成アドバイザーも委嘱されています。学校にとっても連携、協力を図ることにより大きな成果を得ることになります。

さらに、市町村民会議の下に学校区の地域コミュニティ組織を構築した取組は、これからの参考になります。

(5) 学校区での促進の具体例

学校区で健全育成を図るためには、保育園、幼稚園、小学校、中学校、自治会、婦人会、長寿会、PTA、子ども会などの様々な関係機関と諸団体がかかわってきます。

学校は、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心、探究心等を身に付けさせることで生きる力を、家庭では、しつけと食の課題にをきちんと取り組むことから生きる力を、地域は、自然体験や社会体験等で地域社会とのかかわりを持つことを培って生きる力を育てます。

つまり「市民総ぐるみで子どもの教育に取り組む」ことを基盤として様々な体験活動・実践活動が行われています。

【実践活動例】

- ・ 家庭から始まる声かけ（あいさつ）運動
- ・ 「まちをきれいにする日（毎月1日）」での隣近所の人たちとの声かけやあいさつ標語の募集と表彰
- ・ 学識者の協力による、小学校低学年の「寺子屋学習」（2泊3日の通学合宿）、小学校高学年の史跡探訪
- ・ さつま芋等の栽培と収穫期の焼き芋大会における、高齢者と幼稚園児・小学生との昔からの遊びやしつけを含めた触れ合い
- ・ 子育てグループの、幼児育成、健康相談会を通じた幼児から高齢者を交えた交流

これらの取組は、学校区の色々な関係機関や団体が集まり、地域の子どもたちを心豊かで逞しく育てていくために、地域の大人と子どもがどのようにかかわればよいかを話し合いながら進められており、これからの進展が期待される新しいタイプの青少年育成活動になります。

2 社会教育との連携・融合について

教育は、学校での教育のみならず家庭における教育、各地域において行われている社会教育を始めとする学校外での教育、これらをすべて含むものです。

学校教育と社会教育の連携・融合については、社会教育が学校教育の補完にとどまらずこれまで「学社連携論」や「学社両輪論」等が絶えず提起されています。

学社融合については、「生涯学習審議会」（以下、「生学審」）の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」（平成8年）の中で示されています。生涯学習社会での学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで学習の場や活動等両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって児童生徒の教育に取り組んでいこうという考え方です。

(1) 社会教育とは

社会教育とは、教育のうち、学校及び家庭において行われる教育を除いて広く社会において行われる教育をいいます。社会教育法の定義では「社会教育とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に行われる

組織的な教育活動をいう」としています。

社会教育については、教育基本法第 12 条で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」としています。

教育活動を通して児童生徒に対する教育の目標を達成するためには、学校教育と社会教育のつながりをより深く保ちながらいつも連携し、融合していくことが必要です。

（２）社会教育主事、社会教育主事補との連携

学校教育と社会教育のつながりを緊密にしていく一つの方法として、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれている社会教育主事や社会教育主事補と協力していくことが大切です。

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的・技術的な助言と指導、また、学校が社会教育関係団体、地域住民、その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるようになっています。

学校の教育課程（総合的な学習の時間等を含む）として行われる教育活動を行うために学校外に必要な協力、支援を求めるとき、社会教育主事などと相談して進めることで教育活動の目標がよりよく達成できます。

（３）社会教育施設・機関等の活用

国及び地方公共団体は、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性があることから、学校教育と社会教育の連携の確保に努め、学校教育の向上に資すること、また、「社会教育の奨励に必要な施設の設置や運営、集会の開催などにより、すべての人が文化的教養を高める環境を醸成するよう努めなければならない」としています（社会教育法第 3 条）。

その上で、市町村の教育委員会の事務の中に公民館や図書館、博物館、青年の家、その他の社会教育施設等の設置と管理があります。そして学校の行う社会教育のための講座の開催とその奨励も含まれています。

他に児童館や野外教育施設、地域によってはコミュニティセンターなども設置され、各社会教育施設等は、地域の青少年のための独自の事業も実施しており、児童生徒が興味と関心を持って参加できる諸活動や主体的に参画できる活動も含まれているので学校はこれらの施設等と積極的に連携し、活用していくことが必要です。

（４）青少年団体等の社会教育関係団体との協力・連携

社会教育関係団体は、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であり、社会教育法に定められています。その中でも青少年団体は、学校外での青少年教育に携わり、地域を中心に日常的に豊かな心と健やかな体をはぐくむための以下のような様々な体験活動や実践活動等を行っています。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・自然を学びの場とする活動 | ・国際理解・貢献に向けた活動 |
| ・地域や文化振興にかかわる活動 | ・環境保全への活動 |
| ・安全な生活を営むための活動 | ・科学的な思考を促進する活動 |

青少年団体の連絡・協議組織である中央青少年団体連絡協議会では青少年団体の協力を得て、“学校・家庭・地域社会を結ぶ青少年団体活動”をスローガンに掲げて地域や各地で様々な活動を進めています。学校は、学校外での青少年教育を担うこのような団体と、積極的に連携することが重要です。

(5) 青少年団体の現況

青少年が集団の中で自己を確立し、連帯の心を身に付けていく上で青少年団体は大きな教育的役割を果たしています。

青少年団体は、地域を中心に様々な活動を通じて学校外での青少年教育にかかわっていますが、少子化や児童生徒を取り巻く環境の変化で青少年団体活動への参加者は減少していく傾向にあり、その対応策として活動の内容（特にプログラム）の見直しやリーダーの資質向上等の取組が行われています。

また、青少年団体の活動を通じて健全育成は、日常的に、また継続的に行われており、このことによって児童生徒の正しい生活習慣の励行や規範意識の醸成や向上に役立っていることが実証されています。

3 体験活動と児童生徒の居場所づくり

学校・家庭・地域社会が一体となって、教育機能を発揮する中で、児童生徒が様々な体験の機会を増やし、いわゆる「生きる力」をはぐくもうとしています。

家庭や地域社会で、学校では十分体験できない異年齢の子ども同士の遊びや多様な地域活動、自然体験活動、社会奉仕体験活動、職場・職業体験活動、文化活動、スポーツ活動や青少年団体の活動への参加等、様々な活動の体験の機会を充実することが青少年教育、また健全育成の観点から必要です。

(1) 生活体験・自然体験が子どもの心をはぐくむ

平成 11 年 6 月に「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」（生学審）と題した答申において、子どもの心を豊かにはぐくむためには、家庭や地域社会で、様々な体験活動の機会を子どもたちに意図的、計画的に提供する必要があるとしています。

また、内閣総理大臣の下に発足した教育改革国民会議が、平成 12 年 12 月、「教育を変える 17 の提案」と題した最終報告をとりまとめました。その中で、①奉仕活動を全員が行えるようにする、②子どもの自然体験、職場体験、芸術・文化体験等の体験学習を充実する、③通学合宿等が異年齢交流や社会教育活動への参加を促進することを提示しています。

平成 19 年 1 月「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（中教審）では、自然体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感の身に付いている者が多く（独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」報告書 平成 17 年度調査）、自然に触れることで学習意欲を喚起される者が多い（文部科学省「平成 14 年度学習意欲に関する調査研究」）ことが示されています。

その中で、すべての青少年の生活に体験を根付かせ、体験を通じた試行錯誤・切磋琢磨

を見守り支えようと提言しており、上述のような実践に向けての取組が必要となっています。

（２）体験活動の重要性と推進

各学校には、それぞれの発達の段階に適応した教育の目的や目標が定められ、その目標が達成されるよう体験活動については、「小学校では特に、教育の目標が達成できるよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」としています（学校教育法第13条）。

また、この場合において社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないことが定められています。

社会教育関係団体では、体験活動を重視し、実践活動を推進しており、特に出会いから新しい発見、そして感動へとつながっていくことを大事にしています。

【コラム】 体験活動の大切さ

体験活動の大切さを上手く表現したものとして、サトウ・ハチローの「からだでおぼえたものは、はなれない」という詩がある。その中に、以下のような記述がある。

手でおぼえる
足でさとり
目にやきつける
胸にしみこまず

（中略）

からだでおぼえたものは
からだからはなれない
はなれない

この詩からは、からだ全体で体験したことは、離れずに心に染み透ることを知ることができる。

（３）児童生徒の参加・参画

地域の構成員一人一人が、セーフティネットの役割を果たさなければならないとの認識を持つことが健全育成を支えることになります。しかし、一方で児童生徒一人一人が自分たちも地域の構成員の一人であることを自覚し、また認識させることが大切です。児童生徒は、お客様として地域に住んでいるのではなく、家庭でも構成員の一人として何らかの役割を持つ手伝いをするところから始まり、さらに住んでいる地域社会においても児童生徒ができることで役割を果たすことが重要であることを実践を通じて学ばせ、社会参加へ導きます。

“あなたが必要です”と呼びかけ、“私にできることは何だろう”と自分で考え、実践するよう取り組ませることが必要です。

児童生徒が自ら参加する、実践することから地域とのつながりができます。社会体験の一つであるボランティア活動は、自発性が大切であり、プログラムの企画の段階から運営への参画によって、よりよい成果が挙がっています。

地域社会にあって児童生徒が主体となり主導する活動は、健全育成が「伸びよう、伸ばそう青少年」の二面で成り立つ中で、青少年が主体となる「伸びよう青少年」の視点が重要であり、その環境を作り出すことが大人や地域社会の責任です。

（４）児童生徒の居場所づくり

児童生徒たちが主役となる居場所づくりへの取り組みが今後の課題とも言えます。青少年の様々な問題行動の要因の中に児童生徒の居場所がないことがあります。居場所づくりは、発達の段階によって備える事柄は異なりますが、地域住民一人一人がまず児童生徒に関心を持つことであり、学校としての協力は欠くことのできないことであります。

居場所づくりとして放課後の学童保育、放課後子ども教室や総合型地域スポーツクラブ、地域によっては冒険広場（プレイパーク：安全を自己管理して自由に遊べる場所）等があります。

土、日曜日等の休日は、青少年団体等の社会教育関係団体が行っている諸活動に参加することもできます。

これらの居場所づくりは、地域社会（学校も含む）の中で行われることにより青少年の健全育成に大いに役立つものになり、併せて安全・安心して多彩な活動ができる活動拠点を確保し、放課後や週末における様々な体験活動ができる児童生徒の居場所づくりが必要です。また教職員も地域社会の一員として積極的にかかわっていくことが期待されます。

第４節 社会の形成者としての資質の涵養に向けて

１ 現代社会における教育の使命

世界は大きく変動し、各国は、競争と共存・協力という世界状況のなかで、これまで以上に知の創造と絶えざるイノベーションを推し進め、国民一人一人の幸福を実現しつつ社会の発展を図っていくことが期待されています。

資源の乏しい我が国では、これまでも知を文化とし、豊かな人間力を育成する人づくりによって、これに応えようとしてきました。そして今、我が国のこれからの国家・社会の発展と個々の幸福の実現を考えると、その原動力となるのは、やはり人づくりであり、教育の営みそのものにほかなりません。

しかし、昨今の社会の変化は、一方では、私たちの生活を向上させるとともに、もう一方では、様々な問題をもたらしてきました。こうした状況のなかで、大人へと育っていく児童生徒には、今まで以上の資質や能力が求められ、抱える課題や問題に対処し、その解決を図る力が求められるようになってきているといえるでしょう。そのことは、とりもおさず、教育に課せられた使命と生徒指導の役割が、より一層大きなものになってきていることを意味しています。

「社会が急激な変化を遂げる中において、個人には、自立して、また、自らを律し、他

と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力が一層求められるようになる。すべての人に一定水準以上の教育を保障するとともに、自らの内面を磨くために、また、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境の整備が課題となっている。」（「教育振興基本計画」第1章（2））との指摘は、それを端的に表現しています。

これからの教育の新たな地平を切り拓くべきときに当たって、学校教育はいうまでもなく、家庭においても、地域においても、自らの教育力を高め、課せられた使命を果たすべく、社会全体で取り組むことが求められています。

2 社会の形成者としての資質

このような教育に期待されているのは、本書で繰り返し指摘されてきた、社会の中で自己実現を図りながら、個々の幸福を追求すると同時に社会の発展をも追求する大人への成長・発達です。そのためには、「社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動する」（「教育振興基本計画」第1章（2））という、社会の形成者にふさわしい資質や能力の涵養が求められます。

ここで、その代表的なものについて例示しておきましょう。その一つは、学びの基礎となる豊かな心と健やかな体を培うことです。これらの資質や能力の成長・発達に当たっては、学校教育だけでなく、家庭や地域、あるいは全体社会の果たす役割は極めて大切です。

もう一つは、知識や技術を学び、それを社会的な場面で実践し行動する力です。知識や技術については、基礎・基本から、気付く、考える、表現する、応用する、課題を解決する、実践し行動するなどといった質の高い知力を意味しています。

社会の形成者として求められるいま一つの資質・能力は、自己と社会を学ぶことです。自分自身についての自己理解を図ることは大切なことですが、これらを他者とのかかわり、集団とのかかわり、社会や地域とのかかわり、自然や崇高なものとのかかわりなどのなかで理解していくことによって、自己と社会とのつながり（ソーシャル・ボンド）が育まれていきます。身に付けた知識や技術とその実践が、社会の形成者としての資質や能力たり得るのは、これらの自己と社会とのつながりがあつてのことです。

こうした学びを通じて、自己肯定感や社会的な有用感、学習意欲など、学びに向き合う力が培われ、確かな学力へと結び付いていきます。生徒指導が、その特徴に立ちつつも教育課程と一体となって学校教育を担う重要な機能として位置付けられ、社会の形成者としての資質の涵養の中核に当たるものとして位置付けられている所以です。

生徒指導が、このように教育課程と一体となって児童生徒に働きかけ、生きる力を培い、社会へとつなげていくためには、生徒指導に当たる教員が主導しつつ、すべての教員がその役割を担うことが大切です。

3 社会的なリテラシーの育成

しかし、以上に見てきたような資質や諸能力を、他者との間で、また集団や社会の中で、適切に活用していくことができれば、自己実現を図り、個人の幸福や社会の発展

を実現していくことは難しいでしょう。そうした、使いこなすための能力のことをリテラシーと呼びます⁷。

社会の形成者としての資質と能力を培うためには、もう一つ、様々なリテラシーを学ぶことも必要です。言葉や情報に関するリテラシー、学習態度や学びのスキルなど学びに関するリテラシー、対人関係リテラシー、基本的な生活習慣を始めとする日常生活や規範意識、公共の精神を含めた社会生活にかかわるリテラシーなど、様々な生活資源や社会的な場面にかかわるリテラシーがあります。これらは人々が社会のなかで生活し、個々の幸福の実現と社会を発展させていくための包括的・総合的な「社会的なリテラシー」と呼び得るものの基盤となるものです。

単に、知識や技術、断片的な個々のリテラシー、社会的な資質や能力を身に付けるだけではなく、社会のなかで、その時々状況を判断しながら、それらを適切に行使用することによって、個人や社会の目的を達成していく包括的・総合的な能力。それを社会的なリテラシーと呼ぶとすれば、生徒指導の最終目的は社会的なリテラシーの育成にあるといえます。知識やスキル、断片的な資質や能力を寄せ集めただけでは、真に社会性が育ったということとはできません。大切なことは、それらを統合して主体的に行動できるようになることです。それこそが、国家・社会の形成者としての人格の完成であり、自己指導能力や課題解決能力の育成にもつながる生徒指導の最終目標であるといえるでしょう。

そのためには、生徒指導に当たる教員が、先頭に立って、単に学校教育の場面だけでなく、家庭、地域と協働し、関係機関等をも含めた社会を挙げての取組をリードしていくことによって、生徒指導の目標と教育の使命を果たしていくことが、これからの社会ではますます大切なことになってきます。これからの私たちの社会に新たな地平を拓き、人々の個々の幸福の実現と社会の発展を展望するとき、社会の形成者としての資質を涵養する生徒指導こそが鍵となるといっても過言ではないでしょう。

⁷「リテラシー」は、本来の意味としては主として言語に関して用いられてきたが、今では情報リテラシーのように、言語以外の領域に対しても用いられるようになっている。